

# 渡良瀬川河川維持管理計画

【国土交通大臣管理区間編】

令和8年4月

国土交通省関東地方整備局  
渡良瀬川河川事務所

## はじめに

渡良瀬川の河川維持管理は、「洪水等による災害の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の保全」がされるよう地域の特性を踏まえながら常に適切な状態に保つ必要がある。

高度経済成長期を中心に多く整備されてきた施設の更新時期を迎えている中で、河川管理の目的が達せられるよう、より効果的・効率的な維持管理を進めていくために、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期等具体的に定め、概ね5年間を基本とした河川維持管理計画を平成24年3月に作成し、平成29年3月に改訂した。

この維持管理計画に基づき、河川の状態変化の監視、維持管理対策の実施、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により、効率的・効果的な管理と、適切な費用投資により、施設の機能低下を相対的に防ぎ、施設の延命化を図ってきた。

その後、河川、河川管理施設等の状況の変化や、維持管理実績のデータも蓄積されたことから、河川維持管理計画の改訂を行うものである。

なお、今後も河川維持管理計画は、河川、河川管理施設等の状況の変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行っていく予定である。

令和8年4月

# 渡良瀬川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】

1. 河川の概要	1
1.1. 流域の概要	1
1.2. 流域の社会状況	2
1.3. 治水の沿革	2
1.4. 利水の沿革	5
1.5. 流域の環境	5
2. 河川の区間区分	8
3. 河川維持管理上留意すべき事項	10
3.1. 河道管理上の現状と課題	10
3.1.1. 河道の現状と課題	10
3.1.2. 岩井地区の河道維持	13
3.1.3. 洪水流下断面不足箇所	14
3.1.4. 堰による河道への影響	14
3.2. 施設管理上の現状と課題	15
3.2.1. 堤防の整備状況	15
3.2.2. 出水時の被災状況を踏まえた堤防の評価	15
3.2.3. 水門、樋門・樋管、排水機場の管理状況	16
3.2.4. 堤防防護ラインと低水護岸	17
3.2.5. 重要水防箇所、危険箇所	18
3.2.6. イノシシを要因とする堤防損傷状況	19
3.2.7. その他の動植物を要因とする堤防損傷状況	21
3.2.8. 観測施設、電気通信施設の管理状況	23
3.2.9. 許可工作物の管理状況	23
3.3. 適正な低水管理及び渇水時における水利使用	24
3.4. その他の現状と課題	26
3.4.1. 河川利用	26
3.4.2. 日常の維持管理	26
3.4.3. 危機管理	27
3.4.4. 関係機関との協働	27
4. 河川の維持管理の目標	28
4.1. 施設の機能維持に係る目標設定	28
4.1.1. 河道の維持管理	28
4.1.2. 堤防の維持管理	30
4.1.3. 護岸の維持管理	30
4.1.4. 河川構造物(土木構造物)の維持管理	31
4.1.5. 河川構造物(機械・電気設備)の維持管理	31

4.1.6.	電気通信施設の維持管理	31
4.1.7.	観測施設の維持管理	31
4.2.	河川区域等の適正な利用	32
4.3.	河川環境の整備と保全	32
4.3.1.	河川利用空間の維持管理	32
4.3.2.	流水の正常な機能の維持	32
5.	河川の状態把握	33
5.1.	一般	33
5.1.1.	実施の基本的な考え方	33
5.1.2.	実施の頻度・時期、実施に当たっての留意事項	33
5.2.	基本データの収集	34
5.2.1.	水文・水理等観測	34
5.2.2.	測量	35
5.2.3.	河道の基本データ	36
5.2.4.	河川環境の基本データ	37
5.2.5.	観測施設、機器の点検	37
5.3.	堤防点検等のための環境整備	38
5.4.	河川巡視	39
5.4.1.	平常時の河川巡視	39
5.4.2.	出水時の河川巡視	40
5.4.3.	渇水時の河川巡視	40
5.5.	点検	41
5.5.1.	出水期前、台風期、出水中、出水後の点検	41
5.5.2.	地震後の点検	42
5.5.3.	安全利用点検	43
5.5.4.	機械設備、電気通信施設を伴う河川管理施設の点検	44
5.5.5.	許可工作物の点検	45
5.6.	河川カルテ（データ等の取得と蓄積）	46
5.7.	河川の状態把握の分析、評価	46
6.	具体的な維持管理対策	47
6.1.	河道の維持管理対策	47
6.1.1.	河道流下断面の確保・河床対策	47
6.1.2.	河岸の対策	48
6.1.3.	樹木の対策	50
6.2.	施設の維持管理対策	51
6.2.1.	堤防	51
6.2.2.	護岸	58
6.2.3.	根固め工	60

6.2.4.	水制工.....	61
6.2.5.	樋門（樋管）・水門.....	62
6.2.6.	堰.....	65
6.2.7.	排水機場.....	69
6.2.8.	伏せ越し.....	71
6.2.9.	許可工作物.....	71
6.3.	河川区域等の維持管理対策.....	75
6.3.1.	一般.....	75
6.3.2.	不法行為への対策.....	76
6.3.3.	河川の適正な利用.....	79
6.4.	河川管理施設の操作.....	79
6.5.	河川環境の維持管理対策.....	80
6.6.	水防等のための対策.....	82
6.6.1.	水防等のための対策.....	82
6.6.2.	水位情報等の提供.....	83
6.6.3.	水質事故対策.....	84
7.	地域連携等.....	85
7.1.	県、市町、関係機関等と連携して行うべき事項.....	85
7.1.1.	水防活動等への対応.....	85
7.1.2.	水質事故対策.....	86
7.1.3.	渇水時における適正な水利用への対応.....	87
7.1.4.	イノシシによる堤防の掘り起こし対策.....	87
7.2.	県、市町、関係機関、河川協力団体、住民等と連携して行っていく事項.....	88
7.2.1.	渡良瀬川クリーン運動協議会.....	88
7.2.2.	水辺の利活用.....	88
7.2.3.	総合学習.....	89
7.2.4.	河川協力団体.....	89
7.3.	その他連携して行う事項.....	90
7.3.1.	防災エキスパートとの情報交換.....	90
7.3.2.	宇都宮大学との連携.....	90
7.3.3.	陸上自衛隊東部方面隊との情報連絡会.....	90
8.	効率化・改善に向けた取り組み.....	91
8.1.	効率化・改善に向けた維持管理.....	91
8.2.	施設の老朽化に備えた長寿命化対策.....	92
8.3.	サイクル型維持管理.....	92

# 1. 河川の概要

## 1.1. 流域の概要

渡良瀬川は、その源を、栃木県日光市の皇海山（標高 2,144m）に発し、足尾山地を流下し草木ダムに注ぎ、山間地を経てみどり市で関東平野に流れて出ている。ここより、流路を南東に変え、足尾山地の南西縁に沿って流下し、左支川桐生川を合流後、足利市で岩井山を迂回する。その後、左支川の旗川、秋山川、右支川の矢場川を合流し、渡良瀬遊水地を過ぎ、左支川巴波川、思川を合わせ利根川本川に合流する、幹川流路延長 111.7km、流域面積 2,621km<sup>2</sup>の一級河川である。

渡良瀬川流域の地形は、高津戸地点より上流域には足尾山地を初めとした急峻な山々が連なり、その下流域は、丘陵地、台地、沖積平野が広がっており、桐生市の新赤岩橋下流より川幅が広がり、河道は礫、玉石を主とした礫河原が形成されている。岩井山付近より下流では、川幅は上流部より若干広がり、流れは緩やかになり、河道は高水敷と低水路が明確となっている。渡良瀬川上流域の地質は、古生層、中生層、中生代火成岩類、第三紀層及び第四期岩層類で形成され、中生代三畳系の地層が広く分布している。下流域の地質の内、台地は面のほとんどは関東ローム層であり、低地部は、最終氷河期最盛期の海面低下によって台地を侵食して形成された深い谷を、その後の海進によって堆積した砂岩、泥岩などの堆積岩が多く分布している。

渡良瀬川流域の気候は太平洋側気候に属し年間降水量は桐生観測所で概ね 1,240mm、足尾観測所で概ね 1,790mm であり平野部では小雨、山地部では多雨となっている。

表 1-1 渡良瀬川流域

項目	渡良瀬川全体	渡良瀬川 河川事務所管内 (13.5kより上流)
流域面積	2,621km <sup>2</sup> *1	1,218km <sup>2</sup> *1
幹川流路延長	111.7km*1	98.2km*1
流域市町	14市8町*2	8市4町*2
流域にかかる 市町の総人口	約124万人*1	約51万人*1

※1: 第10回河川現況調査（調査基準年：平成22年）  
 ※2: 第10回河川現況調査（調査基準年：平成22年）  
 結果をもとに令和8年3月までの市町村合併を反映



図 1-1 渡良瀬川河川事務所流域図

表 1-2 渡良瀬川河川事務所管理区間延長

渡良瀬川河川事務所管理区間延長	渡良瀬川	42.5km
	支 川	27.9km
	草木ダム	6.5km
	合 計	76.9km



図 1-2 渡良瀬川を含む関東周辺の地形

## 1. 2. 流域の社会状況

渡良瀬川流域は、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県4県の14市8町からなり、流域内人口は約124万人。流域の土地利用は、山地等が約76%、水田、畑等の農地が約18%、宅地等の市街地が約6%となっている。

渡良瀬川河川事務所の管理区間は渡良瀬川 13.5k（栃木県栃木市藤岡町藤岡）地点より上流であり、流域内は、JR 両毛線や東武伊勢崎線、東北自動車道、北関東自動車道、国道50号線などの基幹交通が整備されており、渡良瀬川やその支川に沿って人口・資産が集積している。

## 1. 3. 治水の沿革

渡良瀬川の改修計画は、明治43年から藤岡における計画高水流量を2,500 m<sup>3</sup>/sとして改修に着手し、大正15年（昭和元年）に竣工した。次いで昭和13年9月洪水を鑑み、昭和14年に増補計画として、岩井における計画高水流量を2,800 m<sup>3</sup>/sと改定し、堤防の嵩上げ及び引堤を行った。さらに昭和22年9月洪水を鑑み、藤岡における計画高水流量を4,500 m<sup>3</sup>/sに改定した渡良瀬川総体計画を昭和28年に策定した。その後、流域の開発の進展等に鑑み、昭和40年に高津戸における基本高水のピーク流量を4,300 m<sup>3</sup>/sとし、このうち上流のダムにより800 m<sup>3</sup>/sを調節し、計画高水流量を3,500 m<sup>3</sup>/sとする利根川水系工事実施基

本計画を策定した。この計画に基づいて上流域に草木ダムを完成させ、築堤等を実施した。その後、昭和 55 年に基準地点高津戸における基本高水のピーク流量を 4,600 m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流のダムにより 1,100 m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 3,500 m<sup>3</sup>/s とした。

岩井地先における渡良瀬川の河道は、岩井山を回り込む形で異常な急曲と狭窄部を形成していた。このため、昭和 22 年のカスリーン台風による洪水で、岩井山直上流において決壊し、大災害となった。この大災害を契機に、渡良瀬川の河川改修は大幅に見直され、洪水を安全に流下させるため岩井分水路が計画された。岩井分水路は、昭和 38 年に着手され昭和 42 年に完成した。

その後、渡良瀬川上流の洪水を調節するための草木ダムが昭和 52 年に完成した。

矢場川は藤川、多々良川、姥川を合流し蛇行している上、河床勾配がゆるく流下断面が小さく、さらに渡良瀬川の背水の影響を受けるため、たびたび湛水被害が発生した。このため矢場川放水路事業に昭和 37 年度に着手し、矢場川放水路を含む矢場川の暫定改修が平成 7 年度に完了した。

桐生川は、明治 43 年の出水より桐生濁沼地区において破堤し、それにより生じた流路を本来の流路に戻すとともに、将来計画を踏まえた河道付替事業が昭和 60 年度から行われ、平成 21 年度に完成した。昭和 22 年のカスリーン台風以後は決壊をとまなう大きな災害は発生していない。

平成 18 年に策定した利根川水系河川整備基本方針（以下「河川整備基本方針」と称す）において、基本高水のピーク流量を基準地点高津戸において 4,600 m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 1,100 m<sup>3</sup>/s を調節し、河道への配分流量を 3,500 m<sup>3</sup>/s とした。

令和 6 年に改訂した河川整備基本方針において、基本高水のピーク流量を基準地点高津戸（たかつど）において 5,000 m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 2,200 m<sup>3</sup>/s を調節し、河道への配分流量を 2,800m<sup>3</sup>/s へと改訂とした。

#### ●改修の経緯

明治 43 年 渡良瀬川改修計画（利根川合流点～足利）

計画高水流量：2,500m<sup>3</sup>/s（藤岡）

昭和 14 年 利根川増補計画（利根川合流点～足利）

計画高水流量：2,800m<sup>3</sup>/s（足利）

昭和 15 年 渡良瀬川上流改修計画（足利～桐生）

計画高水流量：2,700m<sup>3</sup>/s（桐生）

昭和 28 年 渡良瀬川総体計画

計画高水流量：3,500m<sup>3</sup>/s（桐生）

昭和 40 年 工事実施基本計画

基本高水ピーク流量：4,300m<sup>3</sup>/s

計画高水流量：3,500m<sup>3</sup>/s（高津戸）

昭和 55 年 工事実施基本計画改定

基本高水ピーク流量：4,600m<sup>3</sup>/s

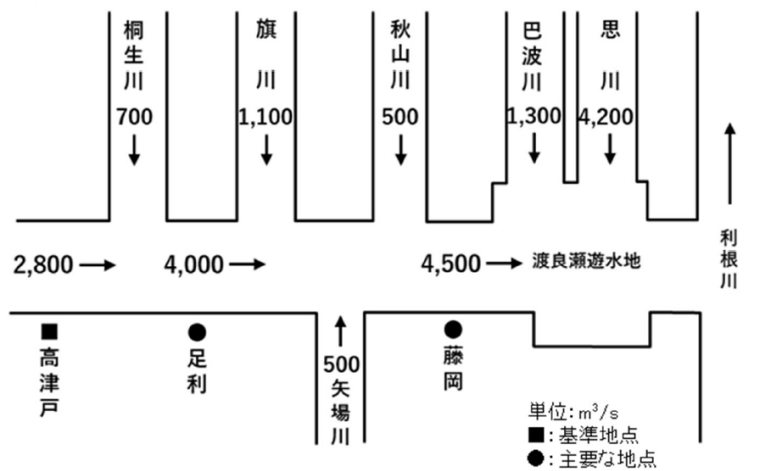
計画高水流量：3,500m<sup>3</sup>/s（高津戸）

平成 18 年 2 月 利根川水系河川整備基本方針

計画高水流量：3,500m<sup>3</sup>/s（高津戸）

令和 6 年 7 月 利根川水系河川整備基本方針（変更）

計画高水流量：5,000m<sup>3</sup>/s（高津戸）



出典：利根川水系河川整備基本方針（令和6年7月）

図 1-3 流量配分図

## 1.4. 利水の沿革

渡良瀬川の流水は、古くから多くの取水施設が設置されて利用されており、現在では農業用水として邑楽、太田、大間々の3頭首工から多くの取水がなされて利用されている他、上水、工水の利用もされている。渡良瀬川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、河川整備基本方針において、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護、漁業、流水の清潔の保持、景観等を考慮し、大間々地点においてはかんがい期に概ね  $25\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね  $7\text{m}^3/\text{s}$  としている。

渡良瀬川においては、河川の流量が減少している時は、農業用水や工水、上水の取水に対して草木ダムから利水補給を行っているが、近年は、概ね2～3年に一度の割合で取水制限等の渇水調整が行われている。

## 1.5. 流域の環境

渡良瀬川の自然環境は、長い年月をかけ、溪谷、湿地、礫河原、ヨシ原等の多様な環境を形成してきた。明治時代には足尾鉍毒事件による重金属汚染が深刻化したが、水質等への影響は現在ではほとんど見られない。

みどり市の高津戸付近から足利市の岩井山を迂回するまでの河床勾配は約  $1/150\sim 1/400$  の急流河川で、河道には礫・玉石を主とした礫河原が形成され、瀬と淵が連続し、ヤマメ、ウグイなどの魚類や礫河原に営巣するイカルチドリ等の鳥類が見られる。

岩井山付近から下流では、河床勾配が約  $1/1,000\sim 1/2,000$  と緩やかな流れとなり、河道は低水路と高水敷が明確となり、河岸沿いにはヤナギ類やヨシ等の植物が繁茂し、そこを生息場所とするオオヨシキリ、セッカなどの鳥類が見られる。

旗川や秋山川などの支川流域にも多様な自然環境が存在しており、旧渡良瀬川の流路であった矢場川には、フトチスジノリやフジバカマ等の特徴的な植物が見られる。

しかし、高度成長期に砂利需要が高まり昭和40年代から始まった砂利採取等による河床低下や滲筋の固定化並びに高水敷、中州における洪水時の攪乱頻度の減少により、外来種であるシナダレスズメガヤ等の植物の侵入やハリエンジュ等による樹林化が進んでいる。このため、カワラヨモギやイカルチドリ等の動植物の生息・生育・繁殖環境が減少している。下流部では河床低下により高水敷の乾燥化が進行し湿地環境が減少する等、河川環境に変化が見られる。

水質については渡良瀬川では昭和35年から渡良瀬大橋等で水質測定を開始し、定期的に測定を実施している。

かつて支川の矢場川、蓮台寺川<sup>れんだいじ</sup>、袋川<sup>ふくろ</sup>では、工場排水や生活排水による水質汚濁と染色工場からの着色水の排水問題などを改善するため、平成6年に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を、平成18年に「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、河川管理者、下水道管理者、流域住民等が一体となって水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施した結果、概ね環境基準を満足するまで改善した。



図 1-4 渡良瀬川の水質類型指定

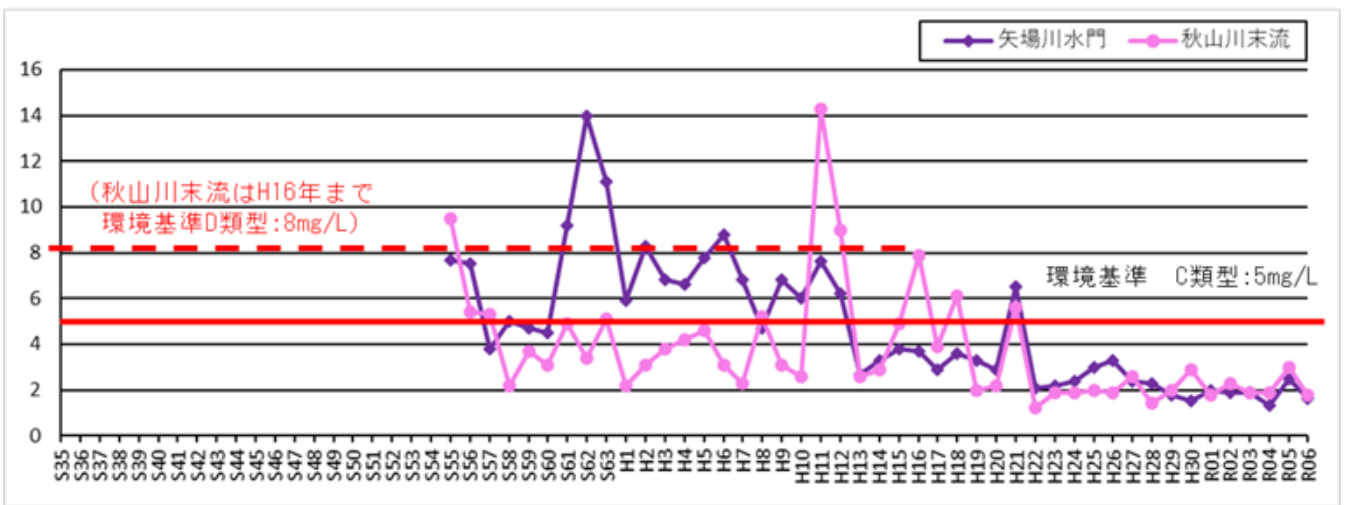
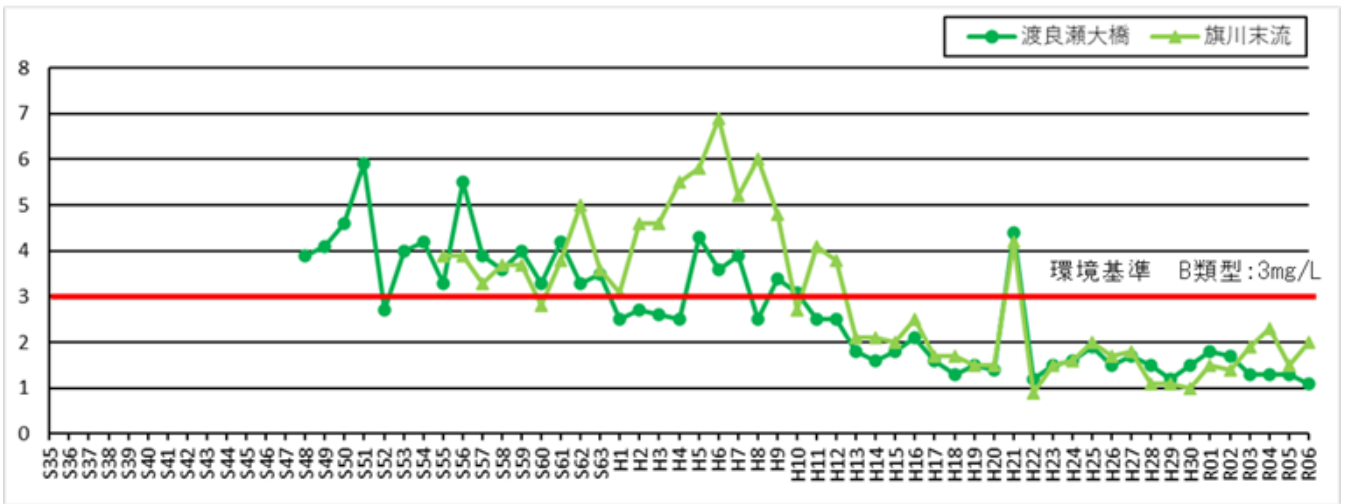
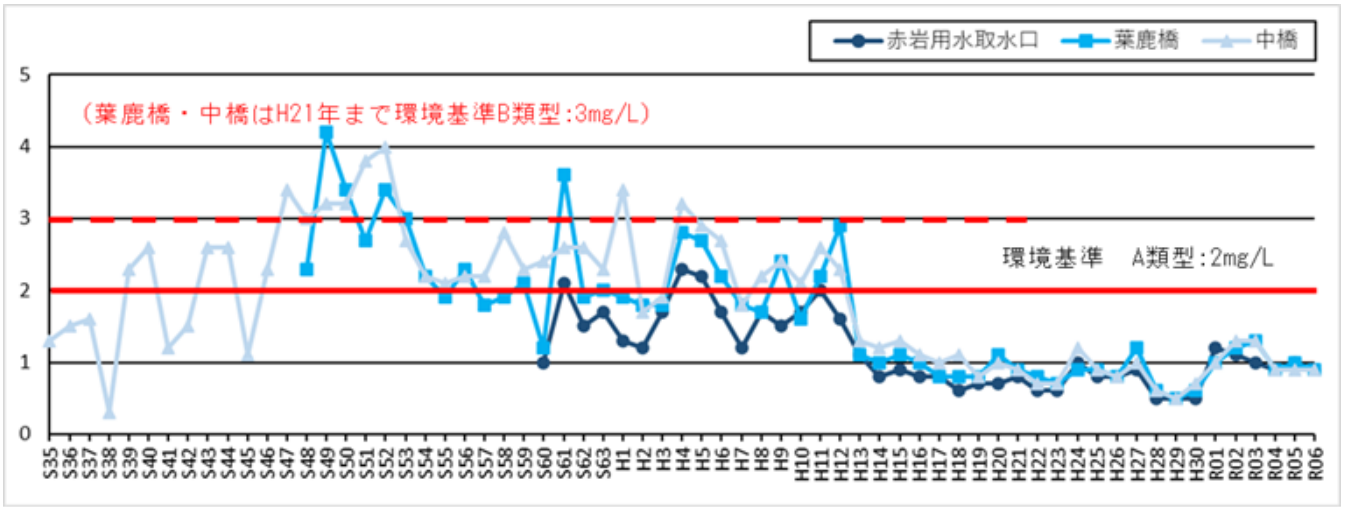


図 1-5 BOD75%値の推移 (類型指定別)

## 2. 河川の区間区分

渡良瀬川河川事務所管内の草木ダム区間を除く大臣管理区間は、「沖積河川であり、はん濫域に多くの人口、資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間」であることから、すべて『重要区間』として設定する。

草木ダムについては、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所が管理しており管理区間には堤防も存在しないことから、通常区間とする。

※重要区間：沖積河川であり、はん濫域に多くの人口、資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間

※通常区間：上記の重要区間以外の区間

表 2-1 計画対象区間一覧

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
わたらせ 渡良瀬川	左岸：群馬県みどり市大間々町高津戸 千七十八番十七地先 右岸：群馬県みどり市大間々町大間々 二千二百四十五番四地先	栃木県栃木市藤岡町字山合五 千八百八十三番地先の東武鉄 道橋から上流	42.5
きりゅう 桐生川	左岸：群馬県桐生市菱町四丁目字金葛 二千四百四十二番二地先 右岸：群馬県桐生市天神町 三丁目三百六十番十二地先	渡良瀬川への合流点	9.6
れんだいじ 蓮台寺川 放水路	蓮台寺川からの分派点	渡良瀬川への合流点	0.6
はた 旗川	左岸：栃木県足利市寺岡町八百九十四番一地先 右岸：栃木県足利市寺岡町八百七十番一地先	渡良瀬川への合流点	2.2
あきやま 秋山川	左岸：栃木県佐野市植下町字間之田町 三千三百三十六番地先 右岸：栃木県佐野市大古屋町字大古屋 四千五百四十一番一地先	渡良瀬川への合流点	2.2
やば 矢場川	左岸：栃木県足利市県町浄土川戸 千百四十三番地先 右岸：群馬県邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙 二百六十五番地先	渡良瀬川への合流点	12.5
たたら 多々良川	左岸：群馬県館林市大字日向字森木 四十八番地先 右岸：群馬県館林市大字木戸字広内 百七十七番地先	矢場川への合流点	0.8
渡良瀬川 くさき (草木ダム)	群馬県みどり市東町大字沢入字沢入地先	左岸：群馬県みどり市東町大字 座間地先 右岸：群馬県みどり市東町大字 神戸地先	6.5



### 3. 河川維持管理上留意すべき事項

#### 3.1. 河道管理上の現状と課題

##### 3.1.1. 河道の現状と課題

渡良瀬川（13.5k～56.0k）の河床勾配は、1/3, 100～1/140 となっている。また支川の河床勾配は、桐生川は1/160、旗川は1/610～1/360、秋山川は1/540、多々良川は1/1,070 程度であるが、矢場川は1/2,000～1/920、第2捷水路は1/1,570 となっている。

河道のセグメント（縦断方向の河道特性分割・区分）については、上流部の32.0km～56.0kmはセグメント1で砂礫河床、下流部の23.0km～32.0kmはセグメント2-1、13.5km～23.0kmはセグメント2-2で砂質土河床となっている。

また、渡良瀬川の河床材料については、渡良瀬大橋付近より下流では代表粒径が0.5mm程度の中砂、渡良瀬大橋より上流では25.3mm～105.6mmの粗礫となっている。

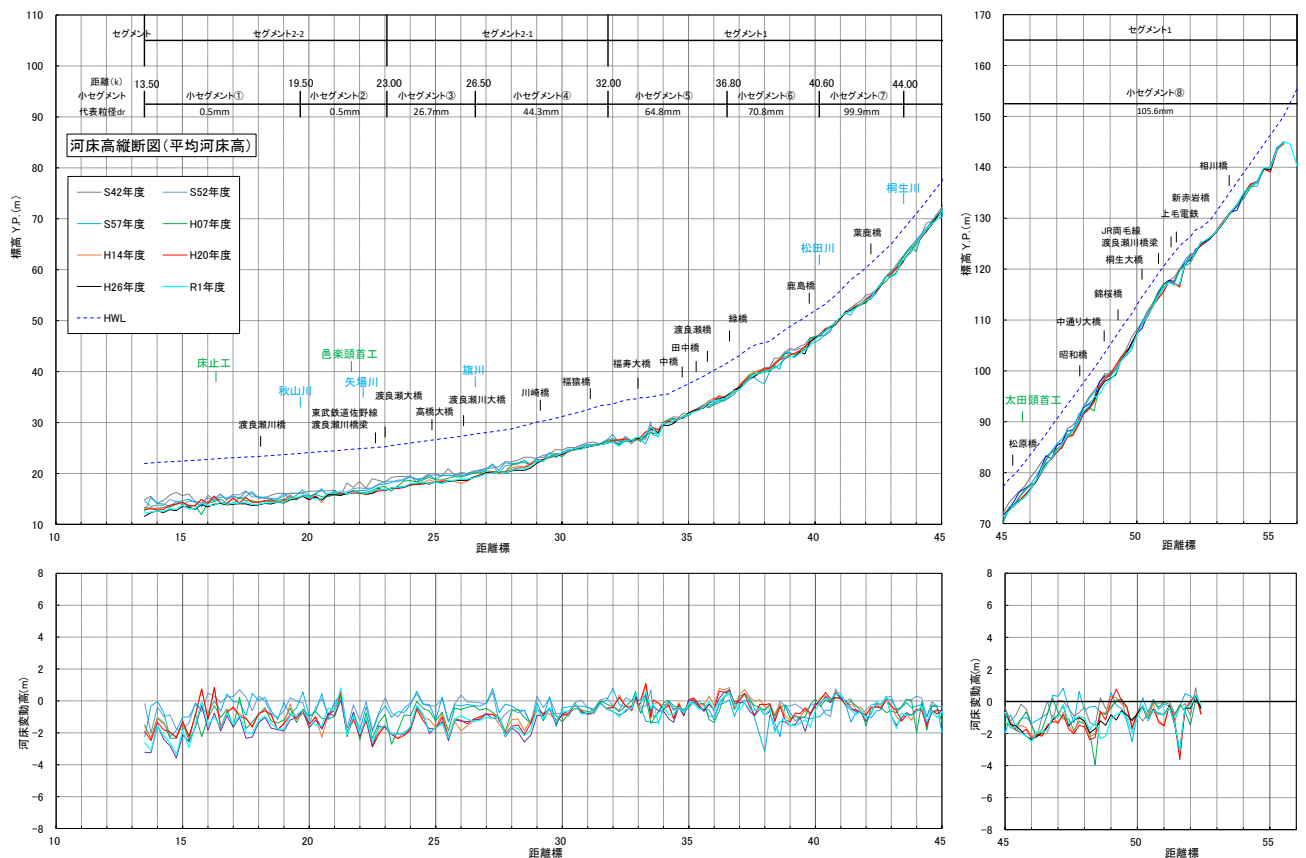


図 3-1 渡良瀬川平均河床高縦断図

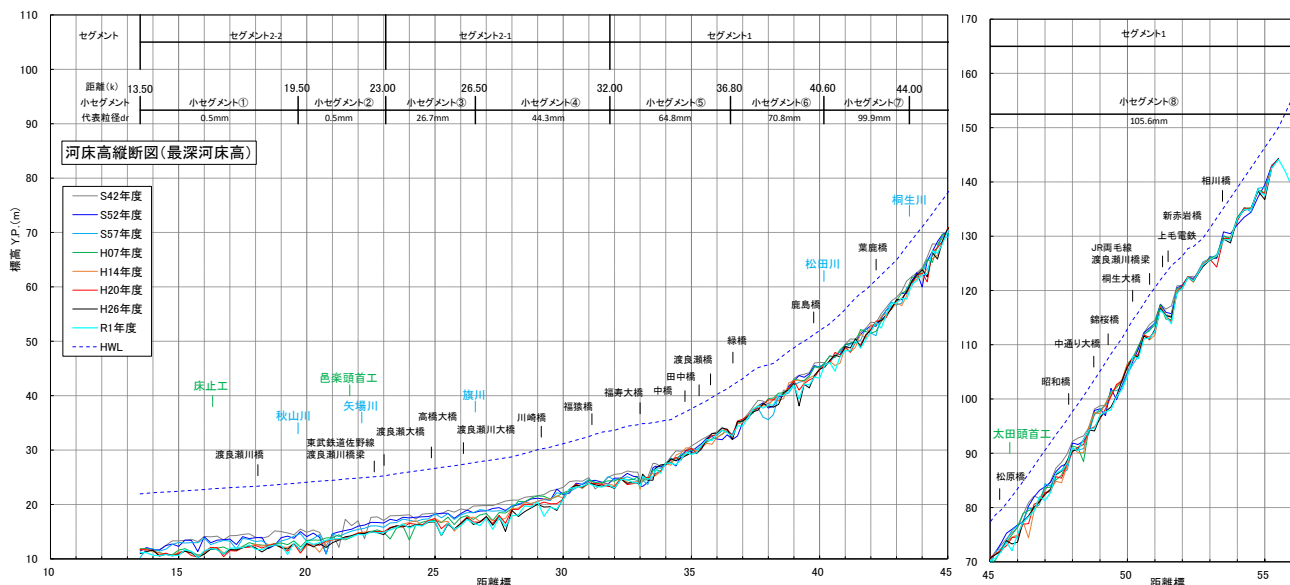


図 3-2 渡良瀬川最深河床高縦断図

草木ダムが完成した昭和 52 年以降は、草木ダム下流において大きな出水が無い事や上流からの土砂の供給の減少により滞筋の固定化が進み、水衝部の局所洗掘、中州の発達やそれに合わせての樹林化が進んでいる。特に、上流部の桐生市境野町地先、足利市葉鹿町地先及び足利市通町地先の水衝部や湾曲部においては顕著となっており、出水時に護岸の崩壊等につながる恐れがある。また、樹林化した箇所については河積阻害やイノシシの生息地となっている。

渡良瀬川においては、昭和 30 年代から水はね効果と滞筋を流心に移動させる効果を狙った水制による水衝部対策を実施している。また、近年においては中州を掘削し中小出水による冠水頻度を上げて、砂州の固定化抑制等を図る水衝部対策などの取組みを実施している。



写真 3-1 中州と水衝部の状況 (R7.1)

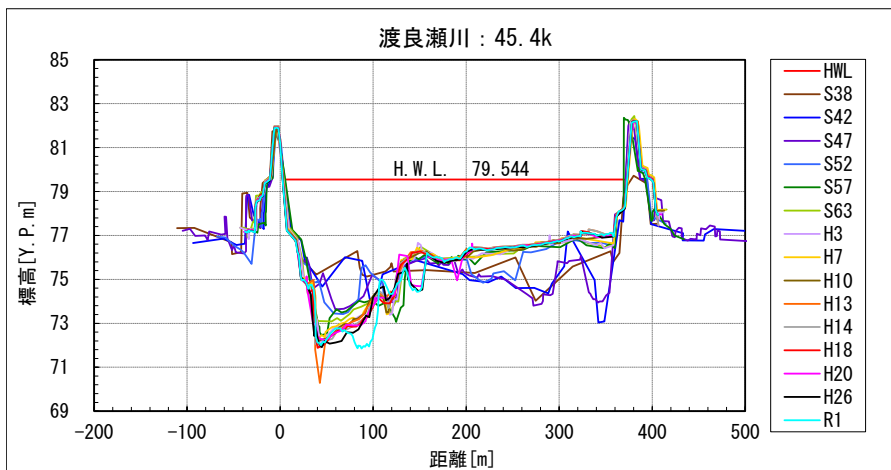


図 3-3 平成 13 年出水後洗掘が進んだ水衝部 (45.4k) 桐生市境野町

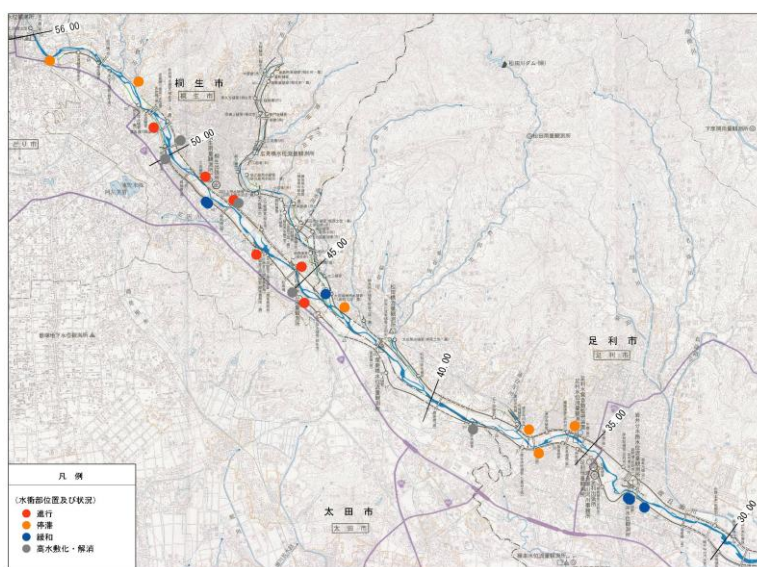


図 3-4 渡良瀬川における水衝部



写真 3-2 渡良瀬川の水衝部の形成

### 3.1.2. 岩井地区の河道維持

かつては、岩井山に出水があたり右岸側へ跳ね返されていた岩井地区の主流部（通常水が流れている部分）は、近年の出水で右岸の水制へ直接あたる流れになってきている。このため、河岸の洗掘対策等を行うとともに、高速流が発生することから水制や低水護岸のほか、高水護岸の維持管理を重点的に行う必要がある。



写真 3-3 岩井地区

### 3.1.3. 洪水流下断面不足箇所

渡良瀬川は、洪水流下断面が不足している箇所があり、河道整備により対象とする流量を流下させるため、必要な箇所において下流から段階的に河道掘削等の整備を実施する。

また、渡良瀬川に架かる中橋は橋梁の桁下高が確保されておらず、洪水の安全な流下の阻害となる恐れがあることから、橋梁の架け替えに伴う堤防のかさ上げ工事に着手している。

### 3.1.4. 堰による河道への影響

渡良瀬川には、太田頭首工や邑楽頭首工などの河川横断構造物がある。これらの施設の上流には土砂が堆積し、堆積した土砂が砂州化して流路が固定化するため、出水時には局部的に河床洗掘を起こし、護岸等が災害を受ける恐れがある。

このため河床に堆積した土砂の撤去または掘削などの維持管理について、施設管理者と協議して行っていく必要がある。



写真 3-4 太田頭首工上流部における砂州の発達 (R7.1 撮影)

### 3.2. 施設管理上の現状と課題

#### 3.2.1. 堤防の整備状況

令和7年3月末時点の渡良瀬川河川事務所大臣管理区間における堤防の整備状況は、完成となっている区間の割合は約69.6%である。渡良瀬川、桐生川では堤防断面不足区間があり、渡良瀬川の桐生市相生町地先や桐生川の桐生市菱町地先には無堤部区間がある。

渡良瀬川の想定氾濫区域内には約20万人が居住している等、川沿いに多くの人口や資産が集積されており、一度、堤防決壊が発生すると社会経済への影響が懸念される。そのため、堤防の整備だけでなく、治水機能の維持を図るため、堤防の適切な維持管理を実施していく必要がある。

表 3-1 堤防の整備状況

河川名	堤防延長		参考
	計画断面堤防(a)	堤防必要延長(b)	a/b(%)
渡良瀬川	52.1	78.8	66.1%
旗川	3.1	4.2	73.8%
秋山川	4.3	4.3	100.0%
矢場川	13.1	16.7	78.4%
第二捷水路	1.4	3.9	35.9%
多々良川	1.1	1.6	68.8%
矢場川放水路	0.2	2.1	9.5%
岩井分水路	1.5	1.5	100.0%
松田川	1.6	1.6	100.0%
桐生川	12.1	15.8	76.6%
蓮台寺放水路	1.2	1.2	100.0%
管内	91.7	131.7	69.6%

#### 3.2.2. 出水時の被災状況を踏まえた堤防の評価

堤防については、断面形状の不足、過去の破堤跡や旧川跡、法崩れ・すべり、漏水実績等により重要水防箇所を設定している。しかしながら、築堤の履歴や材料構成等には不明な点も多く、重要水防箇所以外においても、洪水の際に破堤や法崩れ・すべり、漏水等が発生する可能性がある。

このため、出水時の巡視に際しては、安全と思われている箇所も含めて入念に確認し、異常が発見された箇所については、出水後、速やかに堤防及び基盤について土質や地盤構成等の調査を行うとともに、重要水防箇所のランクの見直しの検討や、モニタリングを行う必要がある。

### 3.2.3. 水門・樋門・樋管、排水機場の管理状況

出水時において、水門・樋門・樋管は逆流による内水被害を防除し、また排水機場は内水を河川に排除するための河川管理施設である。

渡良瀬川には、渡良瀬川河川事務所が管理している水門、樋門・樋管、排水機場が 66 箇所存在している。また、設置後 30 年以上経過している施設が半数近く占める等、老朽化が進行しており、樋管前面に土砂堆積が進行している施設も見られる。

これらの施設は常に所定の機能が発揮できるように、日常的な巡視、点検、補修等の維持管理を行っているとともに、排水機場の操作については、CCTV による運転・操作状況の監視等、遠隔監視操作制御設備による施設管理の高度化を図っている。

老朽化した河川管理施設のなかには、補修又は改築が必要な施設もあり、改築等に当たっては、ライフサイクルコストの縮減等を考慮した設計、施工、維持管理手法等の検討を行う必要がある。

また、樋門・樋管等の操作を委嘱している操作員の高齢化が進んでおり、地元自治体への操作委託や樋門樋管の無動力化についても検討を行い、操作員の確保・省人化に努める必要がある。



写真 3-5 旗川流域の内水被害 (R1.10 洪水)

### 3.2.4. 堤防防護ラインと低水護岸

渡良瀬川上流部では局所洗掘等により根固めの沈降や護岸への被害が生じる恐れがある。これらの区域においては、河床低下状況や局所洗掘等の状況を把握し、危険性の高い箇所から対策を実施する必要がある。

渡良瀬川における堤防防護ラインの設定値は表 3-2 のとおりであるが、設定幅が維持されていることを継続的に監視するとともに、設定幅を満足していない箇所が確認された場合には、護岸工事等の対応を図る必要がある。

表 3-2 堤防防護ラインの設定値



河川名	区間	セグメント分類	必要幅
渡良瀬川	13.5k~23.0k	セグメント2-2	25m
	23.0k~32.0k	セグメント2-1	35m
	32.0k~56.0k	セグメント1	40m
桐生川		セグメント1	40m
旗川		セグメント1	30m
秋山川		セグメント2-1	30m
矢場川	放水路~No.33	セグメント2-2	25m
	No.33~No.42	セグメント2-2	20m
矢場川 (第二捷水路)		セグメント2-2	20m
多々良川		セグメント2-2	20m

写真 3-6 出水状況 (H27. 9. 19 渡良瀬川  
19k 付近 (手前は東北自動車道))

### 3.2.5. 重要水防箇所、危険箇所

高さや断面が不足する堤防や桁下高が不足する橋梁等の工作物や堤防などの重要水防箇所は、河川巡視や堤防点検などにより、異常がないかを確認し、異常が確認された場合は、詳細調査して評価を行い、必要に応じて補修等の措置を行う必要がある。

また、出水中の状況把握などで、漏水やその他の異常が確認された場合は、水防工法などを用いて対策を図る必要がある。

危険箇所については、毎年出水期前に状態を把握するとともに、出水後において異常が生じていないかどうかを空中写真や現地調査等により確認する必要がある。また、水衝部や水衝部対策済み箇所については、出水後の変状に応じて、詳細調査を行い対策が必要であるか評価する必要がある。

表 3-3 重要水防箇所総括表

様式-1 令和7年度 直轄河川重要水防箇所調査 (総括表)

事務所名	河川名	直轄管理区間延長 (km)	要堤防区間延長 (km)	A		B		要注意区間		計		備 考	
				箇所	m	箇所	m	箇所	m	箇所	m		
渡良瀬川 河川事務所	渡良瀬川	89.3	82.4	8	822	190	41,636	59	7,607	257	50,065		
	桐生川	17.3	15.8	5	1,017	56	4,857	25	2,972	86	8,847		
	旗川	4.2	4.2	8	834	23	3,332	0	0	31	4,166		
	秋山川	4.3	4.3	2	0	12	4,163	0	0	14	4,163		
	矢場川	16.7	16.7	33	3,908	54	9,070	2	132	89	13,110		
	多々良川	1.6	1.6	5	336	3	1,155	0	0	8	1,492		
	矢場川(第)	3.9	3.9	45	3,835	0	0	0	0	45	3,835		
	蓮台寺川	1.2	1.2										
	合計	139	130	106	10,752	338	64,214	86	10,712	530	85,678		
種目別			(重点区間)	129	22,952								
			越水(溢水)	104	10,752	192	38,759						
			堤体漏水	0	0	53	10,217						
			基礎地盤漏水	0	0	32	7,394						
			水衝洗掘	1	60	138	23,286						
			工作物	32	0	58	0						
			新堤防					34	8,777				
			破堤跡					21	693				
			旧川跡					167	19,843				

※上表の A は「水防上最も重要な区間」、B は「水防上重要な区間」、要注意区間は「水防上注意を要する区間」

### 3.2.6. イノシシを要因とする堤防損傷状況

桐生市及び周辺の渡良瀬川や桐生川では、近年イノシシが河川敷やその周辺に生息して、クズの根などを採餌する時に、堤防法面の掘り起しを行うことから堤防の損傷や河川敷の掘り起こしが多数確認されている。被害件数はR4年にブタ熱（CSF）流行により減少したものの、その後は増加傾向にあり、R6年は533件（捕獲数を含む）であった。

このまま放置すれば、堤防機能の弱体化が進行し、洪水時に堤防破堤を引き起こす誘因となる等、甚大な被害の生じることが懸念される。

この課題に対しては、河川管理者だけの対応では対処することが難しいことから「渡良瀬川イノシシ対策連絡会」を設置し、地域と連携して対応することとしており、箱罠による捕獲や樹木伐採、進入防止柵、堤防補強シートの敷設等の対策を関係自治体と情報を共有しながら実施し、堤防の損傷対策を行っている。

また、堤防植生の草丈が長くなり、堤防がイノシシの隠れ場所となることや、掘り起しによる堤防損傷を確認することが困難であるため、上記の対策とともに植物成長調整剤・除草剤（以下「除草剤等」と称す）を使用した植生管理手法の検討についても進めていく必要がある。



写真 3-7 イノシシの出没状況



写真 3-8 イノシシによる堤防被害状況

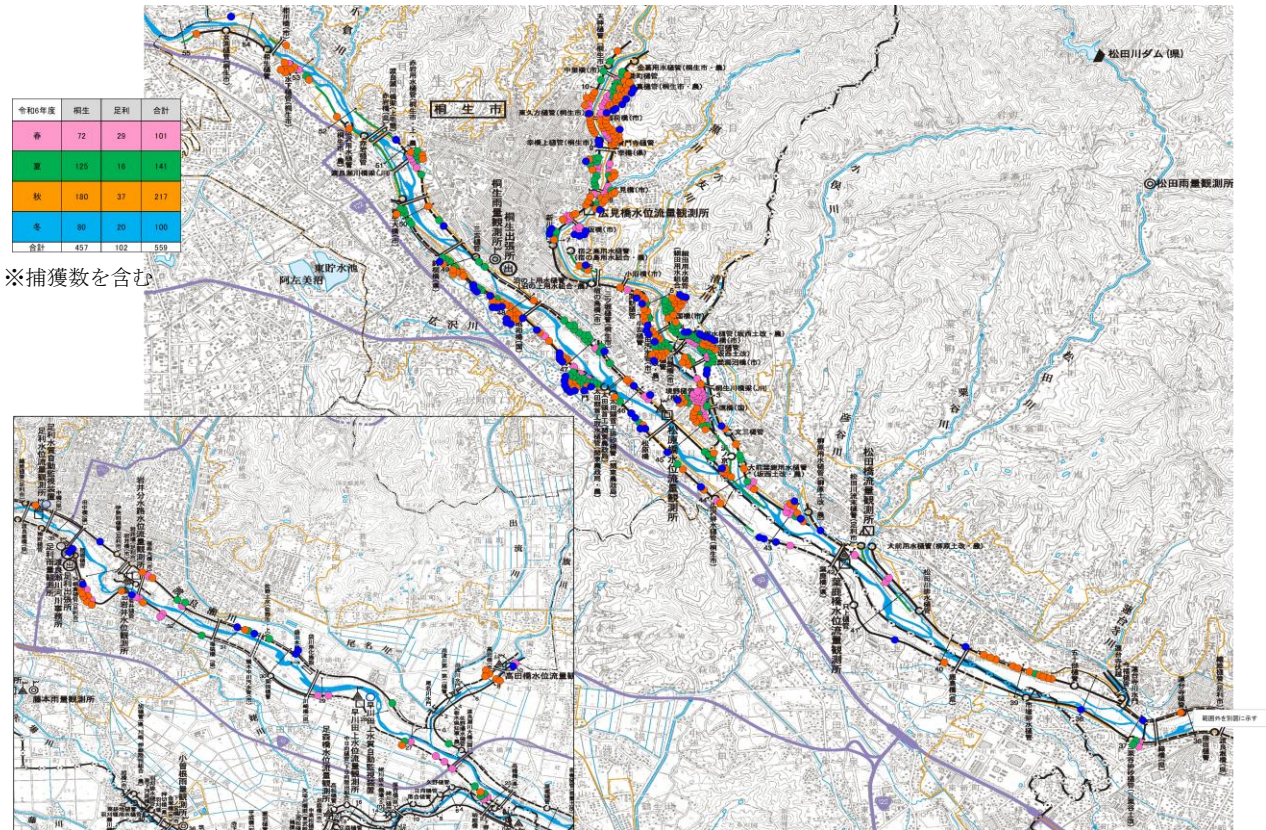


図 3-5 R6 年度 イノシシ巡視被害箇所

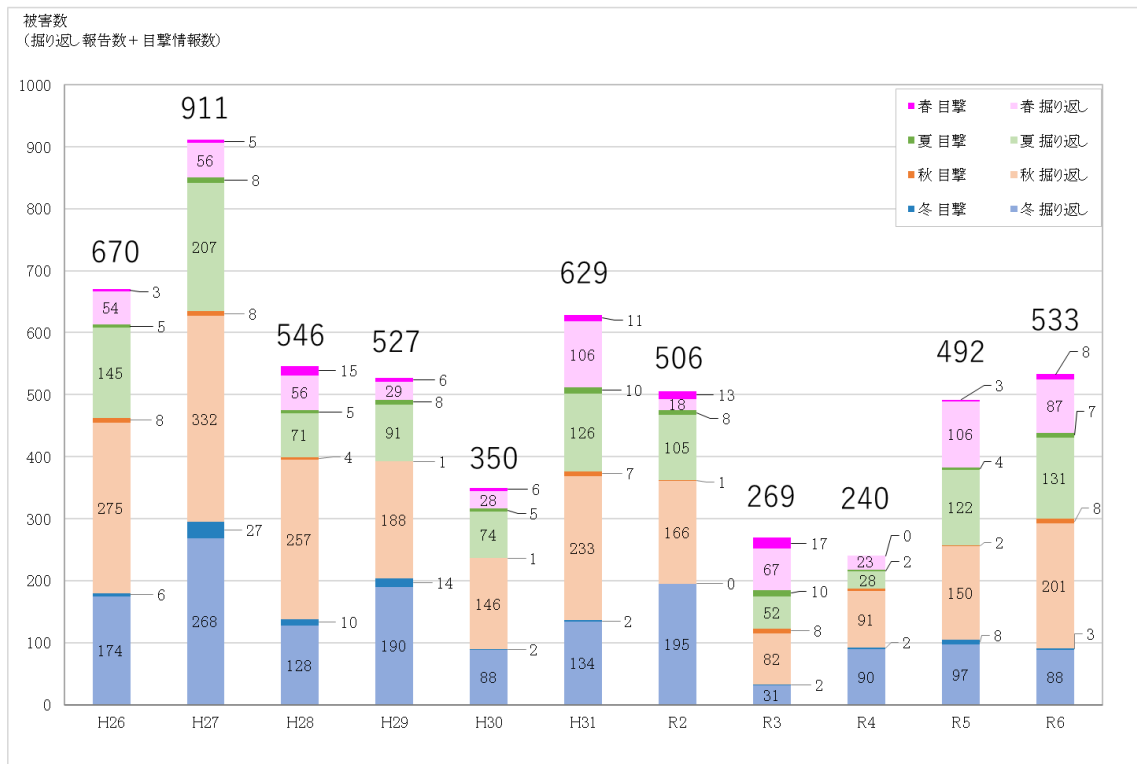


図 3-6 イノシシの季節別被害状況（目撃情報を含む） H26～R6 年度

### 3.2.7. その他の動植物を要因とする堤防損傷状況

渡良瀬川、旗川、秋山川などでは、近年、堤防の法面にセイヨウカラシナやセイヨウアブラナなどの植生が繁茂している。セイヨウカラシナやセイヨウアブラナなどが密生している箇所は、本来堤防を覆っている芝がほとんど消失してしまっている。

さらに、ダイコンのように肥大化したセイヨウカラシナやセイヨウアブラナの根は根腐れして堤防の表面が柔らかくなり、ミミズが繁殖し、これを餌とするモグラにより堤防表面が荒らされ、降雨等により法面が浸食し、出水時に法面洗掘等により堤防が弱体化する恐れがある。

また、河道内では外来種であるハリエンジュ等の繁茂が顕著である。ハリエンジュは、荒廃した土地においても成長速度が速く、伐採を行っても、伐採株や根から再繁茂してしまう。樹木繁茂により護岸、堤防等の河川管理施設への影響、洪水流下能力の阻害、倒木による流水阻害や、在来植物の生育抑制等の環境への影響、河川巡視や CCTV での監視の障害など維持管理行為・点検などへの影響が懸念される。

このため、河川や植生管理に関する専門家からなる「渡良瀬川堤防管理技術検討会」を設け、除草剤等を使った堤防維持管理手法を検討し、周辺地域の方々にご意見を伺いながら、除草剤等や、芝焼き等の手法を取り入れた現地実証実験を行い、植生管理手法の検討を進めている。また、河川協力団体等と協力してハリエンジュの再繁茂抑制を図り、堤防及び河川内の適切な植生管理を行うこととしている。

この他、イノシシやモグラ、キツネ等の小動物による堤防法面の掘り返しが生じている。キツネやモグラの巣穴は奥行きが深く延長も長いいため、堤防の強度低下や漏水、法崩れ等を引き起こす危険性もあり、速やかな補修が必要である。



写真 3-9 堤防法面のセイヨウカラシナの繁茂状況



写真 3-10 モグラ穴による被害状況



写真 3-11 高水敷部のハリエンジュの繁茂状況



図 3-7 キツネの巣穴分布図 (H10~H15 調査)

### 3.2.8. 観測施設、電気通信施設の管理状況

渡良瀬川及びその流域では河川管理のために雨量、水位、流量、水質、地下水位等の基本データの観測、収集、蓄積を行っている。出水や渇水、水質の異常などに関するデータは、常時監視する必要があるためテレメータ観測装置などの電気通信設備を用いてリアルタイムにデータを収集し、監視している。

河道の状況や気象状況は日々変化するため、水理・水文等のデータは、年間を通して欠測なく日々観測できるようにする必要があり、観測施設及び電気通信施設の維持管理を適切に行う必要がある。

#### (2) 雨量観測、水位観測

観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度の向上に向けて、観測施設の位置や配置間隔の見直し、テレメータ化、二重化、高性能機器への更新等を進めていく必要がある。

#### (2) 電気通信施設

CCTV、光ファイバー等の電気通信施設は、洪水時や地震時等の非常時だけでなく、常時における河川状態監視、渇水時の流況監視、各種情報提供や広報等に活用されている。

そのため、通信不能のトラブル等により、重大な事態に繋がる可能性があるため、適正な活用のための定期的な維持管理・点検等が必要である。

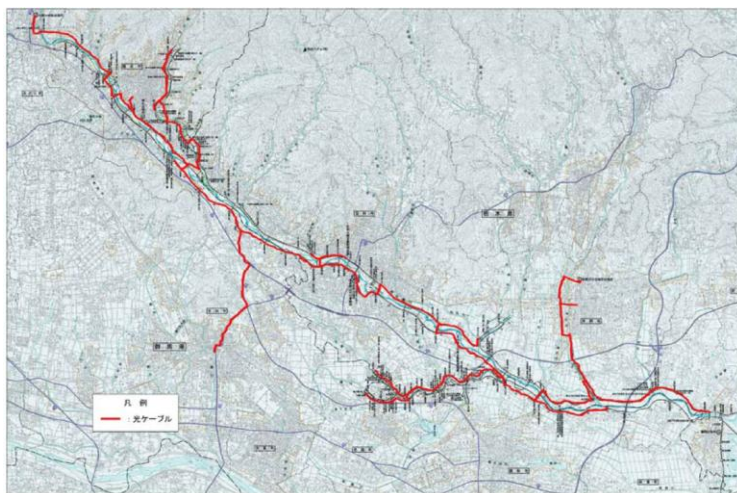


図 3-8 光ケーブル敷設状況図

### 3.2.9. 許可工作物の管理状況

自治体等により設置されている許可工作物が異常なく適切に管理されているか、また出水時に開閉しなければならない樋管ゲートが適切に機能しているか、さらに出水時に工作物を保護する護岸施設等に異常が無いか等について履行検査を通じて点検を行い確認する。問題が確認された場合は、期限を付して適切な処置を講じるよう、占有者に対して指導を行う必要がある。

### 3.3. 適正な低水管理及び渇水時における水利使用

渡良瀬川の流水は、農業用水、水道用水、工業用水に利用されており、そのほとんどを農業用水が占め、大間々、太田、邑楽頭首工などから取水されている。

近年、渡良瀬川においては、水需要の増大に伴い用水の一部が河川水の豊富なきにしか取水できない不安定な状況にあり、2～3年に一度の割合で取水制限等の渇水調整が行われている。特に平成8年の渇水では、農業用水の取水制限が60%に達し、水道においても40%の取水制限にいたる事態となった。

流況の経年変化を示す図 3-10 によると、高津戸地点では草木ダムが完成した昭和52年以降、流況が安定していることが読み取れる。なお、平成8年に「足利」観測所において、豊水、平水、低水、渇水流量が大きく減少する顕著な渇水の発生状況が現れている。

渡良瀬川の流水の正常な機能を維持するため、今後も河川水の適正な利用を促進するとともに草木ダムの適正な運用を行い、動植物の保護等に必要な流量を下回らないように努める必要がある。

このため、利根川上流ダム群の統合管理情報をはじめとする関係機関との情報交換を強化し、河川流量の管理及び取水量等の把握を行うことが必要である。

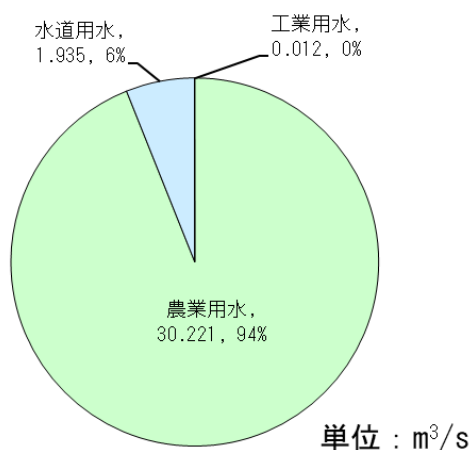
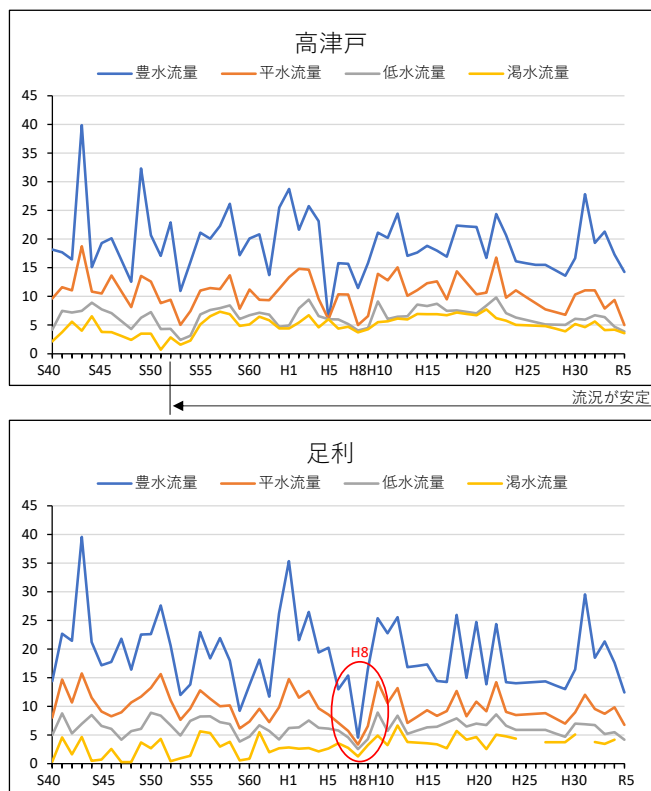


図 3-9 渡良瀬川の利水量の内訳（発電を除く）



出典：国土交通省水文水質データベース

図 3-10 渡良瀬川における近年の流況

表 3-4 渡良瀬川における近年の渇水調整

発生年	取水制限とその影響
昭和 62 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 30%の取水制限</li> <li>・農業用水は番水、輪番制を実施</li> <li>・桐生市の高台で、断水等減圧給水による影響</li> </ul>
平成 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 30%の取水制限</li> </ul>
平成 8 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水は最大 60%の取水制限</li> <li>・稲の立ち枯れが発生</li> <li>・農業用水は番水、輪番制を実施</li> <li>・水道用水は最大 40%の取水制限を実施</li> <li>・減圧給水や高台での断水</li> </ul>
平成 9 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 13 年梅雨渇水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 13 年夏渇水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 10%の取水制限</li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大 20%の取水制限</li> </ul>

### 3.4. その他の現状と課題

#### 3.4.1. 河川利用

##### (1) 河川利用

河川空間の利用にあたっては「渡良瀬川流域河川空間管理計画」に基づいて、自然ゾーン、自然利用ゾーン、整備ゾーンの区分を行い、各ゾーン特性に基づき、適正な河川利用・保全等がなされるよう、必要に応じて施設管理者及び占用者に対して指導を実施する必要がある。

##### (2) 不法行為

渡良瀬川及びその支川では、家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄、不法工作物、不法耕作等の不法行為が後を絶たない。特に不法投棄に関しては、投棄されたゴミが河川景観を損ねるばかりでなく、適正な河川利用や自然環境、場合によっては水質にも影響を及ぼす恐れがある。また、投棄されたままの状態にしておくと、更なる不法投棄を招くこととなる。このため、地域住民や自治体と連携した渡良瀬川クリーン運動の継続発展を図り、更なる河川利用者のマナー向上及び河川美化に対する意識の高揚、投棄されたゴミなどの撤去や不法投棄防止対策を図ることが重要である。

このほか、不法な工作物の設置や耕作等の行為、ゴルフ等の迷惑行為等を無くすために、定期的な河川巡視により監視していくとともに、関係機関との情報交換を積極的に行い、密接な連携をとっていく必要がある。

#### 3.4.2. 日常の維持管理

##### (1) 河川巡視

河川巡視は、堤防、護岸、構造物や河岸などの変状や不法行為等を早期に発見するために、定期的実施する必要がある。

##### (2) 河川カルテの記載

河川巡視により、堤防や護岸、構造物の変化、また濬筋の変状などが確認された場合は、河川管理の基礎資料とするため、その都度河川カルテに記載する必要がある。河川カルテは RiMaDIS のデータベースシステムにより作成し、情報を蓄積することを基本とする。

##### (3) 河川管理情報のデータベース化

河川管理や維持管理の情報については、RiMaDIS を用いて記録・保存し、データベース化することで今後の河川管理、維持管理への活用を図る必要がある。

### 3.4.3. 危機管理

#### (1) 水防災意識の再構築

河川の改修が進み、中小洪水による氾濫被害が減少する中で、沿川の人々の洪水に対する危機意識は希薄化する傾向にある。その一方、近年では短時間の集中豪雨や局所的豪雨の発生頻度が高くなっており、堤防決壊時等における被災者を少なくするためには、地域住民の防災意識の向上や連携の強化が必要となっている。

このため、平成28年5月に水防災意識社会の再構築に向け、河川管理者・県・市町等からなる「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、令和2年8月に流域治水の推進を目的とした河川管理者・県・市町等からなる「渡良瀬川流域治水協議会」を設置した。今後は、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めていく必要がある。

#### (2) 水質事故

突発的に発生する水質事故は、暮らしを脅かし、社会に重大な影響を与えることから、水質事故が発生した場合、被害が拡大しないための応急対策の実施や汚濁源の把握、河川管理者と関係行政機関等により構成する連絡協議会を通じて情報共有、水質分析などの必要な措置を講じる必要がある。

### 3.4.4. 関係機関との協働

河川管理は多岐にわたり、広大な管理区間全てを、限られた人員で実施していくために、情報の収集や対応にあたっては地域住民からの情報提供や、関係自治体との連携が重要である。そのため、クリーン運動協議会や不法投棄対策協議会などを通じて、関係自治体と連携を図り、地域住民と継続的に河川美化活動を推進していくとともに、河川協力団体や河川愛護モニター等とも協働しながら河川管理を進めることが重要である。

## 4. 河川の維持管理の目標

渡良瀬川、桐生川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川及び蓮台寺川放水路の河川特性に応じた維持管理上留意すべき課題を踏まえ、治水・河川利用・環境などに対して「維持管理目標」を設定するものとする。

### 4.1. 施設の機能維持に係る目標設定

#### 4.1.1. 河道の維持管理

##### (1) 渡良瀬川上流部（32.5km～56.0km）

上流部は河床勾配が急（1/410～1/140）であり、河道の変動や水衝部における局所洗掘が著しい。また、河道内の樹木が流下阻害となり、課題となっている。

このため、測量や調査等により河道・河床変動状況、局所洗掘状況、水衝部対策実施後の中州と水衝部の状況、樹木の繁茂状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施して、これらのデータの蓄積を図り随時見直すものとする。

- ・堤防護ラインの維持
- ・河道内樹木による流下阻害の防止
- ・中州の発達にともなう偏流の防止

##### (2) 渡良瀬川下流部（13.5km～32.5km）

下流部は河床勾配が比較的緩やか（1/3, 100～1/700）であり、河道の変動が少ないが、護岸整備や砂州の発達により偏流が発生する恐れがある。また、河道内の樹木が流下阻害となり、課題となっている。

このため、測量や調査等により局所洗掘状況、低水路河岸の洗掘状況、樹木の繁茂状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施してデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・河道内樹木による流下阻害の防止
- ・中州の発達にともなう偏流の防止

##### (3) 桐生川

桐生川は河床勾配が急（1/160）であり、水衝部における局所洗掘が発生する恐れがある。また、河道内の樹木が流下阻害となり、課題となっている。

このため、測量や調査等により低水路河岸の洗掘状況、樹木の繁茂状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施してデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・河岸侵食の防止
- ・河道内樹木による流下阻害の防止

#### (4) 旗川、秋山川

旗川、秋山川は河床勾配が急（旗川 1/610～1/360、秋山川 1/540）であり、水衝部における局所洗掘が発生する恐れがある。また、旗川では河道内の樹木が流下阻害となり、課題となっている。

このため、測量や調査等により、低水路河岸の洗掘、樹木の繁茂状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施してデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・河岸侵食の防止
- ・河道内樹木による流下阻害の防止

#### (5) 矢場川、多々良川

矢場川、多々良川は河床勾配が比較的緩やか（矢場川 1/2,000～1/920、多々良川 1/1,070）であるが、樹林化している箇所が多く、樹林化や堆積土砂による流下能力の低下が課題となっている。

このため、測量や調査等により河道・河床変動状況、樹木の繁茂状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施してデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・河道内樹木による流下阻害の防止
- ・堆積土砂による流下能力低下の防止

#### (6) 蓮台寺川放水路

蓮台寺放水路は土砂堆積による流下阻害が課題となっている。

このため、測量や調査等により河道・河床変動状況の把握をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価を実施してデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・堆積土砂による流下阻害の防止

#### 4.1.2. 堤防の維持管理

本川及び支川の堤防は、クラック、わだち、踏み荒らしや、排水の不良による湿潤状態、出水による法面洗掘等による変状が発生すると共に、モグラやキツネ、イノシシなどの動物による掘り返しや、セイヨウカラシナやセイヨウアブラナ等の根腐れなどによる脆弱化等が懸念されている。

また、本川上流部や桐生川では、樹木（主にハリエンジュ）の堤防への侵入が著しく、伐採しても再繁茂して出水時には堤体へ影響を及ぼしたり、流下阻害を引き起こすところが懸念されている。

このため、出水や雨水による堤防法面の洗掘箇所、イノシシ、モグラ、キツネによる堤防損傷箇所、セイヨウカラシナやセイヨウアブラナ等の植物による堤防弱体箇所を把握し、モニタリングを行うとともに樹木の再繁茂対策に対する調査・研究を行い、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り随時見直すものとする。

- ・堤防の治水機能の維持



写真 4-1 キツネの巣穴確認調査



写真 4-2 イノシシによる堤防損傷状況

#### 4.1.3. 護岸の維持管理

滲筋の固定化や中州の発達により局所的な水衝部の洗掘が進行しており、出水等により護岸や根固めの被災が度々発生している。

このため、目視点検や詳細調査等で、護岸・基礎・根固めブロック・水制工の状態把握をおこない機能評価して、以下の維持管理目標を基に必要な応じて対策を講じる。なお、維持管理目標については、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・護岸の機能の確保

#### 4.1.4. 河川構造物(土木構造物)の維持管理

排水機場・水門・樋門、樋管、堰等の構造物では経年変化により、クラック、コンクリートの劣化、沈下等が発生しており、定期的な点検により施設の状態把握と機能評価を行い、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要なに応じて対策を講じる。なお、維持管理目標については、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・ 所要の機能の維持
- ・ 出水時における確実な運転の実施

#### 4.1.5. 河川構造物(機械・電気設備)の維持管理

排水機場・水門・樋門、樋管等の機械・電気設備が操作不能とならないように、異常音、腐食、動作不良等に留意し、定期的な酸化(腐食)と摩耗状況、塗装の劣化状況、部品の劣化状況の確認をおこなうとともに、機側操作または遠隔操作による稼働状況の確認や点検・調査等をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要なに応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・ 所要の機能の維持
- ・ 出水時における確実な運転の実施

#### 4.1.6. 電気通信施設の維持管理

光ケーブル、CCTV、電気通信施設が正常に機能するよう、定期的な機能の診断、部品の劣化状況、操作盤等による稼働状況の点検をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要なに応じて対策を講じる。維持管理目標は、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・ 所要の機能の維持

#### 4.1.7. 観測施設の維持管理

渡良瀬川河川事務所においては、雨量観測所 28 箇所、水位観測所 10 箇所、流量観測所 13 箇所が設置され、日常の河川管理や情報提供、出水時の対応、計画立案等に使用するためデータ収集を行っている。また、重要水防箇所の状況を確認し、出水時の水防活動の円滑的な支援を実施するため、令和 7 年度時点で危機管理型水位計を 11 箇所、CCTV104 箇所を設置しており稼働状況の点検をおこない、以下のとおり設定した維持管理目標を基に必要なに応じて対策を講じる。なお、維持管理目標は、引き続き点検・評価結果やデータの蓄積を図り、随時見直すものとする。

- ・ データの欠測・異常値の防止
- ・ 雨量・流量観測所の観測環境の維持

## 4.2. 河川区域等の適正な利用

渡良瀬川河川事務所が管理する渡良瀬川及び支川は、広く一般の利用に供されるべきものであることから、一部の利用者による危険な行為等が行われないように監視する必要がある。このため河川の自然特性や社会的特性、河川利用の状況等を勘案しながら、河川の状態把握を行い、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行うための必要な措置を講ずる。

また、河川保全区域は河川管理施設を保全するために必要な区域であることから、その土地や空間についても適切に管理するものとする。

## 4.3. 河川環境の整備と保全

### 4.3.1. 河川利用空間の維持管理

渡良瀬川河川事務所管内における、生物の生息・生育・繁殖環境や、河川利用、河川景観の状況等を踏まえ、「利根川水系河川空間管理計画」に基づいて河川環境が適正に整備あるいは保全されるように、適切に維持管理するものとする。

### 4.3.2. 流水の正常な機能の維持

渡良瀬川の流水の正常な機能を維持するために河川水の適正な利用が図れるよう管理を行うとともに、河川水が動植物の保護に必要な流量を下回らないよう管理に努めるものとする。

- ・必要な流量の確保（みどり市大間々地点）

かんがい期最大  $25\text{m}^3/\text{s}$

非かんがい期最大  $7\text{m}^3/\text{s}$

## 5. 河川の状態把握

### 5.1. 一般

#### 5.1.1. 実施の基本的な考え方

河川の状態把握は、河道や河川管理施設等の機能の維持・保全を行っていくために、その状態や変状等の異常を早期に把握し、適切に対応していくために実施するものである。

状態把握は、河川の経年的な変化を把握するための河道の縦横断測量や空中写真撮影によるデータの取得、河川管理施設等（以下、施設等と称す）の状態や変状等把握のための河川巡視や施設の機能の点検等を行い、適切に実施していく。

#### 5.1.2. 実施の頻度・時期、実施に当たっての留意事項

##### (1) 実施の頻度・時期

河川の状態把握のための基本となるデータの取得は、水文データ等（雨量等）は通年にわたり行うほか、河川の縦横断面や空中写真等のデータ取得を定期的実施する。

河川の巡視では、施設等の状態やゴミ等の不法投棄を通年にわたり継続的に監視する。

河川管理施設等の点検は、機能確認のために台風等による出水が発生する時期の前（以下、出水期前と称す）に行い、出水期前の点検にて予防保全段階と評価された箇所については出水期初め頃に重点点検として継続点検を実施する。また、必要に応じて機能確認のため出水中、出水後、地震後に実施する。

樋門（樋管）・水門、堰、排水機場等及びこれに付随する機械設備、電気通信設備の点検は、機能確保・維持のため、点検要領等に基づいて定期的実施する。

##### (2) 実施に当たっての留意事項

水文データ（雨量、水位、流量観測データ等）、河道の基本データである河川の断面形、河床材料、河川の環境状態等に関するデータについては、今後の維持管理に反映できるよう必要に応じてデータベース化を図り蓄積していく。

河川巡視や施設等の点検の結果は、その後の維持管理行為を実施していく上で、重要な情報要素となるので、河川カルテ等も含め RiMaDIS を用いたデータベース化を行い、適正に記録・保存する。

## 5.2. 基本データの収集

### 5.2.1. 水文・水理等観測

#### (1) 実施の基本的な考え方

水文・水理等観測は、河川管理施設の運用・管理や河川整備等を実施する上で必要な基本データの取得や、防災・減災等のための情報提供を行うために実施する。

#### (2) 実施の場所、実施内容、頻度・時期

##### 1) 場所

設置箇所については巻末別表－1～4 一覽参照。

##### 2) 実施内容、頻度・時期

水文・水理観測、水質調査は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、河川水質調査要領等に基づき実施する。



写真 5-1 高津戸水位観測所



写真 5-2 津久原雨量観測所



写真 5-3 足利観測所における流量観測



写真 5-4 足利観測所における流量観測

## 5.2.2. 測量

### (1) 河川縦横断測量

#### 1) 実施の基本的な考え方

河川縦横断測量は、河川管理上必要となるデータとして現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、適切な時期に縦横断測量等を実施する。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

##### ① 場所

基本となるデータが必要な大臣管理区間。

##### ② 頻度・時期

5年に1回程度は実施することを基本とする。

なお、出水により大きな河床変動を生じた場合には必要に応じて実施する。

##### ③ 実施に当たっての留意事項

河川縦横断測量は河道の状態把握及び、適切な許認可を行うために必要な資料となるため実施にあたっては、河道の変状や橋梁部分の変状把握が図れるよう実施する。なお、実施にあたっては、「河川定期縦横断測量における点群測量の実施について」（令和元年6月27日事務連絡）に基づき、原則点群測量により実施する。また、コスト縮減を図るために出水等による変化のより大きい低水路部分のみを測量することや、新技術によるUAVなどを用いたデータの収集など、より効率的・効果的な測量手法についての実施を検討していく。

### (2) 空中写真撮影・測量

#### 1) 実施の基本的な考え方

空中写真測量（図化）は、河川管理上必要となる河道の形状の変化、河岸侵食や樹木の繁茂状況や、平面図（図化）を作成するために実施する。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

##### ① 場所

河道（滯筋、平面形状等）、堤防、背後地など本川及び支川の大管管理区間。

##### ② 頻度・時期

空中写真測量（図化）：概ね10年に1回実施

空中写真撮影：概ね5年に1回実施

##### ③ 実施に当たっての留意・検討事項

空中写真測量（図化）については、極力縦横断測量に併せて実施する。

コスト縮減を図るために、河川の平面形状の変化がない場合等、状況により空中写真撮影や測量（図化）間隔を延ばし、必要に応じ部分的な修正を検討していく。

滯筋の変化、平面形状、河道内の樹木等の変化が大きい箇所では、より高い頻度で実施することを検討していく。

### 5.2.3. 河道の基本データ

#### (1) 実施の基本的な考え方

河道特性の把握や河道計画を検討する上で基礎となる河床材料に関するデータ、洪水痕跡調査を実施する。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

##### 1) 場所

河床材料調査は、勾配変化点などの河道特性を把握する上で必要となる区間。

洪水痕跡調査は、河道の必要な区間。

##### 2) 頻度・時期

・河床材料調査は、10年に1回程度、または河床が大きく変化するような大規模な洪水の後に実施

・洪水痕跡調査は、はん濫注意水位を超える等の一定規模の出水が生じ、堤防等に連続した痕跡が残存する際に実施。

##### 3) 実施に当たっての留意事項

河床材料調査は、河川の計画、設計及び維持管理等の適正な実施を図る上で、洪水痕跡調査は、治水計画における河道解析における基礎資料を得ることを目的におこなわれるものであり、必要な時期に実施する。



写真 5-5 河床材料調査（渡良瀬川 29.75k 地点）



写真 5-6 洪水痕跡調査（渡良瀬川左岸 35.6k、右岸 19.25k）

#### 5.2.4. 河川環境の基本データ

##### (1) 実施の基本的な考え方

良好な河川環境の保全を行っていくために、河川における生物の生育・生息状況を把握するとともに、河川の利用実態等の把握を実施する。

河川の自然環境や利用実態に関しては、河川水辺の国勢調査を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集する。また、データの収集にあたっては、学識経験者や地域で活動する市民団体、NPO 等との連携・協働に努める。

##### (2) 実施の場所、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

###### 1) 場所

大臣管理区間。(草木ダムを除く)

###### 2) 頻度・時期

5年または10年に1巡を標準として河川水辺の国勢調査時に実施。

###### 3) 実施に当たっての留意事項

河川環境に関する情報は、状態把握の結果を河川環境情報図等として整理する。河川利用実態に関する情報は、経年的な比較ができるよう保存・整理する。

#### 5.2.5. 観測施設、機器の点検

##### (1) 実施の基本的な考え方

雨量、水位、流量等の水文・水理データや水質データは河川管理の基礎的資料であることから適正に観測出来るよう、定期的に観測施設、機器の点検を行う。

##### (2) 実施の場所、実施内容、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

###### 1) 場所

観測施設、機器

(設置箇所については巻末別表－1～4 一覽参照)

###### 2) 実施内容、頻度・時期

点検の内容等は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規定等による。

観測施設に付属する電気通信施設については、年1回以上の総合的な点検を実施する。

###### 3) 実施に当たっての留意事項

水文・水理観測施設については、適切に点検・整備を行い、必要とされる観測精度を確保できないような変状を確認した場合には、水文観測業務規定等に基づいて対策を検討する。

### 5.3. 堤防点検等のための環境整備

河川の状態把握として堤防点検を適切に行っていくため、変状箇所の点検が容易になるよう堤防等の除草を行う必要がある。

堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、出水期前及び台風期の堤防の点検に支障がないよう実施する。また、こまめな刈取（集草なし）や除草剤等の活用など、より効率的・効果的な植生管理手法についての実施検討や、リモコン草刈機の導入や三次元展開図の活用による除草工の効率化・省力化についての実施を検討していく。

植生の繁茂状況等により適用した除草方法では堤防の変状が把握できない場合や、洪水時における漏水の状況等を把握する必要のある場合等には、経済性等を十分に勘案して追加の除草を検討し実施することができる。



写真 5-7 堤防の除草

## 5.4. 河川巡視

### 5.4.1. 平常時の河川巡視

#### (1) 実施の基本的な考え方

河川の概括的な状態把握（河道、河川管理施設、河川空間の利用、自然環境等を対象とする）を行うために、河川巡視を実施する。

河川巡視は、バイク巡視を主とする一般巡視を基本とするが、効率を図るために CCTV 及びドローンを使用した巡視について試行を実施していく。また、徒歩による巡視等を含め不法行為、外来種繁茂状況、災害危険箇所、老朽化施設、近年被災した河川管理施設など場所・目的等を絞った目的別巡視を必要に応じて加え、巡視計画を立案して実施する。

河川巡視により、異常な状況等を発見した場合は、必要に応じて詳細調査を実施するとともに、情報の共有を図り適切に対処する。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期、実施に当たっての留意事項

##### 1) 場所

本川及び支川の大臣管理区間における河川区域、河川予定地、河川保全区域。

##### 2) 頻度・時期

河川巡視は、一般巡視は年 184 回（92 巡）、目的別巡視は年 34 回（34 巡）を標準とし、必要に応じて休日夜間も実施する。

##### 3) 実施に当たっての留意事項

効率的・効果的な河川の状態把握を行っていくため、CCTV 等の活用を検討する。また、RiMaDIS を用いたデータ取得や巡視結果のデータベース化を引き続き実施する。



写真 5-8 バイクによる河川巡視



写真 5-9 目的別巡視

#### 5.4.2. 出水時の河川巡視

##### (1) 実施の基本的な考え方

出水等による河道、施設等の変状を速やかに発見するため、一定規模の出水が生じた場合、河川巡視を実施する。また、必要に応じて水防団の活動状況等についても把握する。

##### (2) 場所、頻度・時期

本川及び支川の大臣管理区間において、はん濫注意水位を上回る規模の出水時に実施する。

##### (3) 実施に当たっての留意事項

巡視区間内は概ね1時間で巡視することとし、漏水や法崩れ、洗掘等の異常が発見された場合は、直ちに報告する。

#### 5.4.3. 渇水時の河川巡視

##### (1) 実施の基本的な考え方

渇水時には平常時の河川巡視にあわせて目視により瀬切れ状況や、取水施設の取水状況を把握する。

##### (2) 場所、頻度・時期

直轄区間において渇水調整がおこなわれて河川の流量が著しく減少している期間に実施する。

##### (3) 実施に当たっての留意事項

瀬切れ等が発見された箇所においては、直ちに報告する。

## 5.5. 点検

点検とは、点検対象とする河道や河川管理施設の治水上の機能について異常及び変化等を発見・観察・計測等することを目的として行うものであり、平成25年6月に河川法が改正され、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つことが義務化されたことから、1年に1回以上の適切な頻度で点検を実施するものとする。

### 5.5.1. 出水期前、台風期、出水中、出水後の点検

#### (1) 出水期前

##### 1) 実施の基本的な考え方

出水期前の点検は、河道及び河川管理施設等の構造又は維持もしくは修繕の状況、河川管理施設の存する河川の状況又は地域の地形もしくは気象の状況等を勘案して、その全てを実施する。

##### 2) 場所、頻度・時期

出水期前：大臣管理区間内の河道及び河川管理施設。（草木ダムを除く）

##### 3) 実施に当たっての留意事項

効率的・効果的な河川の状態把握を行っていくため、RiMaDISを用いた巡視結果や堤防点検結果等のデータベース化を引き続き実施していくとともに出水期前、台風期の点検結果をもとに、「堤防等河川管理及び河道の点検・評価要領（R5.3）」に基づいて点検者等が機能低下の状態や進行性の一次評価を行い、その後、事務所の関係部署が参加する横断的連絡調整会議等において、二次評価を実施した上で、必要に応じて対策等を図っていく。



写真 5-10 堤防点検

#### (2) 出水中

##### 1) 実施のための基本的な考え方

出水時の状況等を把握するため、必要に応じて点検（調査）を実施する。

## 2) 場所、頻度・時期

一定規模以上の出水中に必要な区間において実施する。

## 3) 実施に当たっての留意事項

出水時の状況を把握するため、必要に応じて航空写真撮影等による状況把握も実施する。

### (3) 出水後等

#### 1) 実施の基本的な考え方

出水後の河道及び施設等の変状を把握するため、速やかに点検を実施する。

点検結果や、その後の詳細調査等は、河道計画、維持管理計画等の見直しのためのデータとして整理し、蓄積していく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

出水後に必要な区間において、河川管理施設の被災、河道の変状等に着目し目視によることを基本として実施する。急流河川では比較的低い水位でも被災の恐れがあることから、過去の被災状況等も考慮してはん濫注意水位以下の出水後でも必要に応じて点検を実施する。

### 5.5.2. 地震後の点検

#### (1) 実施の基本的な考え方

一定規模の地震発生後は、安全に十分留意しつつ、迅速かつ的確に施設等の状態等を点検する。

点検の実施にあたっては、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月」に準拠して、内容に沿った点検を実施する。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期

河川管理施設及び許可工作物が設置されている箇所において、原則として、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月」に準拠して、震度4以上の地震が発生した後に実施する。



写真 5-11 地震後の点検（渡良瀬川右岸 21.75k）



写真 5-12 地震後の点検  
（矢場川第二捷水路）

### 5.5.3. 安全利用点検

#### (1) 実施の基本的な考え方

親水を目的として整備した施設や、堰・水門等の工作物と親水護岸との境界部など施設利用者の安全性確保のため、施設点検を実施する。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期

親水施設が設置されている箇所において、点検は、安全利用点検に関する実施要領等に基づいて、GW前、夏休み前に実施する。



写真 5-13 GW前安全利用点検

#### 5.5.4. 機械設備、電気通信施設を伴う河川管理施設の点検

##### (1) 実施の基本的な考え方

機械設備を伴う施設等（堰、水門・樋門、排水機場等）の信頼性確保、機能維持のため、コンクリート構造部分、機械設備及び電気通信施設に対応した、定期点検、運転時点検及び臨時点検を実施する。

堰、水門・樋門、排水機場等の機械設備は、「河川用ゲート設備点検・整備の手引き（案）」令和3年8月、「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」平成27年3月、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）」平成28年3月に基づいて点検を実施する。

電気通信施設は、「電気通信施設点検基準（案）」令和7年3月に基づいて点検を実施する。

ゲート設備、ポンプ設備等の塗装部は、「機械工事塗装要領（案）・同解説」令和3年2月に基づいて点検する。

##### (2) 実施の場所、頻度・時期

機械設備を伴う河川管理施設（堰、水門・樋門、排水機場等）、電気通信施設において、（設置箇所については巻末別表－5、6 一覧参照）コンクリート構造部分、機械設備及び電気通信施設に対応した点検を実施する。

機械設備は、定期点検、運転時点検及び臨時点検を実施する。定期点検は、機器の動作確認、偶発的な損傷発見のため、管理運転を含む月点検、年点検とする。

電気通信施設は、総合点検、個別点検、巡回点検、臨時点検を実施し、点検頻度は「電気通信施設点検基準（案）」に基づいて実施する。



写真 5-14 姥川排水機場の機械設備

### 5.5.5. 許可工作物の点検

#### (1) 実施の基本的な考え方

許可工作物についても、河川管理施設と同等に治水上必要な機能を有していることが必要である。このためこれら機能を適正に維持管理していくため適切な時期に設置者により点検がなされる必要がある。

許可工作物の点検は、設置者が実施するもので、河川管理者としては履行検査や河川巡視の結果等により、必要に応じて設置者へ点検の指導等を実施する。また、必要に応じて点検結果の報告を受ける等により施設の状態を確認する。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期

許可工作物（樋管、橋梁など）（設置箇所については巻末別表－6 一覧参照）において、設置者が出水期前の適切な時期に必要な点検を実施する。また、出水中、出水後についても河川管理者は必要に応じて設置者へ点検の指導等を実施する。

震度4以上の地震が発生した後は、「「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）」令和4年8月」に準拠して点検を実施するものとし、河川管理者は目視による概略点検（1次点検）を実施し、施設管理者が詳細な点検（2次点検）を実施する。



写真 5-15 許可工作物の履行検査状況

## 5.6. 河川カルテ（データ等の取得と蓄積）

効率的・効果的な維持管理の実施にあたっては、点検の実施、点検により得られたデータ等の整理、蓄積、分析及び評価を一連のサイクルとして実施していくことが必要である。そのため、点検等で得られたデータを河川カルテとして保存していく。

データの保存は河川カルテの作成要領（令和5年3月17日改訂）に基づき、RiMaDISのデータベースシステムにより作成し、情報を蓄積していくことを基本とする。

実施にあたっては、河道及び河川管理施設の状態を評価するにあたり、学識経験者や専門家から技術的助言が得られるような体制の整備を検討していく。

## 5.7. 河川の状態把握の分析、評価

河川維持管理は、経験に基づく知見の集積に強く依存しており、これまでの河川維持管理の中で積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえて対応することが必要である。そのため、点検等で得られたデータ等を分析、評価して、その後の維持管理対策に反映していくことが必要である。

## 6. 具体的な維持管理対策

### 6.1. 河道の維持管理対策

#### 6.1.1. 河道流下断面の確保・河床対策

##### (1) 実施の基本的な考え方

目標とする河道流下断面を確保するため、河道流下断面の適正な維持管理を行っていく。

また、局所洗掘に対する施設等の安全性を保全するため、河道流下断面の適切な維持管理を行っていく。

##### (2) 実施の場所、頻度・時期、実施手順等

###### 1) 場所、頻度・時期

大臣管理区間において、測量や点検等の調査により、河川管理上支障をきたすことが想定された場合に実施する。

###### 2) 実施手順

定期的または出水により大きな河床変動が生じた場合に行う河川縦横断測量により、河床の変動状況を把握する。また、出水後の点検等において水衝部や勾配の急変箇所等、河床変動が生じやすいと想定される箇所を重点的に監視する。

###### 3) 対応及び対策

河道管理上の支障となる土砂堆積、局所洗掘、樹木繁茂等が確認された場合は、詳細な現状把握を行い、機能評価を行った上で必要に応じて河道整正や河床掘削、護岸及び構造物基礎周辺の河床低下対策、樹木伐採等の対策を図っていく。



写真 6-1 河道整正による流下断面の確保  
(渡良瀬川 38k 付近)



写真 6-2 河道整正による流下断面の確保  
(渡良瀬川 43k 付近)

## 6.1.2. 河岸の対策

### (1) 実施の基本的な考え方

河岸侵食が継続した場合には、高水敷を越えて堤防侵食に至り、さらには堤防破堤となる可能性もあることや、高水敷維持の必要性、堤防防護の観点から早期発見等に努める必要がある。

### (2) 実施の場所、頻度・時期

水衝部等の局所洗掘箇所において、堤防防護ライン、あるいは低水路河岸管理ラインを超える恐れがある場合に対策を実施する。

### (3) 実施手順、対応及び対策

#### 1) 実施手順

河川巡視や点検による調査で河岸侵食の状態(侵食長、侵食幅)を把握する。必要によりUAVや航空写真により状況を確認する。

#### 2) 対応及び対策

堤防防護ライン、あるいは低水路河岸管理ラインを超える侵食が確認された場合は、詳細な現状把握を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策を図っていく。検討にあたっては、侵食の程度のほか、高水敷の利用状況や堤防の侵食対策の有無などを考慮して検討するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境にも十分配慮することとする。



写真 6-3 中州を掘削することで水衝部対策を行った箇所（北関東道下流）



写真 6-4 出水時に流水が水路を流れ、右岸への偏流が攪乱されるようになった。

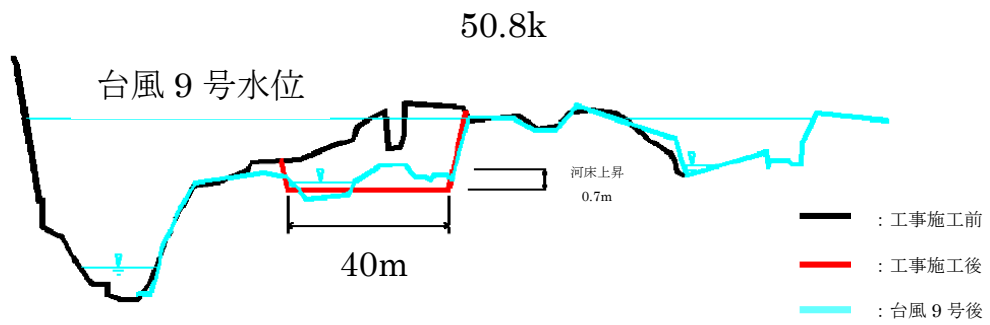


図 6-1 水衝部対策箇所横断面図

### 6.1.3. 樹木の対策

#### (1) 実施の基本的な考え方

河道内樹木は、出水時の河積阻害、堤防・河岸に対する侵食作用の増大、中州の固定化の原因となるほか、河川管理施設への影響や点検への支障となる恐れがある。また、近年はイノシシの隠れ場所としての利用や防犯、不法投棄の助長防止の観点からも管理が必要となっている。そのため、河道、河川管理施設等への影響が及ばないように適切に維持管理していく必要がある。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期

河川巡視、モニタリング等により、河川管理上支障を来すことが想定される樹木繁茂を確認した場合には伐開等の対策を実施する。伐開にあたっては堤防沿いの流速の増大や、既存樹木の流出を生じる事が懸念されるので留意する必要がある。

なお、以下の箇所については重点的に監視する。

- ・ 渡良瀬川上流部、桐生川、矢場川、旗川等の支川

#### (3) 実施手順、対応及び対策

##### 1) 実施手順

河川巡視やUAVによる樹木繁茂状況の調査や航空写真の活用により、堤防・河岸に対する侵食作用を増大させる樹木や堤防上に繁茂している樹木、点検への視界の妨げとなっている樹木群を把握する。なお、河川内に民地が存地している箇所もあることから合わせて土地所有者についての確認を行う。

##### 2) 対応及び対策

環境上の機能等に配慮しつつ、治水上の影響の大きなものから順次伐採等の対策を実施する。対策にあたっては再繁茂抑制や伐根について検討すると共にリサイクル及びコスト削減の観点から公募型樹木伐採等の取組に積極的に努めることとする。



写真 6-5 樹木群の伐採前後 (R4 桐生大橋上流側を撮影)

## 6.2. 施設の維持管理対策

### 6.2.1. 堤防

#### (1) 堤体

##### 1) 実施の基本的な考え方

河川堤防は、出水時に流水が河川外に流出することを防止するための施設であり、計画高水流量等の所定の出水を安全に流下させる上で、一定の堤防高・断面形状を縦断方向に連続して確保し、機能保持を図っていく必要がある。これら機能が保全されるように適切に維持管理を行っていく。

堤防の機能維持にとって点検等による状態把握は特に重要であり、必要な点検等により状態把握を点検要領等に基づいて行うこととする。堤防にクラック、陥没、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られた場合は、点検等による当該箇所の状態把握を継続するとともに、状況に応じて原因調査を行い必要な対策を実施する。

また、堤防法面等（天端及び護岸で被覆する部分を除く。）においては、根の緊縛力が弱い雑草やカラシナのように根が肥大化する雑草が繁茂すると、土壌の緊張力が低下し、あるいは土壌が腐植土化することにより、堤防表面が弱体化して、法崩れ、ひび割れ、陥没等の誘因となる場合がある。そのため、堤防の強度を保持し、降雨及び流水等による侵食や法崩れ等の発生を防止するため、堤防点検の条件整備とともに堤体の保全のために必要な除草を行うものとする。

##### 2) 実施の場所、頻度・時期

大臣管理区間の有堤部において、河川巡視や点検等により、堤防の亀裂・陥没、法面のすべり、はらみ等の変状、樋門・樋管周辺部の抜け上がりや法面の不陸等の変状、漏水、イノシシ等による堤体の損傷等が確認された場合は、必要に応じて対策を実施する。

堤防法面等（天端及び護岸で被覆する部分を除く。）においては、堤防の点検に支障がないよう、また堤体の保全のために堤防除草を2回以上行うことを基本とする。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ① 実施手順

##### 【巡視・点検】

河川巡視や堤防点検において堤防の亀裂・陥没、わだち、裸地化、湿潤状態、法面のすべり、はらみ等の変状を把握する。

また、樋門・樋管等構造物の周辺は、コンクリート構造物である樋門・樋管と土構造物である堤防の沈下等の挙動が異なることから、不等沈下による変状が生じやすく、堤防の抜け上がりや、法面の変状、護岸の沈下等を把握する。

堤防の湿潤状態については、出水中の漏水状況（堤体・基盤漏水）や出水後の漏水の痕跡（特に堤内側の基盤漏水）について巡視等により確認し、調査する。

地震後の点検は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月に準拠する。

これら点検により、何らかの変状が確認された場合は、必要に応じて原因調査や詳細調査を行い、必要に応じて補修を実施する。

堤防の天端については、亀裂、不陸、わだちの状況を注意して把握する。

##### 【堤防除草】

除草は原則として機械式で行うことを基本とする。ただし法勾配が急な箇所、その他機械式での除草に適していない箇所についてはその限りでない。

#### ② 対応及び対策

堤防の沈下、法面のすべり、はらみ等や樋門・樋管周辺部の抜け上がり、法面の不陸、護岸の沈下等が確認された場合は、当該箇所の状態把握を継続していくとともに原因調査や必要に応じ詳細調査を行い、補修等の適切な対策を図っていく。

堤防の亀裂・陥没、わだち、裸地化が確認された場合は、点検等による当該箇所の状態把握を継続していくとともに、原因調査を行い、補修等の必要な措置を図っていく。

漏水（堤体・基盤漏水）や漏水の痕跡が確認された場合は、原因調査や必要に応じ詳細調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策を図っていく。

天端の不陸、亀裂、わだち等が確認された場合は、点検等による当該箇所の状態把握を継続していくとともに、原因調査や必要に応じ詳細調査を行い、補修等の必要な措置を図っていく。

イノシシによる堤防の掘り起こし被害は裸地化や、さらなる浸食を増進する恐れがあることから速やかに補修することとする。しかし、イノシシの被害は年々増加していることから、補強シート等による掘り起こし対策や、侵入防止柵の設置、樹木伐採などの対策を有識者の意見を聞きながら実施するとともに、平成28年7月に設置された栃木県・群馬県・足利市・桐生市・太田市・佐野市・栃木市・館林市・板倉町・渡良瀬川河川事務所で構成される「渡良瀬川イノシシ対策連絡会」において、情報共有を図り今後の対策を検討していく。

また、増大するイノシシによる堤防の掘り起こし被害や、セイヨウカラシナ等の外来植物の侵入・繁茂等により堤防の弱体化が懸念されることから、平成24年より河川や植生管理に関する専門家からなる「渡良瀬川堤防管理技術検討会」を設け、除草剤等を使った堤防維持管理手法を検討しており、周辺地域の方々にご意見を伺いながら現地実験を行うなどの取り組みを行っている。

その検討結果をふまえ、今後も堤防の植生管理手法についての検討を実施していく。



写真 6-6 堤防天端の亀裂



写真 6-7 イノシシによる堤防掘り起こし



写真 6-8 植物成長調整剤・除草剤を用いた現地実験

## (2) 坂路・階段工

### 1) 実施の基本的な考え方

坂路、階段工は、日常の河川管理に必要な施設であるとともに、利用者の利便性に供する施設であることから、これら施設の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

大臣管理区間の有堤部の該当箇所において、河川巡視や安全利用点検等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。



写真 6-9 緩傾斜の坂路

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

河川巡視や点検等により坂路、階段工の利用に支障が来すほどの変状があるか把握し、必要に応じて補修を実施する。

#### ②対応及び対策

変状が確認された場合は、当該箇所の状態把握を行うとともに、原因調査を行い、補修等の必要な措置を図っていく。

### (3) 堤脚保護工、堤脚水路

#### 1) 実施の基本的考え方

堤脚保護工は、堤体の安定を保持するための施設であり、これら施設の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

堤脚水路は、堤防に降った雨の排水を目的に設置される施設であり、これら施設の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

大臣管理区間の有堤部の該当箇所において、河川巡視等により変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

河川巡視や点検等により堤脚保護工の変状や、堤脚水路の土砂堆積状況等を把握する。

#### ②対応及び対策

変状が確認された場合は、当該箇所の状態把握を行うとともに、原因調査を行い、必要な措置を図っていく。



写真 6-10 コンクリートブロックによる堤脚保護工

#### (4) 側帯

##### 1) 実施の基本的な考え方

第1種側帯は旧川箇所、漏水箇所等の堤防の安定を図るために配置されるものであり堤体と同様な維持管理を実施する。

第2種側帯は、水防用の土砂等の非常用として備蓄するために設けられるものであり良好な盛土として維持することが望ましい。

第3種側帯は、環境を保全するために設けられるものであり、これら施設の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

##### 2) 実施の場所、頻度・時期

大臣管理区間の有堤部の該当箇所において、河川巡視、臨時点検等による変状や漏水の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

##### 3) 実施手順、対応及び対策

###### ①実施手順

平常時、出水中、地震後の実施手順は6.2.1.(1) 堤体に準拠して維持管理する。

地震後の点検内容は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月」に準拠する。

###### ②対応及び対策

6.2.1.(1) 堤体に準拠して、必要に応じ対策等を図っていく。



写真 6-11 桐生川側帯



写真 6-12 桐生川側帯

## (5) 霞堤

### 1) 実施の基本的な考え方

霞堤は、開口部から一時的に洪水を遊水させ洪水調節効果を発揮させるための施設であり、これら機能が保全されるように適正に維持管理していく。

また、霞堤前面は河川法施行令第15条の4第1項第3号の区域として竹木伐採許可対象区域に指定されていることから適切に維持管理していく。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

霞堤が設置されている区間において、河川巡視、臨時点検等による変状や漏水の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

霞堤は一般に堤体であるので、6.2.1.(1)堤体に準拠して維持管理するものとする。

地震後の点検内容は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部修正について（通知）令和4年8月」に準拠する。

#### ②対応及び対策

6.2.1.(1)堤体に準拠して、必要に応じ対策等を実施する。



写真 6-13 霞堤（渡良瀬川右 43.2k 付近）：R7.1 撮影

## (6) 背割堤

### 1) 実施の基本的な考え方

背割堤は、二つの河川が急激に合流することによる流水の乱れを減少させ、合流点の両河川の水位差を調整させるために設置されている。これらの機能が保全されるように適切に維持管理していく。

### 2) 実施の場所、頻度、時期

背割堤が設置されている区間において、河川巡視、臨時点検等による、変状や漏水の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

背割堤は、6.2.1.(1) 堤防\_堤体に準拠して維持管理するものとする。

地震後の点検内容は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月」に準拠する。

#### ②対応及び対策

6.2.1.(1)堤体に準拠して、必要に応じ対策等を実施する。



写真 6-14 背割堤（渡良瀬川右岸 25k 付近）

## 6.2.2. 護岸

### (1) 一般護岸

#### 1) 実施の基本的な考え方

護岸は、水制等の構造物や高水敷と一体となって堤防を保護するため、あるいは掘込河道にあっては堤内地を安全に防護するために設置するもので、洪水護岸、低水護岸及びこれらが一体となった堤防護岸がある。護岸は流水の侵食作用に対して河岸あるいは法面を防護する目的で設置される構造物であり、堤防や河岸防護等の所用の機能が保全されるように適切に維持管理していく必要がある。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

高水護岸（堤防護岸）、低水護岸において、河川巡視、出水期前・後、地震時の臨時点検等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ①実施手順

護岸については、法覆工の変状や天端保護工、取付部の変状を把握する。法覆工の工種ごとに、下表の点検項目で実施する。低水護岸の維持管理においては、河床の洗掘等にも着目する必要があることから、基礎部、河床洗掘、根固めブロックの変状についても併せて点検する。

表 6-1 法覆工の点検項目

工 種	点 検 項 目
張りブロック	・ 法覆部の沈下（不陸）、はらみだし、欠損、ブロック間の目地開き
連節ブロック (漏水対策護岸)	・ 法面の変形 ・ 連節鉄筋の錆び ・ 吸出防止材の劣化・破損
カゴ系	・ 鉄線の破断や錆び ・ 法面の沈下、中詰石の劣化、偏倚 ・ 遮水シート（漏水対策護岸）
法枠工	・ 沈下（不陸）、法枠部のクラック

地震後の点検内容は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部修正について（通知）令和4年8月」に準拠する。

## ②対応及び対策

法覆工の変状（沈下（不陸）、はらみだし、ブロック間の目地開き）、高水護岸の法面の変状等が確認された場合は、原因調査や詳細調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を実施する。

法枠部及び帯工のクラック、吸出防止材の劣化・破損、カゴ系の鉄線の破断・錆びや中詰石の変状、天端保護工、取付部の変状が確認された場合は、その状況について原因調査や詳細調査を行い、適切な措置を図っていく。

補修にあたっては、多自然川づくりを基本とし自然環境に十分に配慮する。

## (2) 矢板護岸

### 1) 実施の基本的な考え方

矢板護岸の機能は護岸と同様であるが、水深の深い区間（低水護岸の基礎高が計画河床高以下）、平水位が高く基礎の根入が困難な区間などに設置される施設であり、堤防・河岸防護の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

矢板護岸設置箇所において、非出水期の水位の低い時に河川巡視等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

基礎コンクリートの傾倒、基礎コンクリートとブロックの目地開き、矢板の破損状況を把握する。ただし、矢板の破損状態の把握は目視可能な範囲とする。

矢板護岸の維持管理においては、河床の洗掘等にも着目する必要があることから、河床洗掘、根固めブロックの変状についても併せて点検する。

地震後の点検内容は、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）令和4年8月」に準拠する。

#### ②対応及び対策

一般護岸と同様であるが、さらに、矢板の破損が確認された場合は、詳細な調査を行い、健全性の確認を行った上で必要に応じて対策等を実施する。また、基礎コンクリートの傾倒、基礎コンクリートとブロックの目地開き等の変状が確認された場合は、原因調査や詳細調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。



写真 6-15 鋼矢板打ち込み状況

写真 6-16 矢板護岸

### 6.2.3. 根固め工

#### (1) 実施の基本的な考え方

根固め工は、流水による河床洗掘を防止し、護岸基礎工の安定や河岸を防護する目的で設置され、法覆工、矢板護岸との組み合わせ、あるいは単独で施工される施設であり、これら機能が保全されるように適切に維持管理していく。

#### (2) 実施の場所、頻度・時期

根固め工設置区間において、河川巡視、臨時点検等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

#### (3) 実施手順、対応及び対策

##### 1) 実施手順

根固め工の維持管理においては、根固め工の流出、沈下状況を把握するとともに、河床洗掘等、周辺の河道状況を点検し、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

地震後の点検内容は、「「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）」令和4年8月」に準拠する。

##### 2) 対応及び対策

根固め工の流出、沈下等が確認された場合、原因調査や詳細調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を実施する。



写真 6-17 根固工（足利市岩井付近）

## 6.2.4. 水制工

### (1) 実施の基本的な考え方

水制工は、洪水の主流を川を中心に向けたり、河岸付近の水流の勢いを弱め洗掘を防ぐなど、堤防、護岸の安全性を高めることを目的として設置される施設であり、これら機能が保全されるように適切に維持管理していく。

### (2) 実施の場所、頻度・時期

水制工設置箇所(設置箇所については巻末別表-7 一覧参照)において、河川巡視、臨時点検等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### (3) 実施手順、対応及び対策

#### 1) 実施手順

水制の形状(破損、流出)を把握する。透過水制はゴミや流木が引っかかりやすく、流水に対して抵抗が増して安定性に影響するので留意する必要がある。不透過水制は周辺の洗掘が大きく特に水制頭部は深掘れを生じやすいので留意する。

#### 2) 対応及び対策

水制の変状が確認された場合、詳細な原因調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を実施する。



写真 6-18 水制工 (足利市緑町付近)



写真 6-19 水制工 (足利市岩井付近)

## 6.2.5. 樋門（樋管）・水門

### (1) 本体（土木施設）

#### 1) 実施の基本的な考え方

樋門（樋管）・水門は、堤防を横断して設置され、排水、取水のために設置される施設であり、出水時にはゲート等を閉塞し河川からの逆流を防止するなど堤防としての機能を発揮させる必要があり、これら機能が保全されるように適切に維持管理していく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

樋門（樋管）・水門設置個所において（設置箇所については巻末別表－4 一覧参照）河川巡視、臨時点検等で変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ① 実施手順

樋門（樋管）の本体（函渠）・門柱・操作台・翼壁等、水門の本体（床版、堰柱）・門柱・翼壁等において欠損、クラック等の状態を把握する。

また、樋門（樋管）函渠の不等沈下（多径間の場合）や継手部（可撓継手、止水板の伸び等）の開き状況、漏水、土砂の吹出等についても把握する。

門柱部においては傾斜状況を把握する。

翼壁の本体との継手部の開き状況や止水板の伸び量等の状況を把握する。

ゲート下部戸当たりの土砂等の堆積状況を把握する。

地震後の点検内容は、「「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）」令和4年8月」に準拠する。

##### ② 対応及び対策

本体、門柱、函体、翼壁等の変状が確認された場合は、詳細な原因調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。

ゲート下部戸当たりの土砂等の堆積が確認された場合は、その状況について詳細な調査を行い、適正な措置を図っていく。



写真 6-20 樋管の連通試験

## (2) ゲート設備(機械設備)

### 1) 実施の基本的な考え方

ゲート設備(機械設備)については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理を行っていく。

設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、かつ効果的に予防保全（設備、装置、機器等のゲート設備が必要な機能を発揮できる状態を維持するための保全）と事後保全（故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全）を使い分け、計画的に実施する。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

ゲート設備設置箇所（設置箇所については巻末別表－4 一覧参照）において、定期点検の結果等により、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

ゲート設備等の整備・更新は、河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル等に基づいて実施する。

ゲート設備等の塗装については、機械工事塗装に関するマニュアルに基づいて実施する。

#### ②対応及び対策

定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握（状態監視）の継続及び整備（補修、補強等の対策）・更新を行っていく。

また、点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用していく。



写真 6-21 巻き上げ機の点検状況



写真 6-22 矢場川水門

### (3) 電気通信施設

#### 1) 実施の基本的な考え方

電気通信施設については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理を行っていく。  
また、点検・整備・更新に当たって長寿命化やライフサイクルコスト削減の検討を行い、計画的に電気通信施設の維持管理を行っていく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

電気通信施設設置箇所（設置箇所については巻末別表—5 一覧参照）において、定期点検の結果等により、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ①実施手順

電気通信施設については、電気通信点検基準（案）に基づき実施する。

##### ②対応及び対策

定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握（状態監視）の継続及び整備（補修、補強等の対策）・更新を行っていく。

また、点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用していく。



写真 6-23 三杉川排水機場 カメラ



写真 6-24 三杉排水機場 操作卓

### (4) 付属施設

#### 1) 実施の基本的な考え方

付属施設（上屋、管理橋、管理用階段、照明設備、水位観測施設等）の機能が保全されるように適切に維持管理していく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

##### ①場所

付属施設（上屋、管理橋、管理用階段、照明設備、水位観測施設等）。

##### ② 頻度・時期

河川巡視、臨時点検等で変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

付属施設については関連する基準等により点検を行う。

#### ②対応及び対策

変状を確認した場合、適切な措置を図っていく。

## 6.2.6. 堰

### (1) 本体、水叩き、護床工、取付擁壁等(土木施設)

#### 1) 実施の基本的な考え方

堰は取水を目的に設置される施設であり、これら機能を保持していくため、堰本体等の健全性が保全されるように適切に維持管理を行っていく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

##### ①場所

堰

##### ②頻度・時期

河川巡視、臨時点検等で変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

堰本体、擁壁、水叩き部のコンクリート構造物の不等沈下、欠損、クラック、摩耗状況等を把握する。

護床工は、護床ブロックの沈下・不陸、流出等の状況を把握する。また、護床工下流の河床洗掘状況、堰周辺の洗掘や施設の損傷、流出等の状況を把握する。

地震後の点検内容は、「「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）」令和4年8月」に準拠する。

#### ②対応及び対策

堰本体、擁壁、水叩き部、護床工等の変状が確認された場合、詳細な原因調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。



写真 6-25 木戸堰

## (2) 魚道

### 1) 実施の基本的な考え方

魚道は、生態系の多様性、連続性を保持するため、魚類等生物の遡上降下を可能とするために設置される施設であり、これら機能が保全されるように適切に維持管理を行っていく。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

#### ①場所

羽刈堰、千原田堰

#### ②頻度・時期

河川巡視、臨時点検等で変状を把握し、変状が確認された場合は、必要に応じて対策を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

魚道本体の隔壁の破損状況や流下物の堆積状況を把握する。

#### ②対応及び対策

魚道本体の変状が確認された場合、詳細な原因調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。

流下物の堆積を確認した場合、その状況について詳細な調査を行い、適正な措置を図っていく。



写真 6-26 羽刈堰全景



写真 6-27 羽刈堰の魚道

### (3) ゴム引布製起伏ゲート設備

#### 1) 実施の基本的な考え方

ゴム引布製起伏ゲート設備については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理を行っていく。

設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、かつ効果的に予防保全（設備、装置、機器等の設備が必要な機能を発揮できる状態に維持するための保全）と事後保全（故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全）を使い分け、計画的に実施する。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

ゴム引布製起伏ゲート設備設置箇所において、定期点検の結果等による変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

ゴム引布製起伏ゲート設備の整備・点検は、「ゴム引布製起伏堰点検・整備要領（案）」令和6年7月に準拠して実施する。

#### ②対応及び対策

定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握（状態監視）の継続及び整備（補修、補強等の対策）・更新を行っていく。

また、点検・整備・更新の結果は適切に記録・保全し、経時変化を把握するための基礎資料として活用していく。



写真 6-28 ゴム引布製起伏ゲート設備の点検

#### (4) 電気通信施設

##### 1) 実施の基本的な考え方

電気通信施設については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理を行っていく。  
また、点検・整備・更新に当たって長寿命化やライフサイクルコストの縮減の検討を行い、計画的に電気通信施設の維持管理を行っていく。

##### 2) 実施の場所、頻度・時期

6.2.5. 樋門(樋管)・水門 (3) 電気通信施設に準拠し、維持管理するものとする。(設置箇所については巻末別表－4、5 一覧参照)

##### 3) 実施手順、対応及び対策

###### ①実施手順

電気通信施設点検基準(案)に基づいて実施する。

###### ②対応及び対策

定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握(状態監視)の継続及び整備(補修、補強等の対策)・更新を行っていく。

また、点検・整備・更新の結果は適切に記録・保全し、経時変化を把握するための基礎資料として活用していく。

#### (5) 付属施設

##### 1) 実施の基本的な考え方

付属施設の機能が保全されるように維持管理するものとする。

##### 2) 実施の場所、頻度・時期

###### ①場所

付属施設(操作室、水位観測設備、照明設備、管理用橋梁、管理用階段等)。

###### ②頻度・時期

河川巡視、臨時点検等で変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

##### 3) 実施手順、対応及び対策

実施手順、対応及び対策については、6.2.5. 樋門(樋管)・水門 (4) 付属施設に準拠して維持管理するものとする。

## 6.2.7. 排水機場

### (1) 機場本体(土木施設)及び付属施設

#### 1) 実施の基本的な考え方

排水機場は、ポンプにより堤防を横断して内水または河川水を排除するために設けられる施設であり、これら機能を保持するため適切に維持管理を行っていく。

#### 2) 実施の場所、頻度・時期

排水機場本体、沈砂池、吐出水槽、排水門、機场上屋等の施設（設置箇所については巻末別表－5 一覧参照）において、河川巡視、臨時点検等で変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ① 実施手順

排水機場本体、吐出水槽、沈砂池や機场上屋等の破損、クラック状況を把握する。沈砂池の流下物の堆積状況を把握する。また、沈砂池の流入口付近の土砂堆積及び植生繁茂状況を把握する。

地震後の点検内容は、「「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領」の一部改訂について（通知）」令和4年8月」に準拠する。

また、吐出樋門は、6.2.5 樋門（樋管）・水門に準拠して維持管理するものとする。

##### ② 対応及び対策

排水機場本体、吐出水槽、機场上屋等の変状が確認された場合は、詳細な原因調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。

沈砂池に流下物の堆積が確認された場合は、その状況について詳細な調査を行い、適切な措置を図っていく。



写真 6-29 三杉川排水機場

## (2) ポンプ施設(機械設備)

### 1) 実施の基本的な考え方

ポンプ設備や除塵機等の機械設備については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理を行っていく。

設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、かつ効果的に予防保全（設備、装置、機器等の設備が必要な機能を発揮できる状態に維持するための保全）と事後保全（故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全）を使い分け、計画的に実施する。

### 2) 実施の場所、頻度・時期

ポンプ設備や除塵機等が設置されている箇所（設置箇所については巻末別表－6 一覧参照）において、定期点検の結果等により変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ①実施手順

ポンプ設備等の整備・更新は、河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル等に基づいて実施する。

ポンプ設備等の塗装については、機械工事塗装に関するマニュアルに基づいて実施する。

#### ②対応及び対策

定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握（状態監視）の継続及び整備（補修、補強等の対策）・更新を行っていく。

点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用していく。



写真 6-30 菊沢川排水機場（ポンプ設備）

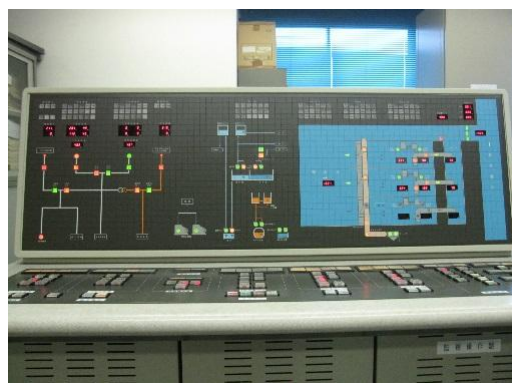


写真 6-31 中央操作パネル

## (3) 電気通信施設

### 1) 実施の基本的な考え方

6.2.5. (3)電気通信施設 に準拠して維持管理するものとする。

## 6.2.8. 伏せ越し

### (1) 実施の基本的な考え方

本体の機能への支障や、付近の河岸及び河川管理施設へ支障を及ぼさないよう適切に維持管理を行っていく。

### (2) 実施の場所、頻度・時期

伏せ越し設置箇所（設置箇所については巻末別表－8 一覧参照）において、河川巡視、臨時点検等により変状の確認を行い、変状の状態が施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合に補修を実施する。

### (3) 実施の手順、対応及び対策

#### 1) 実施手順

伏せ越し本体の損傷、クラック、漏水、土砂堆積等の状況を把握する。

#### 2) 対応及び対策

施設近辺の土砂の堆積により伏せ越しへの影響や施設本体の変状が確認された場合、原因調査や詳細調査を行い、機能評価を行った上で必要に応じて対策等を図っていく。

なお、付随するゲート設備、電気通信設備、付属設備は 6.2.5 樋門(樋管)・水門に準拠して維持管理するものとする。



写真 6-32 蓮台寺放水路（伏せ越し）

## 6.2.9. 許可工作物

### (1) 樋管・樋門・堰・排水機場

#### 1) 実施の基本的な考え方

樋管・樋門・堰・排水機場については、設置者により施設に応じた適切な維持管理がなされるよう必要に応じて指導・監督等を実施する。

#### 2) 実施の場所

設置箇所については巻末別表－6－1 一覧参照

#### 3) 実施内容

履行検査や巡視・点検等により維持管理状況を確認し必要に応じて指導・監督等を実施する。

## (2) 下水道管

### 1) 実施の基本的な考え方

施設の管理が十分実施され、付近の河岸及び河川管理施設に支障を及ぼすことがないように、適切に下水道管の維持管理を行うことについて必要に応じて指導・監督等を実施する。

### 2) 実施の場所

設置箇所については巻末別表－6－3 一覧参照

### 3) 実施内容

河川巡視等により異状が発見された場合は速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。

## (3) 取水施設

### 1) 実施の基本的な考え方

施設の管理が十分実施され、河道や付近の河岸及び堤防等の河川管理施設に支障を及ぼすことがないように、適切に取水施設の維持管理を行うことについて必要に応じて指導・監督等を実施する。

### 2) 実施の場所

(設置箇所については巻末別表－6－3 一覧参照)

### 3) 実施内容

河川巡視等により異状が発見された場合は速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。

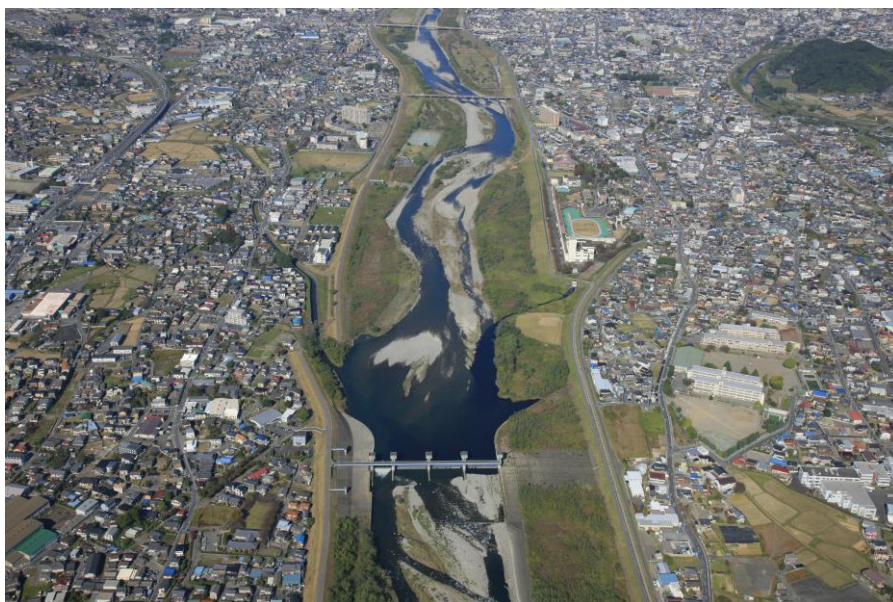


写真 6-33 太田頭首工

#### (4) 橋梁

##### 1) 橋台

###### ①実施の基本的な考え方

堤防に設ける橋台は、地震等の振動により堤体に間隙や空洞等が生じて、漏水を助長する一因となるおそれがある。このため、堤防等に悪影響を与えることがないように適切な維持管理を行うことについて必要に応じて指導・監督等を実施する。

###### ②実施の場所

(設置箇所については巻末別表－6－2 一覧参照)

###### ③実施内容

河川巡視等により異状が発見された場合は速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。

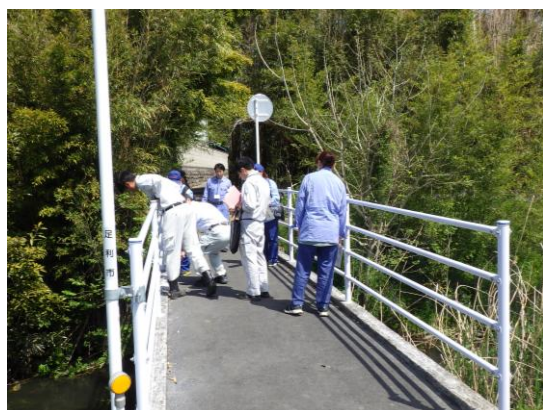


写真 6-34 橋梁の点検

##### 2) 橋脚

###### ①実施の基本的な考え方

施設の管理が十分実施されるとともに、橋脚周辺の洗掘状況等に応じて、適切な維持管理がなされるよう必要に応じて指導・監督等を実施する。

###### ②実施の場所

(設置箇所については巻末別表－7－2 一覧参照)

###### ③実施内容

河川管理者として橋脚周辺の洗掘形状（最大洗掘深、洗掘範囲）等を把握し、局所洗掘が進行することがないように状況を確認するとともに、河川巡視等により異常が発見された場合は、速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。

### 3) 取付道路

#### ① 実施の基本的な考え方

取付道路部の舗装のひびわれ等は、水みちを形成して堤防法面の洗掘の原因となるので、必要に応じて道路管理者により速やかに補修されるように指導等を実施する。

#### ② 実施の場所

(設置箇所については巻末別表－6－2 一覽参照)

#### ③ 実施内容

河川巡視等により、異状が発見された場合は速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。

### (5) 堤外、堤内水路

#### 1) 実施の基本的な考え方

水路については、水路の機能が保全されるとともに、堤防等に悪影響を与えないよう適切な維持管理がなされるよう必要に応じて指導・監督等を実施する。

#### 2) 実施の場所

濁沼用水、白髭用水等の堤外及び堤内に設置されている水路。

#### 3) 実施内容

河川巡視等により異状が発見された場合は速やかに設置者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導・監督を実施する。



写真 6-35 堤外水路（桐生川左岸濁沼用水）



写真 6-36 堤内水路（桐生川左岸濁沼用水）

## 6.3. 河川区域等の維持管理対策

### 6.3.1. 一般

#### (1) 実施の基本的な考え方

河川区域においては流水の利用、土地の占有・利用、公園・採草地等の平面利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、河川環境に配慮しつつ、河川の土地及び空間が公共用物として適切に利用されるように維持管理する。

また、河川保全区域においても、指定の目的に応じて、その土地や空間を適切に維持管理する。

#### (2) 実施の場所

河川区域及び河川保全区域

#### (3) 実施内容

##### 1) 河川区域

河川区域の土地の維持管理を適切に行うため、官民の用地境界等を明確にしておく必要があることから、官民境界杭等を設置する。また、必要に応じて河川管理者名を明記した標識等を設置し、官民の用地境界等の周知を行う。

河川敷地内の占有許可に当たっては、河川敷地の適正利用や河川管理上の支障とならないよう工作物等が設置されているかなどについて審査するものとする。

河川敷地において公園、運動場等の施設を占有許可した場合、許可条件どおりの利用がなされ、適切な維持管理がなされるよう必要に応じて指導・監督等を実施する。

##### 2) 河川保全区域

河川保全区域においては、河岸または河川管理施設等の保全のために必要な河川区域に隣接する一定の区域を指定し、土地の掘削等土地の形状の変更や工作物の新改築の行為を規制するものである。そのため、河岸または河川管理施設の保全に支障を及ぼさないように、河川巡視等により状況を把握し、適切に管理していく。

## 6.3.2. 不法行為への対策

### (1) 基本

#### 1) 実施の基本的な考え方

不法行為については、河川巡視の中で状況を把握することが重要である。不法行為を抑止、あるいは未然に防止するため、不法行為の早期発見、不法行為者への適切かつ迅速な措置を講じる。

#### 2) 実施の場所

不法行為 (①流水の占有関係：不法取水、許可期間外の取水 ②土地の占有関係：不法占有、占有範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留 ③産出物の採取に関する状況：盗掘、不法伐採 ④工作物の設置状況：不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反 ⑤土地の形状変更：不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反⑥河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為：河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反 ⑦河川保全区域における行為：不法工作物の設置、不法な形状変更)が行われている区域。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ① 実施手順

不法行為は、河川巡視で状況を把握することを基本とし、不法行為の内容によっては、市町村、警察等の関係機関とも連携した対応を実施する必要がある。

##### ② 対応及び対策

不法行為を発見し、行為者が明らかな場合は速やかに除却、原状回復等の指導を行い行為者が不明な場合には警告看板を設置するなど、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為是正のための措置を講ずる。また、不法行為による治水への影響、河川利用者への影響等により重点的な巡視が必要な場合には、関係機関とも連携した巡視等により対応する。



写真 6-37 車両による堤防への損傷

## (2) ゴミ、土砂、車両等の不法投棄

### 1) 実施の基本的な考え方

不法投棄の抑止、あるいは未然防止のため、不法行為者への指導や警告、撤去指導等の対応を適切に行う。

### 2) 実施の場所

不法投棄箇所。

### 3) 実施手順、対応及び対策

#### ① 実施手順

河川巡視の強化、警告看板の設置、車止めの設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努める。また、不法に投棄されたゴミの状況を「わたらせゴミマップ」として公開することで不法投棄の抑止に努める。

#### ② 対応及び対策

不法投棄を発見した場合には、不法行為の一般的な処理フロー（巻末－9参照）により対応する。



写真 6-38 ゴミの不法投棄状況

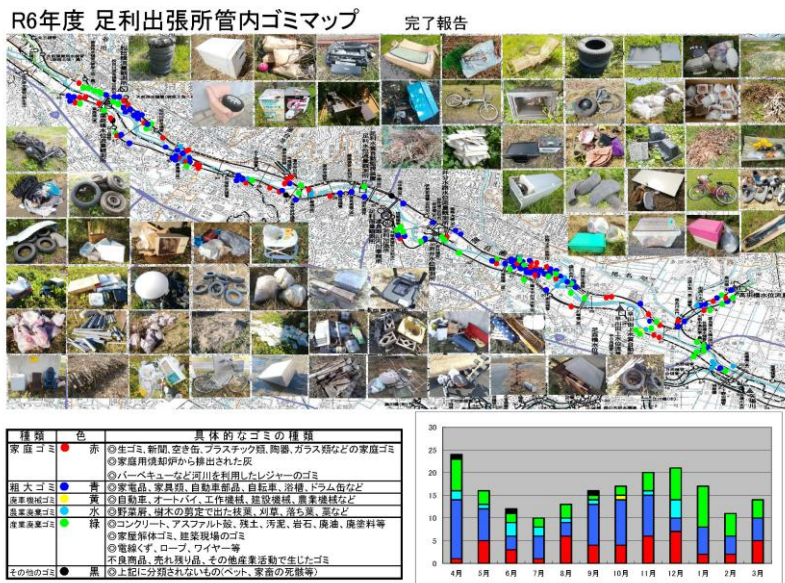


写真 6-39 わたらせゴミマップ

### (3) 不法占用

#### 1) 実施の基本的な考え方

不法行為の防止、抑止に向け、不法行為者への指導や警告を行う。

#### 2) 実施の場所

不法占用箇所。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ① 実施手順

不法占用に関しては、不法行為の一般的な処理フロー（巻末別表－9 参照）を基本として、個々の状況に照らして迅速かつ適切に是正のための措置を講じる。

##### ② 対応及び対策

不法占用を発見した場合には、行為者の特定に努め、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導等を行うものとする。

ホームレスによる不法占用については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等を踏まえ、関係福祉部局等と連携して是正のための措置を講じる。

### (4) 不法な砂利採取等への対策

#### 1) 実施の基本的な考え方

河川砂利の採取に関しては、河川砂利基本対策要綱、砂利採取計画認可準則、砂利等採取許可準則等に従うものとし、砂利等の採取に関する規制計画に基づき計画的な採取をするよう指導を行う。

#### 2) 実施の場所

大臣管理区間内の河川区域内、または河川保全区域内。

#### 3) 実施手順、対応及び対策

##### ① 実施の基本的な考え方

河川区域内又は河川保全区域内の土地における砂利等の採取については、河川管理上の支障が生じないように定期的な巡視等による監視を行い、必要に応じて採取者を指導・監督する。

##### ② 対応及び対策

不法行為を発見した場合には、迅速かつ適切な指導による対応を行う。

砂利採取等に係る不法行為の対応は、不法な砂利採取等行為の一般的な対応フローに基づいて実施する。

悪質な不法砂利採取等に関しては、必要に応じて刑事告発を行う。

### 6.3.3. 河川の適正な利用

#### (1) 河川の安全な利用

##### 1) 実施の基本的な考え方

河川の安全な利用がなされるよう、日常の河川の利用状況を河川巡視により把握し、安全に河川利用がなされるよう必要に応じて、適切な措置を講じるように努める。

##### 2) 実施の場所

大臣管理区間内の河川区域。

##### 3) 実施内容、対応及び対策

###### ① 実施内容

利用者の自己責任による安全確保の注意喚起とあわせて、河川利用の安全に資するため、安全利用点検に関する実施要領に基づいて関係施設の点検を実施する。

###### ② 対応及び対策

河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実等の必要な対応を検討する。



写真 6-40 水面まで通じる階段



写真 6-41 遊歩道の破損状況

### 6.4. 河川管理施設の操作

水門、樋管、堰、排水機場の管理は施設等の目的に沿った機能を十分に発揮させるため、適正な操作を実施していく。

実施にあたっては水量、水位、流量等を確実に把握し、操作規則又は操作要領に定められた方法に基づき、適切な操作を実施していく。

樋門等の河川管理施設の操作を河川法第 99 条（地方公共団体への委託）に基づき地方公共団体に委託する場合は、操作委託協定書等を締結し、個人に操作を委嘱する場合には、通知等に則り適切に任命するとともに、操作員就業規則等を作成するものとする。

## 6.5. 河川環境の維持管理対策

### (1) 実施の基本的な考え方

河川環境の維持管理においては、河川における生物の生息・生育・繁殖環境として特に重要となる箇所を把握し、良好な河川環境が保全されるように、適切に維持管理を行っていく。

### (2) 実施内容

#### 1) 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全

河川環境の状況把握を踏まえ、河床掘削や樹木の伐採等に伴う生物の生息・生育・繁殖環境の保全、魚道の機能を確保するための補修、除草等の維持作業に伴う河川植生の保全、地域と協働した樹木伐開、外来生物の防除等を検討する。

河川が生物群集の多様性を保つ上で重要な役割を果たすことを十分認識した上で、学術上又は希少性の観点から重要なもの、その川に典型的に見られるもの、川への依存性が高いもの、川へのダイナミズムにより維持されているもの、川の上下流等の連続性の指標となるもの、その川の特殊な環境に依存しているもの等に着目し、現状及び歴史的な経緯並びにその背景等を踏まえ、その川にふさわしい生物群集と生息・生育・繁殖環境が将来にわたって維持されるように努める。

外来魚、外来植物等の外来生物の駆除等を必要に応じて考慮するとともに、関係機関や地域の NPO、市民団体等と連携・協働した取り組みにも努める。特に特定外来生物に指定されている陸生植物5種（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）については国土交通大臣が外来生物法における主務大臣等となっているため、河川管理者として防除に努める必要がある。



写真6-42 外来種の駆除  
(オオキンケイギクの抜根状況)



写真6-43 河川環境の保全  
(フジバカマの繁茂状況)

## 2) 良好な河川景観の維持

河川維持管理にあたっては、川の自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観を維持・形成するよう維持管理を通じた河川景観の保全に努める必要がある。



写真 6-44 地域住民による河川内除草



写真 6-45 地域住民による清掃状況

## 3) 人と河川とのふれあいの場の維持

河川利用は自己責任が原則であるが、安全で楽しく水辺で遊べるために、安全に関する情報提供の充実、河川利用者等への啓発、流域における関係機関の連携、急激な増水時などの緊急時への備えに努める必要がある。



写真 6-46 注意看板の設置

## 6. 6. 水防等のための対策

### 6. 6. 1. 水防等のための対策

#### (1) 実施の基本的な考え方

出水時の迅速な水防活動を支援するため自治体と協働し、河川防災ステーションの維持や、防災計画に基づく水防資機材等を配備する。

#### (2) 実施の場所

大臣管理区間。（草木ダムを除く）

なお、水防拠点等の箇所は以下の通り。

表 6-2 河川防災ステーション、水防拠点

箇所	箇所	位置
河川防災ステーション	1	左岸：足利市奥戸地先（五十部も含む）
水防拠点	9	左岸：栃木市高取、足利市奥戸（渡良瀬川、旗川）、足利市大前、桐生市境野、桐生市境野町（桐生川）
		右岸：栃木市底谷、太田市市場、太田市只上、桐生市広沢

#### (3) 実施内容

洪水時の対応のため、所要の資機材を適切に備蓄し、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議しておくとともに、応急復旧時の民間保有機材等の活用体制を整備するよう努める。

洪水等に際して水防上特に水害リスクの高い箇所について、その箇所を水防管理者、水防管理団体や地域住民に周知徹底する。また、出水期前等に水防管理者、水防団、地域住民等と合同で河川巡視を実施する。

関係者間の出水時における情報伝達が確実になされるよう、出水期前に訓練を行う。



写真 6-47 合同巡視



写真 6-48 奥戸防災ステーション



写真 6-49 洪水対応演習

## 6.6.2. 水位情報等の提供

### (1) 実施の基本的な考え方

出水時における水防活動、あるいは市町村及び地域住民における避難に係る活動等に資するよう、法令等に基づいて適切に洪水予報あるいは水位に関する情報提供を行う。

### (2) 実施の場所

大臣管理区間。(草木ダムを除く)

### (3) 実施内容

水防法に基づく洪水予報、水位の通報、水位情報の周知を行うとともに、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域、氾濫シミュレーションの公表を行い、適切な情報提供を行う。

情報提供の基本となる河川の各種水位の設定は、河川整備の状況等に応じて、その設定目的を踏まえて適宜見直しを行っていく。



写真 6-50 水位情報の周知看板



写真 6-51 水位標の設置（渡良瀬橋）

### 6.6.3. 水質事故対策

#### (1) 実施の基本的な考え方

突発的に発生する水質事故に対処するため、流域内の水質事故に係る汚濁源情報の把握に努めるとともに、河川管理者と関係行政機関等により構成する連絡協議会による情報連絡体制の整備、水質分析、応急対策等の実施体制の整備等の必要な措置を講じる。

#### (2) 実施内容

水質汚濁防止に関する連絡協議会等については、常時情報の交換を行うとともに、夜間、土日を問わず緊急事態の発生した場合に即応できるようにする等、連絡体制、協力体制を整備する。

緊急時の事故対応のための資材等の備蓄に当たっては、過去に発生した水質事故等を勘案の上、河川管理者自ら水質事故対策資材の備蓄を行うほか関係機関等の備蓄状況についても把握し、事故発生時に速やかに資材等の確保が図れるよう努める。

河川管理者としては必要な指導等を行うとともに、水質事故対応が緊急を要するものである場合や、事故による水質汚濁が広範囲に及ぶ場合等、原因者のみによる対応では適切かつ効果的な対応ができない場合には、河川管理者は必要な措置を行うよう努める。



写真 6-52 死魚の浮遊



写真 6-53 死魚の回収状況

## 7. 地域連携等

### 7.1. 県、市町、関係機関等と連携して行うべき事項

#### 7.1.1. 水防活動等への対応

##### (1) 渡良瀬川水防連絡会

栃木県、群馬県および渡良瀬川沿江市町と共に組織する「渡良瀬川水防連絡会」は水防関係機関と渡良瀬川河川事務所の協力及び連絡を密にし、河川管理に万全を期すことを目的に開催する。また、水防訓練を実施するとともに水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。



写真 7-1 渡良瀬川水防連絡会



写真 7-2 水防訓練の実施（降雨体験）

##### (2) 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会

渡良瀬川における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 28 年 5 月に設立し、渡良瀬川に隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う取り組みを進めていく。



写真 7-3 協議会の開催状況

### (3) 渡良瀬川流域治水協議会

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業等のあらゆる関係機関が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進していくことが必要である。

このため、渡良瀬川流域では、河川管理者に加え、県、市町等の関係機関が組織する、「渡良瀬川流域治水協議会」を令和2年8月に設置し、流域治水プロジェクトを令和3年3月30日に策定・公表した。

渡良瀬川流域治水プロジェクトでは、河川管理者が行う河川改修に加え、立地適正化計画の策定や首長も参加した実践的な避難訓練の実施等の推進を行う。



写真 7-4 協議会開催状況

#### 7.1.2. 水質事故対策

群馬県、栃木県とともに組織する「関東地方水質汚濁連絡協議会渡良瀬川部会」では、渡良瀬川の沿江市町及び県土木事務所等の水質汚濁対策実務担当を対象とし、現地勉強会を開催している。この勉強会では、現場対応者を対象にオイルフェンスの設置方法や油吸着処理方法等を、実地訓練及び講習により修得することで技能向上を図っている。

水質事故が管内の水路や河川で発生した場合には、水路や河川の管理者、消防部局、県環境関係部局と一体となり、水質事故の被害拡大対策と発生源確認、原因者指導等を行なっていく。



写真 7-5 油除去・処理演習



写真 7-6 オイルフェンスの展張訓練

### 7.1.3. 渇水時における適正な水利用への対応

「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」及び「渡良瀬川利水者懇談会」は、利水者（各水道事業者、土地改良区等）、県行政（群馬県、栃木県の河川及び農業関係担当部所）、ダム管理者等（渡良瀬川河川事務所、利根川ダム統合管理事務所、独立行政法人水資源機構草木ダム管理所）と、渡良瀬川の渇水時の連絡体制を確認し、草木ダムの貯留量の状況や今後の見通し、今後の流況や取水の見込みなどの情報交換を行っている。

毎年4月に会議を開催するとともに、渇水のおそれがある場合には臨時会議を開催して取水量調整について協議を行うこととしている。



写真 7-7 渡良瀬川利水者懇談会

### 7.1.4. イノシシによる堤防の掘り起こし対策

イノシシによる堤防の掘り起こし被害は年々増加していることから、平成28年7月に栃木県・群馬県・足利市・桐生市・太田市・渡良瀬川河川事務所で作成される「渡良瀬川イノシシ対策連絡会」を設置し、地元自治体の被害状況や、箱罟・防護柵設置等の対策方法、調査の情報を共有し、今後の対応方法について情報交換するなど調査・検討を進めていく。



写真 7-8 渡良瀬川イノシシ対策連絡会

## 7.2. 県、市町、関係機関、河川協力団体、住民等と連携して行っていく事項

### 7.2.1. 渡良瀬川クリーン運動協議会

渡良瀬川とその支川で行われる「渡良瀬川クリーン運動」は、渡良瀬川沿江市町、群馬県、栃木県、関係漁業協同組合で構成される「渡良瀬川クリーン運動協議会」の主催で、平成7年度から毎年行われている。

近年は、住民意識の向上等により、収集されるゴミの量は減少傾向であるが、今後も関係機関と協力して継続していく。



写真 7-9 渡良瀬川クリーン運動

### 7.2.2. 水辺の利活用

渡良瀬川河川事務所管内には、「松原橋公園水辺の楽校」、「桐生川水辺の楽校」が整備されており、維持管理や水辺の楽校活動は、市民団体を中心に運営されている。

また、生活排水や工場排水、ごみの投棄等による汚染で魚が棲めなくなった矢場川は、清掃活動に取り組んでいる市民団体により、清流が取り戻されており、たくさんの魚が泳ぐ川に回復してきている。引き続きこれらの活動団体と連携して活動を推進していく。



写真 7-10 水辺の楽校を活用した環境・防災教育

### 7.2.3. 総合学習

渡良瀬川や支川の桐生川、矢場川は、小中学校の環境学習に利用されている。総合学習については、引き続き学校等と連携し支援を行っていく。

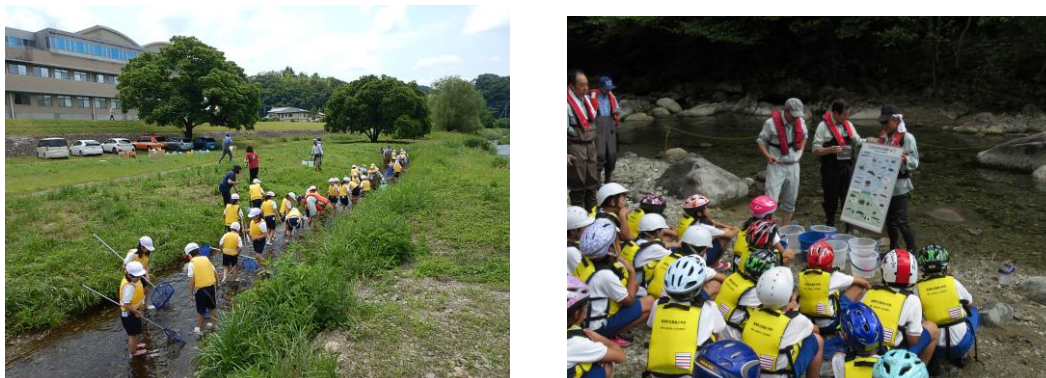


写真 7-11 総合学習における活動状況

### 7.2.4. 河川協力団体

河川法改正（H25.11）に基づき、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体を支援する目的として、河川管理者は河川協力団体の公募及び指定が可能となった。渡良瀬川河川事務所では、「川づくりネットワークきりゅう」を河川協力団体に指定し、水辺の楽校を活用した環境教育や防災教育、外来種であるハリエンジュの再繁茂対策として年2回の芽欠きや防草シートの設置等の河川環境の改善・復元、小学校が実施する総合学習のサポート（事前の除草や安全管理のサポート、環境教育の講師等）を行っている。



写真 7-12 ハリエンジュの芽欠き



写真 7-13 総合学習のサポート  
(桐生市菱小学校)

### 7.3. その他連携して行う事項

#### 7.3.1. 防災エキスパートとの情報交換

公共土木施設等の整備・管理等に豊富な経験を持つ防災エキスパートとの連携を深め、大規模地震時の情報提供、緊急対策や復旧時の工法に関するアドバイス等、被害軽減や復旧の迅速化を行えるよう、日頃より情報交換などに取り組む。

#### 7.3.2. 宇都宮大学との連携

渡良瀬川河川事務所管内ではイノシシによる堤防等河川管理施設への被害や、セイヨウカラシナやセイヨウアブラナ等の繁茂による堤防の弱体化が顕著となっており、これら維持管理上の課題に対処するため、平成28年2月22日に宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと「連携協力に関する協定書」を締結した。この連携協力をもとに、河川環境の改善や効率的な維持管理及び河川技術の構築、技術者の人材育成を通じて、河川区域における野生鳥獣対策及び雑草防除等の維持管理上の課題に取り組むとともに地域社会、学術の発展に取り組む。

#### 7.3.3. 陸上自衛隊東部方面隊との情報連絡会

関東地方整備局では、陸上自衛隊東部方面隊と災害発生時に円滑な情報交換等の相互協力が行われることを目的として「災害時等の情報交換に関する協定」を結び、各県ブロック毎に情報連絡会を設置している。情報連絡会においては、情報連絡窓口の確認や災害時における相互協力の内容、災害対応の事例紹介等を行っている。

## 8. 効率化・改善に向けた取り組み

### 8.1. 効率化・改善に向けた維持管理

#### (1) 基本的な考え方

昭和 30 年代以降、集中的に整備されてきた河川管理施設は、治水施設あるいは環境施設として一定の整備が進んできたが、施設の老朽化に伴い今後維持管理費が一層増大することが予想される。また河川に対しては、治水安全度の向上の他に、河川環境の保全や河川空間の適正な利用調整等多様な要請があり、河川管理も広範に及んでおり、施設の重要度や不具合の状況に応じた効率的・適切な維持管理を行っていく必要がある。

このため、今後は維持管理費の縮減を進めるとともに、許可工作物管理者や河川敷占有者等との連携や、県・市町等の地方公共団体との連携により、効果的、効率的な河川管理に関する協力体制を構築し、役割分担を明確化することにより、多元的な維持管理費を確保していくことが重要になってきている。

#### (2) 維持管理の効率化に向けた取り組み

現在実施している以下の技術開発等に努め、河川管理に要するコストの縮減とともに効率化・改善に向けた維持管理を図る。

##### 1) 引き続き検討していく効率的な維持管理

- ・ ライフサイクルコストの縮減を指標とした設計、施工、維持管理の手法開発、メンテナンスフリーの材質を利用した施設設備
- ・ 自動操作又は遠隔操作により、施設の操作の簡略化
- ・ 堤防除草のコスト縮減やカラシナ等の外来牧草対策を目的とした植生管理手法である植物成長調整剤のフィールド実験や維持管理手法である芝焼実験
- ・ 公募による樹木伐採
- ・ ボランティアによる除草活動
- ・ UAV を活用した点検、測量

##### 2) 今後検討していく効率化・改善に向けた維持管理

今後、以下のような技術開発等により、河川管理に要するコストの縮減とともに効率化・改善に向けた維持管理を検討する。

- ・ 高度情報網を活用した施設の遠隔監視や遠隔操作(光ファイバー等)
- ・ 施設の変状や異常等感知の自動システム(同上)
- ・ 堤防除草の効率化・省人化（自律式除草機・三次元展開図等）

#### (3) 地域協働

水辺の楽校のような整備済み施設や、堤防や側帯、また防災ステーションや水防拠点などの既存施設の維持管理を、普段は地域の環境学習や憩いの場として地域の市民団体や NPO 等に協定等を結び開放することにより、維持管理費が縮減できる。

このため地域の市民団体や NPO 等と協働して普段の維持管理も含めた活用を検討していく。

## 8.2. 施設の老朽化に備えた長寿命化対策

渡良瀬川には、国が管理する施設として樋門・樋管、水門、堰等、河川管理施設が66箇所存在する。その多くは、昭和50年以前に築造されたもの（設置後50年以上経過）が半数以上を占め、今後老朽化の進行等により施設更新や補修時期が集中することが考えられるため、施設の重要度や不具合の状況に応じた効率的、適切な維持管理を行う必要がある。

樋門・樋管、水門、排水機場、堰等の構造物については、ゲート等の機械設備や電気設備の機能保全とともに、出水、地震等によるコンクリートのクラックや構造物周辺の土質の空洞化の進行による漏水等の補修対策を行う必要がある。

そのため、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（令和5年3月）等を踏まえた定期的な点検・評価に応じた予防保全を行うことにより、構造物の長寿命化を実施することが重要となる。

また、近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められるため、厳しい財政状況の中ではあるものの、河川構造物については、中長期の展望を持って、今後の維持管理に当たるとともに、長寿命化等を促進して、確実な安全性を確保しつつ更新費用の平準化、コストの抑制を図っていく。

## 8.3. サイクル型維持管理

河川管理施設は時間の経過や外力の履歴(作用)に伴って、その安全性や機能が低下してくる。このような河川管理施設の維持管理にあたっては、機能(安全性)の低下と、それを防ぐために投下する費用のトータル的なバランスを考慮することが重要である。

一方、従来の維持管理は、通常行うべき維持管理を行わないで施設を使用し、老朽化によって機能低下または機能停止状態になった時に、抜本的な費用投下を行うという対応が取られてきた。

今後は、維持管理計画に基づき、河川の状態変化の監視、維持管理対策の実施、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により、効率的・効果的な管理を図る。

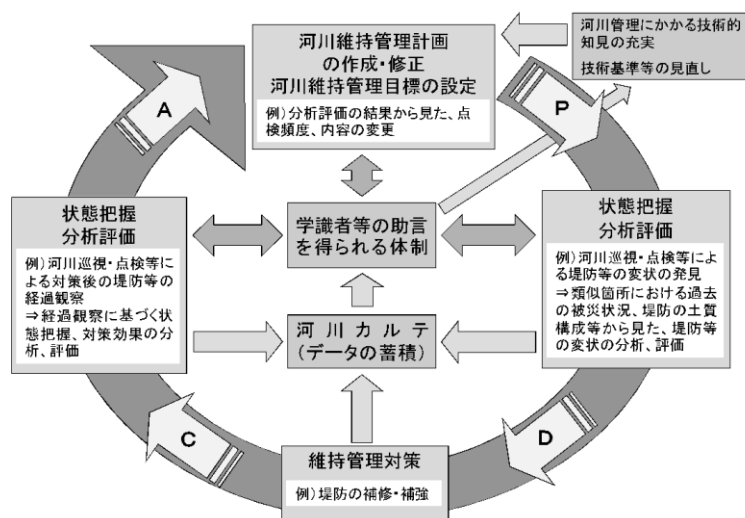


図 8-1 サイクル型維持管理体制のイメージ

## 卷 末 資 料

別表－１－１	水位観測所一覧	巻－１
別表－１－２	水位観測所一覧（地下水）	巻－１
別表－２－１	雨量観測所一覧（河川）	巻－２
別表－２－２	雨量観測所一覧（砂防）	巻－２
別表－２－３	雨量観測所一覧（水資源機構）	巻－２
別表－３	流量観測所一覧	巻－３
別表－４	樋門（樋管）・水門施設一覧	巻－４
別表－５－１	電気通信施設（光ケーブル敷設区間）一覧	巻－６
別表－５－２	電気通信施設（ＣＣＴＶカメラ）一覧	巻－９
別表－６－１	許可工作物（樋管等）一覧	巻－１１
別表－６－２	許可工作物（橋梁）一覧	巻－１４
別表－６－３	許可工作物（下水道管）一覧	巻－１８
別表－７	水制工	巻－１９
別表－８	伏せ越し	巻－１９
別表－９－１	不法行為の一般的な処理フロー	巻－２０

別表－１－１ 水位観測所一覧

令和８年３月

河川名	観測所名	種別	所在地	観測区分	水位計の種類
渡良瀬川	大島	３種	群馬県館林市大島町	テレ	デジタル式
渡良瀬川	早川田上	２種	栃木県足利市野田町	テレ	水晶式・水晶式
渡良瀬川	岩井	３種	栃木県足利市岩井町	テレ	水晶式
渡良瀬川	足利	１種	栃木県足利市通り４丁目	テレ	水晶式・水晶式
渡良瀬川	葉鹿橋	２種	栃木県足利市葉鹿町	テレ	水晶式・水晶式
渡良瀬川	松原橋	３種	群馬県桐生市境野町７丁目	テレ	水晶式
渡良瀬川	高津戸	１種	群馬県みどり市大間々町大間々	テレ	水晶式・光水晶式
矢場川	足森橋	２種	栃木県足利市高松町	テレ	デジタル式・水晶式
旗川	高田橋	２種	栃木県佐野市村上町	テレ	水晶式
桐生川	広見橋	１種	群馬県桐生市東町５丁目	テレ	水晶式
渡良瀬川	岩井分水路	３種	栃木県足利市岩井町	テレ	フロート式
渡良瀬川	相川橋	不明	群馬県桐生市３丁目	テレ	水晶式・圧力式
渡良瀬川	田中橋	不明	栃木県足利市通り３丁目	テレ	水晶式・圧力式
矢場川	旭橋	不明	不明	自記	水晶式
秋山川	伊保内新橋	２種	栃木県佐野市伊保内	テレ	水晶式

別表－１－２ 水位観測所一覧（地下水）

令和８年３月

	観測所名	所在地	採水方式
1	邑楽	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野	ポンプ式
2	薮塚	群馬県太田市薮塚町	ポンプ式

別表－２－１ 雨量観測所一覧（河川）

令和８年３月

河川名	観測所名	種別	所在地	観測区分
渡良瀬川	早川田	２種	栃木県佐野市船津川町無番地	自記
渡良瀬川	足利	１種	栃木県足利市田中町 661-3	テレ
渡良瀬川	桐生	２種	群馬県桐生市小梅町 1-7	テレ
渡良瀬川	神戸	３種	群馬県みどり市東町小中 798	自記
渡良瀬川	足尾	１種	栃木県日光市足尾町向原 5-17	テレ
秋山川	常盤	１種	栃木県佐野市仙波町 331-1	テレ
矢場川	小曾根	３種	栃木県足利市小曾根町 517	テレ
旗川	下彦間	３種	栃木県佐野市下彦間町 500	自記
旗川	作原	２種	栃木県佐野市作原町 818	テレ
松田川	松田	３種	栃木県足利市松田町 1884	テレ
桐生川	梅田	３種	群馬県桐生市梅田町 2 丁目甲の 382	自記
桐生川	津久原	１種	群馬県桐生市梅田町 5 丁目 336	テレ
小黒川	楡沢	３種	群馬県桐生市黒保根町下田沢 1632	テレ
小中川	小中	２種	群馬県みどり市東町小中	テレ

別表－２－２ 雨量観測所一覧（砂防）

令和８年３月

河川名	観測所名	種別	所在地	観測区分
渡良瀬川	大間々	３種	群馬県みどり市大間々町大間々1204	テレ
渡良瀬川	山田川	３種	群馬県桐生市川内町 5 丁目棒谷戸地内	テレ
渡良瀬川	小平川	３種	群馬県みどり市大間々町小平	テレ
渡良瀬川	鳥居川	３種	群馬県桐生市黒保根町下田沢	テレ
渡良瀬川	花見ヶ原	３種	群馬県桐生市黒保根町下田沢	テレ
渡良瀬川	三村界	３種	群馬県みどり市東町小中	テレ
渡良瀬川	黒坂石川	３種	群馬県みどり市東町沢入	テレ
渡良瀬川	袈裟丸山	３種	群馬県みどり市東町沢入	テレ
渡良瀬川	庚申山	３種	栃木県日光市足尾町湖南国有林 庚申山地内	テレ
渡良瀬川	古峰ヶ原	３種	栃木県日光市足尾町湖南国有林 古峰ヶ原地内	テレ
渡良瀬川	深沢	３種	栃木県日光市足尾町深沢地内	テレ
渡良瀬川	松木川一号	３種	栃木県日光市足尾町湖南国有林松木地内	テレ
渡良瀬川	黒檜岳	３種	栃木県日光市足尾町湖南国有林 263 林班	テレ
渡良瀬川	社山	３種	栃木県日光市足尾町湖南国有林 265 林班	テレ

別表－２－３ 雨量観測所一覧（水資源機構）

令和８年３月

河川名	観測所名	種別	所在地	観測区分
渡良瀬川	細尾		栃木県日光市足尾町字細尾	テレ
渡良瀬川	久蔵		栃木県日光市足尾町愛宕下	自記
渡良瀬川	銀山平		栃木県日光市足尾町銀山平	テレ
渡良瀬川	餅ヶ瀬		栃木県日光市足尾町餅ヶ瀬	テレ
渡良瀬川	地蔵岳		栃木県日光市足尾町内の籠	テレ
渡良瀬川	草木		群馬県みどり市東町座間宮沢向	テレ

別表－3 流量観測所一覧

令和8年3月

河川名	観測所名	所在地	観測区分		
			低水	高水	同時
渡良瀬川	早川田上	栃木県足利市野田町	○	○	○
渡良瀬川	足利	栃木県足利市通り4丁目	○	○	○
渡良瀬川	葉鹿橋	栃木県足利市葉鹿町	○	○	○
渡良瀬川	松原橋	群馬県桐生市境野町7丁目	○		
渡良瀬川	高津戸	群馬県みどり市大間々町高津戸	○	○	○
渡良瀬川	岩井分水路	栃木県足利市岩井町		○	
秋山川	伊保内新橋	栃木県佐野市伊保内町	○	○	
桐生川	広見橋	群馬県桐生市東町5丁目	○	○	

別表－４ 樋門（樋管）・水門施設一覧

令和８年３月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置			施設諸元	設置年
				左右岸名	桁 杭	地 先 名		
桐生出張所	利根川	渡良瀬川	相生樋管	右岸	53.5k 下25m	群馬県桐生市相生町3丁目	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S62.3
〃	〃	〃	赤岩樋管	〃	51.6k 上130m	群馬県桐生市相生町2丁目	鋼製スライドゲート 1.7×1.5×1門	S46.3
〃	〃	〃	三吉樋管	左岸	49.0k 上50m	群馬県桐生市三吉町	鋼製スライドゲート 1.6×1.5×1門	S53.3
〃	〃	桐生川	菱町樋管	〃	10.4k 下15m	群馬県桐生市菱町	鋼製スライドゲート 1.5×1.5×1門	S50.3
〃	〃	〃	普門寺樋管	〃	9.0k 上30m	群馬県桐生市菱町	鋼製ローラーゲート 1.7×2.5×1門	S52.3
〃	〃	〃	新川樋管	右岸	7.0k 下50m	群馬県桐生市浜松町2丁目	鋼製ローラーゲート 3.2×5.0×2門	H1.3
〃	〃	〃	諏訪樋管	〃	5.4k 下47m	群馬県桐生市境野町4丁目	鋼製スライドゲート 1.0×1.3×1門	S56.3
〃	〃	〃	下小友樋管	〃	4.6k 上30m	群馬県桐生市境野町4丁目	鋼製スライドゲート 1.9×2.1×1門	S59.3
〃	〃	〃	文三樋管	左岸	2.4k 上88m	栃木県足利市小俣町	鋼製ローラーゲート 2.2×3.75×2門	S43.3
足利出張所	〃	渡良瀬川	只上樋管	右岸	41.2k 上110m	群馬県太田市只上町	鋼製スライドゲート 1.7×1.5×1門	S44.6
〃	〃	〃	松田川排水樋管	左岸	40.4k 上60m	栃木県足利市鹿島町	鋼製ローラーゲート 2.7×3.0×2門	S48.3
〃	〃	〃	市場排水樋管	右岸	38.8k 上15m	群馬県太田市市場町	鋼製ローラーゲート 2.2×2.5×1門	S57.3
〃	〃	〃	今福樋管	〃	37.2k 上110m (水門から40m)	栃木県足利市今福町	鋼製スライドゲート 2.0×2.0×1門	S54.2
〃	〃	渡良瀬川	蓮台寺川水門	〃	37.2k 上84m	栃木県足利市今福町	鋼製ローラーゲート 8.4×12.0×1門	S53.3
〃	〃	〃	蓮台寺樋管	〃	36.2k	栃木県足利市柴町2丁目	鋼製ローラーゲート 2.0×3.5×2門	H9
〃	〃	〃	南町樋管	右岸	35.4k 下12m	栃木県足利市南町	SUS製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S53.3
〃	〃	〃	宿堀樋管	〃	34.4k 上50m	栃木県足利市田中町	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S50.3
〃	〃	〃	岩井樋管	分水路	33.0k 上75m	栃木県足利市岩井町	鋼製スライドゲート 0.6×0.6×1門	S40.3
〃	〃	〃	袋川水門	左岸	30.0k 下50m	栃木県足利市川崎町	鋼製ローラーゲート 10.3×20.0×1門	S47.3
〃	〃	〃	梁田樋管	右岸	30.0k 下60m	栃木県足利市染田町	鋼製ローラーゲート 2.0×4.2×1門	H1.6
〃	〃	箕川	出流川水門	〃	No.5 下15m	栃木県佐野市村上町	鋼製ローラーゲート 8.6×13.0×1門	S61.4
〃	〃	〃	尾名川水門	〃	No.2 上100m	栃木県足利市奥戸町	鋼製ローラーゲート 9.4×13.6×1門	H6.6
佐野河川出張所	利根川	矢場川	姥川樋門	左岸	No.11 上66m	栃木県足利市瑞穂野町	鋼製ローラーゲート 3.8×6.5×3門	H3.3
〃	〃	〃	藤川樋管	〃	No.10 上80m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.7×1.9×1門	H5.6
〃	〃	〃	上藤川樋管	右岸	No.9 上38m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.6×2.15×2門	H4.5
〃	〃	〃	羽刈樋管	左岸	No.5 下9m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.5×1.5×1門	H4.3
〃	〃	〃	向地樋管	右岸	No.4 上38m	栃木県足利市羽刈町	鋼製フラップゲート 1.0×1.0×1門	H6.6
〃	〃	〃	千原田樋管	左岸	No.3 下62m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	鋼製スライドゲート 1.2×1.2×1門	H3.3
〃	〃	〃	千原田堰	左右岸	No.3 下80m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	ゴム引布製 1.8×20.0×1門	H7.3
〃	〃	〃	東耕地樋管	右岸	No.41 上14m	栃木県足利市羽刈町	鋼製フラップゲート 1.0×1.0×1門	H6.3
〃	〃	〃	羽刈排水樋管	左岸	No.39 上3m	栃木県足利市羽刈町	鋼製ローラーゲート 1.7×2.8×1門	H5.7
〃	〃	〃	羽刈堰樋管	右岸	No.39 下28m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.1×1.6×1門	H5.7
〃	〃	〃	下の宮樋管	右岸	No.36 下16m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.5×1.5×1門	H6.6

別表－4 樋門（樋管）・水門施設一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置			施設諸元	設置年
				左右岸名	秆 杭	地 先 名		
佐野河川出張所	利根川	矢場川	筑波樋管	左岸	No.34 上31m	栃木県足利市羽刈町	鋼製フラップゲート 1.0×1.0×1門	H4.3
〃	〃	〃	魚名樋管	右岸	No.34 下77m	栃木県足利市羽刈町	鋼製フラップゲート 1.0×1.0×1門	H4.5
〃	〃	〃	小曾根樋管	左岸	No.31	栃木県足利市小曾根町	鋼製スライドゲート φ1.1×1門	H3.3
〃	〃	〃	上鶉樋管	右岸	No.31 下100m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	H3.4
〃	〃	〃	中鶉樋管	〃	No.28 上28m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	鋼製スライドゲート 1.1×1門	H1.3
〃	〃	〃	寺下樋管	左岸	No.28	栃木県足利市小曾根町	鋼製スライドゲート 1.6×1.9×1門	H1.3
〃	〃	〃	愛宕(白山)樋管	左岸	No.26 上33m	栃木県足利市小曾根町	鋼製スライドゲート 1.2×1.2×1門	H1.3
〃	〃	〃	下鶉樋管	右岸	No.24 上66m	群馬県邑楽郡邑楽町鶉	鋼製スライドゲート 1.75×1.7×1門	S63.3
〃	〃	〃	上高松樋管	左岸	No.22 上85m	栃木県足利市高松町	鋼製スライドゲート 1.4×1.4×1門	S62.6
〃	〃	〃	中高松樋管	左岸	No.22 下67m	栃木県足利市高松町	鋼製スライドゲート 1.6×1.6×1門	S62.3
〃	〃	〃	上八幡樋管	右岸	No.21	群馬県邑楽郡邑楽町鶉	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S62.3
〃	〃	〃	八幡樋管	〃	No.20 上33m	群馬県館林市日向町	鋼製スライドゲート 1.6×1.7×1門	S61.3
〃	〃	〃	足森樋管	〃	No.18 上100m	群馬県館林市日向町	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S56.3
〃	〃	〃	高松樋管	左岸	No.18 上33m	栃木県足利市高松町	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	H2.3
〃	〃	〃	落合樋管	〃	No.10	栃木県足利市瑞穂野町	鋼製スライドゲート 1.0×1.0×1門	S49.3
〃	〃	〃	日向樋管	〃	No.6 上30m	栃木県足利市野田町	鋼製ローラーゲート 2.1×3.02×1門	S59.3
〃	〃	〃	久野樋管	〃	No.5 上63m	栃木県足利市瑞穂野町	鋼製ローラーゲート 2.4×3.45×1門	S58.3
〃	〃	〃	下野田樋管	〃	No.2 下40m	栃木県足利市野田町	鋼製スライドゲート 1.6×1.6×1門	S57.12
〃	〃	渡良瀬川	矢場川水門	右岸	24.75 下7.5m	栃木県足利市野田町	鋼製ローラーゲート 11.38×22.0×1門	H1.7
〃	〃	渡良瀬川	屋堀樋管	左岸	24.0k 上80m	栃木県佐野市高橋町	鋼製ローラーゲート 3.5×4.0×1門	S51.3
〃	〃	〃	才川樋管	〃	23.0k 上30m	栃木県佐野市下羽田町	鋼製ローラーゲート 3.6×3.6×2門	S26.3
〃	〃	〃	菊沢川排水機場	〃	19.5k 上200m	栃木県佐野市船津川町	P5m <sup>2</sup> /s ×2台	S60.3
〃	〃	〃	菊沢樋管	〃	19.5k 上180m	栃木県佐野市船津川町	鋼製ローラーゲート 3.85×5.0×3門	S58.3
〃	〃	〃	三杉川排水樋管	〃	16.5k 下35m	栃木県佐野市高山町	鋼製ローラーゲート 3.85×2.5×1門	S56.1
〃	〃	〃	越名水門	〃	16.5k 下90m	栃木県佐野市高山町	鋼製ローラーゲート 10.8×20.0×1門	S50.1
〃	〃	〃	鳥谷崎樋管	〃	15.5k 下200m	栃木県下都賀郡藤岡町都賀	鋼製ローラーゲート 1.6×3.0×1門	S54.3
〃	〃	〃	高取樋管	〃	13.75k	栃木県栃木市高取町	鋼製フラップゲート 1.0×1.0×1門	H24.3
〃	〃	三杉川	三杉川水門	〃	渡良瀬川16.5k	栃木県佐野市高山町	鋼製ローラーゲート 4.4×10.0×1門	S55.3
〃	〃	渡良瀬川	三杉川排水機場	〃	16.5k 下40m	栃木県佐野市高山町	P5m <sup>2</sup> /s ×2台 P5.6m <sup>2</sup> /s ×1台	S57.12
〃	〃	三杉川	三杉川(排水)樋管	〃	16.5k 下60m	栃木県佐野市高山町	鋼製ローラーゲート 3.0×2.5×2門	S55.3

別表－５－１ 電気通信施設（光ケーブル敷設区間）一覧

令和８年３月

河川名	左右岸	延長 (km)	区間	
			距離標(km) 起点～終点	経路 起点～終点
渡良瀬川	左岸	6.14	13.8～19.5	藤岡町堤外～佐野市伊保内町
渡良瀬川	左岸	3.11	19.6～23.1	佐野市船津川町～館林市下早川田町
渡良瀬川	右岸	4.21	18.8～23.1	板倉町西岡新田～館林市下早川田町
渡良瀬川	橋梁、右岸	2.20	23.1～24.6	館林市下早川田町～足利市野田町
渡良瀬川	右岸	4.75	24.6～29.3	足利市野田町～足利市野田町
渡良瀬川	左岸	2.40	26.7～29.2	佐野市高橋町～足利市川崎町
渡良瀬川	橋梁、左岸	0.99	29.3～29.4	足利市野田町～足利市川崎町
渡良瀬川	左岸	3.23	29.4～32.9	足利市川崎町～足利市岩井町
渡良瀬川	分水路左岸	0.15	32.9～33.0	足利市岩井町～足利市岩井町
渡良瀬川	橋梁、右岸	2.55	32.9～34.6	足利市岩井町～足利市田中町
渡良瀬川	右岸	1.40	34.6～35.8	足利市田中町～足利市借宿町
渡良瀬川	架空	0.63	35.8～36.6	足利市借宿町～足利市借宿町
渡良瀬川	左岸	1.77	35.7～37.2	足利市通四丁目～足利市今福町
渡良瀬川	橋梁	0.30	36.6～36.6	足利市借宿町～足利市緑町二丁目
渡良瀬川	右岸	1.87	36.6～38.4	足利市借宿町～足利市中川町
渡良瀬川	右岸	4.98	38.4～43.1	足利市中川町～太田市原宿町
渡良瀬川	右岸	0.48	43.1～43.4	太田市原宿町～太田市原宿町
渡良瀬川	右岸	1.96	43.4～45.3	太田市原宿町～桐生市広沢町6丁目
渡良瀬川	右岸	0.95	45.3～46.3	桐生市広沢町6丁目～桐生市広沢町6丁目
渡良瀬川	橋梁	0.43	45.3～45.3	桐生市広沢町6丁目～桐生市境野町7丁目
渡良瀬川	左岸	0.78	44.6～45.3	桐生市境野町7丁目～桐生市境野町7丁目
渡良瀬川	左岸、橋梁	5.49	45.3～50.2	桐生市境野町7丁目～桐生市相生町1丁目
渡良瀬川	道路	0.26		桐生市小梅町～桐生市小梅町
秋山川	左岸	1.07	No.0～No.5	佐野市伊保内町～佐野市伊保内町
秋山川	左岸	1.39	No.5～No.11	佐野市伊保内町～佐野市植下町
秋山川	左岸	1.40	No.11～新海陸橋	佐野市植下町～佐野市寺中町
秋山川	架空	4.94	新海陸橋～佐野河川出張所	佐野市寺中町～佐野市堀米町
秋山川	右岸	1.26	No.0～No.5	佐野市船津川町～佐野市大古屋町
矢場川	左岸	6.29	No.0～No.30	足利市野田町～足利市小曾根町
矢場川	左岸	2.43	No.30～No.42	足利市小曾根町～足利市県町
矢場川	橋梁、右岸	0.51	No.30～No.33	足利市小曾根町～邑楽町中野
藤川	右岸	2.06	No.0～No.10	邑楽町中野～邑楽町秋妻
旗川	右岸	0.58	No.0～No.2	佐野市高橋町～足利市奥戸町
桐生川	架空	0.60		桐生市境野町7丁目～桐生市境野町7丁目
桐生川	右岸、橋梁	0.44	2.7～2.9	桐生市境野町7丁目～足利市小俣町
桐生川	左岸、橋梁	0.70	2.9～3.5	足利市小俣町～桐生市境野町7丁目
桐生川	左岸、橋梁	2.52	3.5～6.0	桐生市境野町7丁目～桐生市菱町1丁目
桐生川	架空	1.07	6.0～7.4	宿の島下流左岸～八坂橋下流左岸
桐生川	橋梁	0.11	7.4～7.4	八坂橋下流左岸～八坂橋下流右岸
桐生川	右岸	0.41	7.0～7.4	桐生市東7丁目～桐生市東7丁目
桐生川	右岸	3.30	7.4～10.8	桐生市東7丁目～桐生市天神町3丁目
渡良瀬川	架空	5.60		高津戸橋～上神梅CCTV分岐
渡良瀬川	架空	0.58		上神梅CCTV分岐～上神梅CCTV
渡良瀬川	架空	1.46		上神梅CCTV分岐～川口川下流堰堤CCTV分岐
渡良瀬川	架空	1.67		川口川下流堰堤CCTV分岐～川口川下流堰堤CCTV
渡良瀬川	架空	1.52		川口川下流堰堤CCTV分岐～道の駅砂防情報板分岐
渡良瀬川	架空	0.16		黒保根道の駅砂防情報板分岐～道の駅砂防情報板
渡良瀬川	架空	1.99		黒保根道の駅砂防情報板分岐～黒保根村役場分岐
渡良瀬川	架空	0.35		黒保根村役場分岐～黒保根村役場
渡良瀬川	架空	1.60		黒保根村役場分岐～小黒川上流CCTV分岐

## 別表－５－１ 電気通信施設（光ケーブル敷設区間）一覧

令和８年３月

河川名	左右岸	延長 (km)	区間	
			距離標(km) 起点～終点	経路 起点～終点
渡良瀬川	架空	0.86		小黒川上流CCTV分岐～小黒川上流CCTV
渡良瀬川	架空	2.00		小黒川上流CCTV分岐～東村役場分岐
渡良瀬川	架空	0.84		東村役場分岐～東村役場
渡良瀬川	架空	3.50		東村役場分岐～小中川合流点CCTV分岐
渡良瀬川	架空	0.03		小中川合流点CCTV分岐～小中川合流点CCTV
渡良瀬川	架空	4.00		小中川合流点CCTV分岐～草木ダム分岐
渡良瀬川	架空	0.05		草木ダム分岐～草木ダム展望台砂防情報板
渡良瀬川	橋梁	0.50		草木ダム展望台砂防情報板～草木ダム操作室
渡良瀬川	架空	4.90		草木ダム分岐～押手川合流点付近
渡良瀬川	架空	1.00		押手川合流点付近～黒坂石川CCTV分岐
渡良瀬川	架空	0.20		黒坂石川CCTV分岐～黒坂石川合流点CCTV
渡良瀬川	架空	3.60		黒坂石川CCTV分岐～沢入トンネル足尾側
渡良瀬川	架空	1.60		沢入トンネル足尾側～餅ヶ瀬川合流点CCTV分岐
渡良瀬川	架空	0.00		餅ヶ瀬川合流点CCTV分岐～餅ヶ瀬川合流点CCTV
渡良瀬川	架空	1.80		餅ヶ瀬川合流点CCTV分岐～銀山平砂防堰堤CCTV分岐
渡良瀬川	架空	5.20		銀山平砂防堰堤CCTV分岐～銀山平砂防堰堤CCTV
渡良瀬川	架空	1.80		銀山平砂防堰堤CCTV分岐～通洞大橋CCTV分岐
渡良瀬川	架空	0.30		通洞大橋CCTV分岐～通洞大橋CCTV
渡良瀬川	架空	0.50		通洞大橋CCTV分岐～足尾町総合支所分岐
渡良瀬川	橋梁	0.91		足尾町総合支所分岐～足尾砂防出張所分岐
渡良瀬川	架空	0.30		足尾砂防出張所分岐～足尾砂防出張所無線室
渡良瀬川	架空	1.30		足尾砂防出張所分岐～神子内川分岐
渡良瀬川	架空	5.50		神子内川分岐～下平沢情報板
渡良瀬川	架空	1.50		下平沢情報板～神子内川黒沢川合流点CCTV
渡良瀬川	架空	3.20		神子内川黒沢川合流点CCTV～日足トンネル行政境界点
渡良瀬川	架空	2.50		神子内川分岐～足尾砂防堰堤左岸分岐
渡良瀬川	架空	0.20		足尾砂防堰堤左岸分岐～大畑沢左岸CCTV
渡良瀬川	架空	1.70		足尾砂防堰堤左岸分岐～昇降設備CCTV
渡良瀬川	架空	0.20		足尾砂防堰堤左岸分岐～ビクターセンター
渡良瀬川	架空	0.40		ビクターセンター～足尾砂防堰堤右岸CCTV
渡良瀬川	架空	0.33		国道122号～小中川CCTV
渡良瀬川	架空	2.82		国道257号～湧丸CCTV
渡良瀬川	架空	4.89		県道338号～栃久保沢CCTV
渡良瀬川	架空	0.50		有越沢合流～有越沢CCTV
渡良瀬川	架空	0.15		県道250号～深沢CCTV

## 別表-5-2 電気通信施設（CCTVカメラ）一覧

令和8年3月

No	テロップ名称	(施設監視目的空間)	(H・P・メデアの有無)	位置			機能			監視可能施設		
				河川名	左右岸	k p	望遠	高感度	旋回	直轄施設	堤防・護岸	許可工作物
1	渡良瀬川河川事務所鉄塔	空	NHK	渡良瀬川	右	34.6	21	超	○		○	田中橋
2	三杉川排水機場川表	施		渡良瀬川	左	16.5	30	高	○	三杉川排水機場		
3	三杉川排水機場連絡水門	施		渡良瀬川	左	16.5	30	高	○	三杉川排水機場		
4	三杉川	空	NHK	渡良瀬川	左	16.5	30	超	○	三杉川排水機場	○	
5	菊沢川排水機場川表	空	NHK	渡良瀬川	左	19.7	30	超	○	菊沢川排水機場	○	
6	菊沢川排水機場川裏	施		渡良瀬川	左	19.7	30	高	○	菊沢川排水機場	○	
7	邑楽頭首工下流	空	NHK	渡良瀬川	左	21.35	20	超	○		○	邑楽頭首工
8	邑楽頭首工上流	空	NHK	渡良瀬川	右	21.35	17	超	○		○	邑楽頭首工
9	才川樋管	空	NHK	渡良瀬川	左	23.3	21	超	○	才川樋管	○	
10	渡良瀬大橋	空	NHK	渡良瀬川	左	23.3	30	超	○		○	渡良瀬大橋
11	矢場川水門屋上	空	NHK	渡良瀬川	右	24.8	17	超	○		○	
12	矢場川水門上流	施		矢場川	右	0.4	10	高	○	矢場川水門	○	
13	姥川樋門屋上	空	NHK	矢場川	左	2.2	21	超	○		○	
14	姥川樋門正面	施		矢場川	右	2.2	21	高	○	姥川樋門	○	
15	早川田上水位観測所	空	NHK	渡良瀬川	右	28.6	21	超	○	早川田上水位観測所	○	
16	袋川水門正面	空	NHK	渡良瀬川	左	29.9	21	超	○	袋川水門	○	
17	袋川水門ゲート	施	NHK	渡良瀬川	左	29.9	21	高	○	袋川水門	○	
18	岩井水位観測所	空	NHK	渡良瀬川	左	32.9	21	超	○	岩井水位観測所	○	わたらせ川のふれあい館"せせら"
19	福寿大橋上流	空	NHK	渡良瀬川	右	33.3	30	超	○	岩井水位観測所	○	水防倉庫
20	足利水位観測所	空	NHK	渡良瀬川	左	35.7	20	超	○	足利水位観測所・南町樋管	○	
21	借宿水衝部	空	NHK	渡良瀬川	右	35.9	21	超	○	織姫樋管・連岱寺樋管	○	渡良瀬橋
22	緑橋上流	空	NHK	渡良瀬川	右	36.8	21	超	○		○	緑橋・渡良瀬橋
23	蓮台寺水門	空	NHK	渡良瀬川	左	37.3	30	超	○	連岱寺水門	○	
24	市場排水樋管	空	NHK	渡良瀬川	右	38.8	30	超	○	市場排水樋管	○	
25	鹿島橋	空	NHK	渡良瀬川	左	39.6	30	超	○		○	鹿島橋
26	葉鹿橋下流	空	NHK	渡良瀬川	右	42.2	30	超	○		○	葉鹿橋
27	松原橋上流	空	NHK	渡良瀬川	右	45.4	21	超	○		○	松原橋
28	太田頭首工	空	NHK	渡良瀬川	左	45.8	30	超	○		○	太田頭首工
29	中通り大橋下流	空		渡良瀬川	左	48.4	30	超	○		○	中通り大橋

別表-5-2 電気通信施設（CCTVカメラ）一覧

令和8年3月

No	テロップ名称	(施設 or 空間)	(H P・公 開の有 無 メ デ ィ ア)	位置			機能			監視可能施設		
				河川 名	左 右 岸	k p	望 遠	高 感 度	旋 回	直 轄 施 設	堤 防 ・ 護 岸	許 可 工 作 物
30	錦桜橋	空	NHK	渡良瀬川	左	49.3	21	超	○		○	錦桜橋
31	桐生大橋	空	NHK	渡良瀬川	左	50.3	17	超	○		○	桐生大橋・JR渡良瀬川 橋梁
32	高津戸水位観測所	空	NHK	渡良瀬川	右	56	30	超	○	高津戸水位観測所	○	高津戸橋
33	大島水位観測所	空	NHK	渡良瀬川	右	18.8	20	超	○	大島水位観測所	○	渡良瀬川橋(高速)
34	伊保内新橋水位観測所	空	NHK	秋山川	左	1.2	30	超	○	伊保内新橋水位観測所	○	伊保内新橋・伊保内橋
35	矢場川放水路	空		渡良瀬川	右	23.6	30	超	○	矢場川放水路	○	
36	久野樋管	空	NHK	矢場川	左	1	20	超	○	久野樋管・日向樋管	○	
37	足森橋水位観測所	空	NHK	矢場川	左	3.6	20	超	○	足森橋水位観測所	○	足森橋
38	小曽根橋上流	空	NHK	矢場川	左	6.1	30	超	○	小曽根樋管・上鷲樋管	○	小曽根橋
39	羽刈堰	施		矢場川	左	7.8	30	超	○	羽刈堰	○	
40	千原田堰	施		藤川	右	0.6	30	高	○	千原田堰・千原田樋管	○	
41	旗川合流点	空	NHK	渡良瀬川	右	26.5	21	超	○	渡良瀬川・旗川合流点、 尾名川水門	○	
42	尾名川水門	空	NHK	旗川	右	0.4	20	超	○	尾名川水門	○	
43	桐生川合流点	空	NHK	渡良瀬川	右	44.4	20	超	○	渡良瀬川・桐生川合流点	○	
44	桐生川橋梁上流	空	NHK	桐生川	左	3.5	30	超	○	桐生川旧川合流点	○	桐生川橋梁(JR)・下濁 沼橋
45	両国橋	空	NHK	桐生川	右	4.8	30	超	○	下小友樋管	○	両国橋
46	宿の島橋	空	NHK	桐生川	右	6	30	超	○	沼の上樋管	○	宿の島橋
47	新川樋門	空	NHK	桐生川	右	6.9	30	超	○	新川樋門	○	八坂橋
48	広見橋水位観測所	空	NHK	桐生川	右	8	20	超	○	広見橋水位観測所	○	広見橋・広見広場
49	桐生川上流端	空	NHK	桐生川	右	10.8	20	超	○	河川管理区域標	○	金葛用水樋管
50	昭和橋下流	空	NHK	渡良瀬川	左	47.5	30	超	○		○	昭和橋
51	赤岩橋左岸下流	空	NHK	渡良瀬川	左	51.1	30	超	○		○	渡良瀬川橋梁(上毛)
52	赤岩橋	空	NHK	渡良瀬川	右	51.4	30	超	○		○	赤岩橋・渡良瀬川橋梁 (上毛)
53	山田川合流点	空	NHK	渡良瀬川	左	53	20	超	○	渡良瀬川・山田川合流点	○	
54	羽刈橋上流	空	NHK	藤川	右	1.3	20	超	○		○	羽刈橋・五料堰
55	江川橋上流	空	NHK	多々良川	左	0.3	30	超	○	木戸堰	○	江川橋
56	姥川	空	NHK	姥川	左	0.1	30	超	○	姥川排水機場	○	
57	姥川排水機場	施		姥川	右	0.2	30	超	○	姥川排水機場		
58	野田町	空		渡良瀬川	右	27.5	30	超	○		○	

別表－５－２ 電気通信施設（CCTVカメラ）一覧

令和８年３月

No	テロップ名称	(施設・監視目的空間)	(H.P.・メデアの有無)	位置			機能			監視可能施設		
				河川名	左右岸	kp	望遠	高感度	旋回	直轄施設	堤防・護岸	許可工作物
59	奥戸町	空		渡良瀬川	左	27.5	30	超	○		○	
60	中橋上流	空	NHK	渡良瀬川	右	35.4	30	超	○	南町樋管	○	中橋
61	中橋下流	空		渡良瀬川	右	35.1	30	超	○		○	中橋
62	奥戸防災ステーション	空		渡良瀬川	左	28.3	30	超	○		○	奥戸防災ステーション
63	下早川田町	空		渡良瀬川	右	22.5	30	超	○	矢場川放水路	○	渡良瀬川橋梁(東武佐野)
64	ながめ橋下流	空		渡良瀬川	右	56	30	超	○	高津戸水位観測所	○	
65	稲荷橋上流	空		桐生川	右	9.6	30	超	○		○	稲荷橋
66	高取樋管	空	NHK	渡良瀬川	左	14.1	30	超	○	渡良瀬川・利根川上流境界	○	渡良瀬川橋梁(東武日光)
67	中橋(夜間監視)	空	NHK	渡良瀬川	左	35.7	30	超	○		○	中橋
68	福猿橋上流	空		渡良瀬川	左	32.2	30	超	○		○	福寿大橋
69	中通り大橋上流	空		渡良瀬川	左	49	30	超	○		○	中通り大橋
70	赤岩橋上流	空	NHK	渡良瀬川	左	51.6	30	超	○		○	赤岩橋
71	相川橋水位観測所	空		渡良瀬川	左	53.4	30	超	○	相川橋水位観測所	○	相川橋
72	大古屋橋下流	空		秋山川	左	2.2	30	超	○		○	
73	出流川水門	空		旗川	右	0.8	30	超	○		○	
74	高田橋上流	空	NHK	旗川	左	1.8	30	超	○		○	高田橋
75	落合橋下流	空		矢場川	右	1.7	30	超	○		○	
76	藤川橋	空		藤川	左	2	30	超	○		○	藤川橋
77	押切橋上流	空		矢場川	右	7.5	30	超	○		○	押切橋
78	押切橋下流	空		矢場川	右	7.5	30	超	○		○	押切橋
79	文三樋管	空	NHK	桐生川	左	2.6	30	超	○	文三樋管	○	
	神子内川松木川合流点カメラ			渡良瀬川	右	-			○			
	大畑沢カメラ			渡良瀬川	左	-			○			
	足尾ダム左岸カメラ			渡良瀬川	左	-			○			
	足尾ダム左岸2カメラ			渡良瀬川	左	-			○			
	足尾ダム右岸カメラ			渡良瀬川	右	-			○			
	松木昇降設備カメラ			松木川	左	-			○			
	神子内川黒沢川合流点カメラ			神子内川	左	-			○			
	松木川上流カメラ			松木川	左	-			○			

別表－５－２ 電気通信施設（CCTVカメラ）一覧

令和8年3月

No	テロップ名称	(施設 or 空間)	(HP・メディア の有無)	位置			機能			監視可能施設		
				河川名	左右岸	kp	望遠	高感度	旋回	直轄施設	堤防・護岸	許可工作物
	上神梅砂防堰堤カメラ			渡良瀬川	左	-			○			
	黒坂石川合流点カメラ			黒坂石川	右	-			○			
	通洞大橋カメラ			渡良瀬川	右	-			○			
	餅ヶ瀬川合流点カメラ			餅ヶ瀬川	右	-			○			
	川口川下流砂防堰堤カメラ			川口川	左	-			○			
	銀山平砂防堰堤カメラ			庚申川	左	-			○			
	小中川合流点カメラ			小中川	左	-			○			
	小黒川合流点カメラ			小黒川	左	-			○			
	神子内砂防堰堤			神子内川		-			○			
	深沢一号砂防堰堤			渡良瀬川-深沢		-			○			
	有越沢砂防堰堤			渡良瀬川-有越沢		-			○			
	小中川下流砂防堰堤			小中川		-			○			
	湧丸砂防堰堤			小黒川		-			○			
	栃久保沢砂防堰堤			栃久保沢		-			○			
	花輪1号右岸上流			渡良瀬川	右	-			○			
	花輪3号帯工右岸			渡良瀬川	右	-			○			

表-6-1 許可工作物（樋管等）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置			施設諸元	施設管理者		
				左右岸名	軒 統	地 先 名		名 称	担当部署	備考
桐生出張所	利根川	渡良瀬川	大間々頭首工	右岸	56.25k 上135m	群馬県みどり市大間々町	ポンプ コンクリートBOX	岡 登 堰 土 地 改 良 区		
"	"	"	大間々町 排水放水口(上)	"	56.0k 上30m	群馬県みどり市大間々町 高津戸字川久保	ヒュームカン φ1800m/m	み どり 市 長		
"	"	"	大間々町 排水放水口(中)	"	56.0k 下30m	群馬県みどり市大間々町 高津戸字川久保	ヒュームカン φ600m/m	み どり 市 長		
"	"	"	大間々頭首工 越 渡 余 水 吐	"	55.25k 上135m	群馬県みどり市大間々町 高津戸字川久保	コンクリートBOX 1.0×1.1×1門	岡 登 堰 土 地 改 良 区		
"	"	"	大間々町 排水放水口(下)	"	55.25k 上135m	群馬県みどり市大間々町 高津戸字川久保	上下2連(手動) 1.4×2.8×1門	み どり 市 長		
"	"	"	大間々町 雨水排水路	左岸	55.25k 下70m	群馬県みどり市大間々町	ヒュームカン φ700m/m と水路	み どり 市 長		
"	"	"	女 瀬 樋 管	"	54.0k 上35m	群馬県桐生市相生町4丁目	鋼製スルースゲート 2.2×2.2×1門(角落とし)	桐 生 市 長		
"	"	"	川内町放水口	左岸	53.25k 上100m	群馬県桐生市川内町	ヒュームカン φ200m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	清 水 下 樋 管	右岸	53.0k 下130m	群馬県桐生市相生町2丁目	鋼製スルースゲート 1.2×1.5×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	川内町都市下水 管	左岸	52.75k 上89m	群馬県桐生市川内町	鋼製フラップゲート ヒュームカンφ500m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	鷹の巣排水樋管	"	52.4k 下30m	群馬県桐生市川内町	鋼製フラップゲート ヒュームカンφ800m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	日本サーボ機 排水路工	右岸	52.0k	群馬県桐生市相生町	U字溝 0.6×0.3	日 本 サ ー ボ 機		
"	"	"	広 沢 用 水 樋 管	"	51.8k 上90m	群馬県桐生市相生町2丁目	鋼製スルースゲート 0.8×1.0×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	青 葉 台 雨水排水口(小)	左岸	51.8k 下15m	群馬県桐生市堤町	ヒューム管 φ250m/m	(有)エルクコーポレーション		
"	"	"	青 葉 台 雨水排水口(大)	"	51.6k 上70m	群馬県桐生市堤町	ヒューム管 φ1200m/m×13m	桐 生 市 長		
"	"	"	富 士 山 下 排 水 樋 管	右岸	51.4k 下30m	群馬県桐生市相生町2丁目	鋼製スルースゲート 1.2×1.5×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	天 津 沢 第 3 樋 管	左岸	51.2k 上160m	群馬県桐生市堤町	鋼製フラップゲート ヒューム管φ800m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	天 津 沢 第 2 樋 管	"	51.0k 上68m	群馬県桐生市堤町	鋼製フラップゲート ヒューム管φ700m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	天 津 沢 第 1 樋 管	"	51.0k 上10m	群馬県桐生市堤町	鋼製フラップゲート ヒューム管φ600m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	赤 岩 用 水 樋 管	"	50.8k 上40m	群馬県桐生市元宿町	木製スルースゲート 1.5×1.5×2門	桐 生 市 長		
"	"	"	相生都市下水路吐	右岸	50.4k 上25m	群馬県桐生市相生町2丁目	鉄鋼スルースゲート 3.3×3.3×2門(角落とし)	桐 生 市 長		
"	"	"	小梅町排水樋管	左岸	48.6k 下25m	群馬県桐生市小梅町	鋼製フラップゲート ヒューム管φ400m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	三 ッ 堀 樋 管	"	46.6k 上120m	群馬県桐生市境野町3丁目	鋼製スルースゲート 2.85×4.5×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	太 田 頭 首 工 取 水 樋 管	右岸	46.2k 上65m	群馬県桐生市広沢町5丁目	鋼製スルースゲート 2.0×2.85×1門	群馬県東部農業事務所	農 村 整 備 課	
"	"	"	太 田 頭 首 工	左岸 右岸	46.2k 上65m	群馬県桐生市境野町6丁目 群馬県桐生市広沢町6丁目	鋼製ローラーゲート 2.3×35.0×3門	群馬県東部農業事務所	農 村 整 備 課	
"	"	"	太 田 頭 首 工 排 砂 樋 管	右岸	46.2k 上20m	群馬県桐生市広沢町5丁目	鋼製スルースゲート 1.8×2.25×1門	群馬県東部農業事務所	農 村 整 備 課	
"	"	"	広 沢 排 水 樋 管	"	44.0k 下15m	群馬県桐生市広沢町7丁目	鋼製ローラーゲート 2.5×3.8×2門	桐 生 市 長		
"	"	"	広 沢 排 水 樋 管	"	44.0k 下15m	群馬県桐生市広沢町7丁目	鋼製ローラーゲート 1.5×1.5×1門	群馬県流域下水道事 務 所		
"	"	桐生川	金 葛 上 樋 管	左岸	10.8k 上 m	群馬県桐生市菱町	ヒューム管φ500m/m フラップゲート	桐 生 市 長		
"	"	"	金 葛 用 水 樋 管	左岸	10.8k 下20m	群馬県桐生市菱町	鋼製スルースゲート 0.9×1.5×1門	金 葛 堰 用 水 組 合		
"	"	"	天 神 町 樋 管	右岸	10.4k 下70m	群馬県桐生市天神町	鋼製スルースゲート 2.3×3.8×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	屋敷裏用水樋管	左岸	10.2k 下35m	群馬県桐生市菱町	鋼製スルースゲート 1.0×1.0×1門	屋 敷 裏 用 水 組 合		
"	"	"	東 久 方 樋 管	右岸	9.8k 下62m	群馬県桐生市東久方町	鋼製スルースゲート 1.0×1.0×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	六 句 排 水 樋 管	左岸	8.8k 上90m	群馬県桐生市菱町字六句	φ800m/m フラップゲート(0.45×1.7)	桐 生 市 長		
"	"	"	幸 橋 上 樋 管	右岸	8.8k 上60m	群馬県桐生市東1丁目	鋼製スルースゲート 0.6×0.65×1門	桐 生 市 長		
"	"	"	広 見 排 水 樋 管	左岸	8.2k 下1.4m	群馬県桐生市菱町黒川	ヒュームカン φ500m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	宿の島用水樋管	"	6.6k 上40m	群馬県桐生市菱町宿の島	鋼製スルースゲート 0.9×1.7×1門	宿 の 島 用 水 組 合		
"	"	"	沼の上用水樋管	右岸	6.0k 上40m	群馬県桐生市境野町沼の上	鋼製スルースゲート 1.8×2.7×2門	沼 の 上 用 水 組 合		
"	"	"	宿の島排水樋管	左岸	5.8k 上80m	群馬県桐生市菱町黒川	ヒュームカン φ800m/m	桐 生 市 長		
"	"	"	細 田 用 水 樋 管	"	4.8k 上60m	群馬県桐生市菱町	鋼製スルースゲート 1.7×1.8×2門	細 田 用 水 組 合		
"	"	"	松 宮 排 水 樋 管	右岸	4.4k 下100m	群馬県桐生市境野町	鋼製フラップゲート ヒュームカンφ400m/m	細 田 用 水 組 合		
"	"	"	白 髭 樋 管	"	4.2k 下40m	群馬県桐生市境野町	鋼製スライドゲート 1.08×1.48×1門	足 利 市 わ た ら せ 川 左 岸 土 地 改 良 区		

表-6-1 許可工作物（樋管等）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置			施設諸元	施設管理者		
				左右岸名	軒 杭	地 先 名		名 称	担当部署	備考
桐生出張所	利根川	桐生川	白鬚堰(取水施設)	左右岸	4.2k 下45m	群馬県桐生市菱町1丁目 群馬県桐生市境野町5丁目	床固め	足利市わたらせ川 左岸土地改良区		
"	"	"	白鬚排水樋管	右岸	旧川 4.0k 下20m	栃木県足利市小俣町	角落とし ヒュームカンφ700m/m	桐生市長		
"	"	"	濁沼(取水)樋管	左岸	3.8k 下15m	栃木県足利市小俣町	鋼製ローラーゲート 0.6×2.7×3門	足利市わたらせ川 左岸土地改良区		
"	"	"	境野排水樋管	右岸	3.2k	群馬県桐生市境野町	鋼製スライドゲート 1.8×1.3×1門	桐生市長		
"	"	"	浜の京樋管	"	2.6k 100m	群馬県桐生市境野町	鋼製ローラーゲート 2.3×3.5×1門	桐生市長		
"	"	"	大前薬鹿 用水樋管	左岸	1.8k 上60m	栃木県足利市小俣町	鋼製スルースゲート 1.1×1.1×2門	足利市わたらせ川 左岸土地改良区		
足利出張所	"	渡良瀬川	柳原用水樋管	左岸	43.0k 下80m	栃木県足利市薬鹿町	鋼製スルースゲート 1.0×1.5×1門	足利市わたらせ川 左岸土地改良区		
"	"	"	五十部排水樋管	左岸	38.4k	栃木県足利市五十部町	鋼製ローラーゲート 1.7×3.4×2門	足利市長		
"	"	"	三栗谷排砂樋管	右岸	37.0k 下23m	栃木県足利市中川町	鋼製ローラーゲート 1.675×1.75×1門	三栗谷 土地改良区		
"	"	"	借宿樋管	"	35.8k 上40m	栃木県足利市借宿町	鋼製スライドゲート 1.25×1.65×1門	足利市長		
"	"	"	織姫樋管	左岸	35.8k 上60m	栃木県足利市通4丁目	鋼製スルースゲート 1.5×1.5×1門	足利市長		
"	"	"	伊勢町樋管	"	34.4k 下60m	栃木県足利市伊勢町	鋼製スルースゲート 1.8×2.0×1門	足利市長		
"	"	"	朝倉樋管	右岸	33.8k 下140m	栃木県足利市朝倉町	鋼製スルースゲート 2.4×2.0×2門	足利市長		
"	"	"	佐野上水樋管	左岸	30.5k 上10m	栃木県足利市鶴水町	鋼製スルースゲート 6.0×12.0×1門	佐野市長		
"	"	"	佐野用水樋管	"	26.25k 下70m	栃木県佐野市高橋町	鋼製スルースゲート 1.5×2.0×1門	栃木県知事 安足農業振興事務所		
"	"	松田川	都市下流 末樋管	右岸	松田川橋下140m	栃木県足利市薬鹿町	鋼製スルースゲート 1.0×1.2×1門	足利市長		
"	"	"	大前用水樋管	左岸	松田川橋下190m	栃木県足利市大前町	鋼製スルースゲート 1.0×1.2×1門	足利市わたらせ川 左岸土地改良区		
"	"	"	薬鹿中島排水樋管	右岸	本川 41.8k 上200m	栃木県足利市薬鹿町	ゲート無し	足利市長		
"	"	蓮台寺川 放水路	雨水排水 管	左岸	蓮台寺水門 上175m	栃木県足利市今福町	ヒュームカンφ600m/m フラップゲート	足利市長		
"	"	"	排水 管	右岸	蓮台寺水門 No.2	栃木県足利市今福町	ヒュームカン φ1000m/m	足利市長		
佐野河川出張所	"	矢場川	五料堰	左右岸	No.7 上44m	栃木県足利市羽刈町	ゴム製フーパーゲート 2.31×20.0×1門	待矢場両堰 土地改良区		
"	"	"	向地陸田 取水施設	右岸	No.7 上120m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	水中ポンプ φ250	待矢場両堰 土地改良区		
"	"	"	下藤川樋管	"	No.8 下80m	栃木県足利市羽刈町	鋼製スライドゲート 1.45×2.0×1門	待矢場両堰 土地改良区		
"	"	"	旭樋管	左岸	No.42 付近	栃木県足利市県町川端	水中ポンプ φ600 0.6×0.7×1門	泉川端押廻組合		
"	"	"	下河原陸田 取水施設	右岸	No.40 上50m	群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	水中ポンプ φ100	下河原陸田 組合		
"	"	"	団子見堂排水樋管	"	No.22 上 m	群馬県邑楽郡邑楽町勢	スライドゲート	邑楽町長		
"	"	"	中日向樋管	左岸	No.16 上90m	栃木県足利市瑞穂野町	水中ポンプ VP管 φ250	中日向陸田 組合		
"	"	多々良川	森の木樋管	"	No.3 下7m	群馬県館林市日向町	鋼製スルースゲート 2.0×2.0×1門	日向排水組合		
"	"	"	木戸堰	左岸 右岸	No.4 付近	群馬県館林市日向町地先 群馬県館林市木戸町地先	水門2門 鋼製ローラー ゲート4.4m×8.0m、2.1m ×7.0m	待矢場両堰 土地改良区		
"	"	渡良瀬川	吾妻排水樋管	左岸	23.5k 上175m	栃木県佐野市下羽田町	鋼製スルースゲート 1.6×1.6×2門	佐野市 土地改良区		
"	"	"	邑楽頭首工 取水樋管	右岸	21.5k 下40m	群馬県館林市大島町	鋼製スルースゲート 2.0×3.0×1門	群馬県東部農業事務所	館林農村整備 センター	
"	"	"	邑楽頭首工 排砂樋管	左岸 右岸	21.5k 下50m	栃木県佐野市船津川町 群馬県館林市大島町	鋼製ローラーゲート 4.2×40.0×3門	群馬県東部農業事務所	館林農村整備 センター	
"	"	"	邑楽頭首工 排砂樋管	右岸	21.5k 下115m	群馬県館林市大島町	鋼製スルースゲート 1.3×1.8×1門	群馬県東部農業事務所	館林農村整備 センター	
"	"	"	界樋管	左岸	16.5k 上30m	栃木県佐野市高山町	鋼製スルースゲート 2.3×4.2×3門	栃木県安足農業振興事 務所	整備課	
"	"	"	大岩藤樋管	"	16.0k 上300m	栃木県栃木市藤岡町都賀	鋼製スルースゲート 1.5×2.0×1門	大岩藤 土地改良区		
"	"	"	大岩藤床固め	左岸 右岸	16.0k 上260m	栃木県栃木市藤岡町都賀	床固め			
"	"	"	天神樋管	左岸	16.0k 上260m	栃木県栃木市藤岡町都賀	鋼製スルースゲート 0.9×0.9×1門	藤岡土地改良区		
"	"	"	頭沼取水樋管 (西岡樋管)	右岸	16.0k 下180m	群馬県邑楽郡板倉町除川	導水管76.1m 水中ポンプ φ200m/台2台	邑 土地改良区	楽	
"	"	"	鳥谷崎樋管	左岸	15.5k 下200m	栃木県栃木市藤岡町都賀	ポンプ→許可工作物 本体→河川管理施設	藤岡土地改良区		
"	"	"	流域下水 放流樋管	右岸	14.25k 上50m	栃木県栃木市藤岡町	函渠長90.8m	栃木県下水道管理事 務所	工務管理課	

別表－6－2 許可工作物（橋梁）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置		地先名	施設諸元
				左右岸名	料 杭		
大間々砂防出張所	利根川	渡良瀬川	わたらせ渓谷鐵道渡良瀬川第一橋梁	左 右	82.0k 上100m	群馬県みどり市東町沢入	二等橋 197.710m 4.20m
	〃	〃	東 宮 橋	左 右	82.0k 下170m	群馬県みどり市東町沢入	二等橋 104.000m 5.50m
	〃	〃	草 木 橋	左 右	80.0k 下100m	群馬県みどり市東町草木	一等橋 374.000m 5.50m
	〃	〃	(歩道橋) わらべ橋	左 右	76.5k 下484m 76.5k 下488m	群馬県みどり市東町座間 群馬県みどり市東町神戸	二等橋 43.992m 2.30m
桐生出張所	〃	〃	相 川 橋	左 右	53.5k 下30m 53.5k 下50m	群馬県桐生市川内町3丁目 群馬県桐生市相生町3丁目	一等橋 160.000m 8.40m
	〃	〃	相川橋側道橋	左 右	53.5k 下55m	群馬県桐生市川内町3丁目 群馬県桐生市相生町3丁目	一等橋 160.000m 2.50m
	〃	〃	赤 岩 橋	左 右	51.4k 上44m 51.4k 上20m	群馬県桐生市堤町3丁目 群馬県桐生市相生町2丁目	二等橋 103.500m 9.00m
	〃	〃	上毛電鉄 渡良瀬川橋梁	左 右	51.4k 下50m 51.4k 下60m	群馬県桐生市堤町3丁目 群馬県桐生市相生町2丁目	157.280m 2.50m
	〃	〃	J R 両毛線 渡良瀬川橋梁	左 右	50.8k 0m	群馬県桐生市堤町3丁目 群馬県桐生市相生町2丁目	262.400m 4.00m
	〃	〃	桐 生 大 橋	左 右	50.2k 上26.6m 50.2k 下23.7m	群馬県桐生市清瀬町 群馬県桐生市相生町1丁目	一等橋 368.200m 20.00m
	〃	〃	錦 桜 橋	左 右	49.2k 上90m	群馬県桐生市錦町3丁目 群馬県桐生市桜木町	一等橋 268.700m 21.10m
	〃	〃	中 通 り 大 橋	左 右	48.8k 下26.8m 48.8k 上17.8m	群馬県桐生市三吉町 群馬県桐生市広沢町	一等橋 298.000m 23.80m
	〃	〃	昭 和 橋	左 右	48.0k 下155m 48.0k 下132m	群馬県桐生市琴平町 群馬県桐生市広沢町間ノ島	二等橋 220.000m 9.70m
	〃	〃	松 原 橋	左 右	45.4k 下45m	群馬県桐生市境野町7丁目 群馬県桐生市広沢町6丁目	一等橋 373.100m 15.30m
	〃	桐生川	中 里 橋	左 右	10.2k 上55m	群馬県桐生市菱町4丁目 群馬県桐生市天神町2丁目	一等橋 80.900m 10.00m
	〃	〃	稲 荷 橋	左 右	9.6k 下95m 9.6k 下105m	群馬県桐生市菱町4丁目 群馬県桐生市東1丁目	一等橋 80.000m 9.50m
	〃	〃	幸 橋	左 右	8.8k 上50m 8.8k 上48m	群馬県桐生市菱町3丁目 群馬県桐生市東3丁目	一等橋 87.000m 10.50m
	〃	〃	広 見 橋	左 右	8.2k 下50m 8.2k 下90m	群馬県桐生市菱町3丁目 群馬県桐生市東5丁目	一等橋 78.000m 6.00m
	〃	〃	八 坂 橋	左 右	7.4k 上10m 7.4k 下20m	群馬県桐生市菱町3丁目 群馬県桐生市東7丁目	一等橋 82.750m 11.00m
	〃	〃	宿 の 島 橋	左 右	6.0k 下80m 6.0k 下50m	群馬県桐生市菱町1丁目 群馬県桐生市境野町1丁目	一等橋 100.000m 8.00m

別表－6－2 許可工作物（橋梁）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置		地先名	施設諸元
				左右岸名	料 杭		
桐生出張所	利根川	桐生川	小沼橋	左右	5.6k 下50m 5.6k 下10m	群馬県桐生市菱町1丁目 群馬県桐生市境野町1・4丁目	一等橋 104.400m 6.50m
	"	"	両国橋（新橋）	左右	4.6k 上16.7m 4.6k 上66.2m	群馬県桐生市境野町5丁目 群馬県桐生市菱町1丁目	109.100m 13.5m
	"	"	上濁沼橋	左右	4.0k 下5m	栃木県足利市小俣町	97.100m 6.00m
	"	"	白髭橋	左右	(旧) 4.0k 下50m	栃木県足利市小俣町	二等橋 47.000m 6.50m
	"	"	白髭濁沼橋	左右	3.4k 上95m	栃木県足利市小俣町	84.750m 6.00m
	"	"	J R 両毛線 桐生川橋梁	左右	3.2k 上80m 3.2k 上120m	栃木県足利市小俣町	78.500m 1.90m
	"	"	境橋	左右	3.0k 下70m	栃木県足利市小俣町 群馬県桐生市境野町7丁目	一等橋 98.000m 6.40m
	"	"	境橋側道橋	左右	3.0k 下75m	栃木県足利市小俣町 群馬県桐生市境野町7丁目	一等橋 98.000m 2.40m
足利出張所	"	渡良瀬川	(側道橋) 葉鹿橋	左右	42.2k 上25m	栃木県足利市葉鹿町 群馬県太田市原宿町	296.100m 3.40m
	"	"	葉鹿橋	左右	42.2k 上20m	栃木県足利市葉鹿町 群馬県太田市原宿町	二等橋 296.100m 6.80m
	"	"	鹿島橋	左右	39.8k 上30m 39.8k 上45m	栃木県足利市鹿島町 群馬県太田市只上町	一等橋 301.100m 10.50m
	"	"	北関東自動車道 渡良瀬川橋	左右		栃木県足利市鹿島町 群馬県太田市市場町	400.800m 22.70m ～24.45m
	"	"	緑橋	左右	36.6k 上10m 36.6k 上20m	栃木県足利市緑町2丁目 栃木県足利市借宿町	一等橋 263.000m 11.50m
	"	"	(歩道橋) 渡良瀬橋	左右	35.8k 下75m 35.8k 下45m	栃木県足利市通4丁目 栃木県足利市南町	二等橋 243.300m 3.00m
	"	"	渡良瀬橋	左右	35.8k 下85m 35.8k 下50m	栃木県足利市通4丁目 栃木県足利市田中町	二等橋 243.300m 8.50m
	"	"	中橋	左右	35.4k 下95m 35.4k 下130m	栃木県足利市通2丁目 栃木県足利市南町	296.100m 17.50m
	"	"	田中橋	左右	34.8k 下80m 34.8k 下30m	栃木県足利市伊勢南町 栃木県足利市田中町	290.000m 11.60m
	"	"	岩井橋	左右	33.0k 上160m 33.0k 上240m	栃木県足利市岩井町	一等橋 254.000m 5.50m
	"	"	福寿大橋	左右	32.75k 上15m 32.75k 上150m	栃木県足利市寿町 栃木県足利市福富町	一等橋 429.000m 12.00m
	"	"	福猿橋	左右	31.25k 上5m 31.25k 上40m	栃木県足利市猿田町 栃木県足利市福富町	一等橋 291.300m 車道 7.00m 歩道 2.00m

別表－6－2 許可工作物（橋梁）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置		地先名	施設諸元
				左右岸名	料 杭		
足利出張所	利根川	渡良瀬川	川崎橋	左右	29.0k 上70m 29.0k 上230m	栃木県足利市川崎町 栃木県足利市野田町	一等橋 389.000m 9.25m
	〃	〃	渡良瀬川大橋	左右	26.0k 上120m 26.0k 上70m	栃木県佐野市高橋町 栃木県足利市野田町	一等橋 347.100m 21.50m
	〃	蓮台寺川 放水路	今福橋	左岸	No.0 +65m	栃木県足利市今福町	90.800m 3.00m
	〃	〃	渡良瀬大橋	左右	蓮台寺川左右岸 No.0	栃木県足利市今福町	49.600m 3.00m
	〃	旗川	高田橋	左右	No.9 上110m No.9 上45m	栃木県佐野市村上町	一等橋 16.220m 11.70m
	〃	〃	村上大橋	左右	No.7付近	栃木県佐野市村上町	二等橋 100.000m 5.50m
佐野河川出張所	〃	渡良瀬川	高橋大橋	左右	24.75k 上140m 24.75k 上85m	栃木県佐野市高橋町 栃木県足利市野田町	一等橋 307.600m 10.75m
	〃	〃	渡良瀬大橋	左右	No.23.0 上60.5m No.23.0 下109.5m	栃木県佐野市下羽田町 群馬県館林市下早川田町	一等橋 551.500m 9.75m
	〃	〃	東武鉄道佐野線 渡良瀬川橋梁	左右	No.22.5 上179m No.22.5 下71m	栃木県佐野市船津川町 群馬県館林市下早川田町	411.300m 4.90m
	〃	〃	渡良瀬川橋	左右	No.18.0 上75m No.18.0 上100m	栃木県佐野市高山町 群馬県邑楽郡板倉町西岡新田	一等橋 399.900m 29.40m
	〃	秋山川	大古屋橋	左右	No.11 下55m No.11 下50m	栃木県佐野市植下町 栃木県佐野市大古屋町	二等橋 48.000m 5.50m
	〃	〃	伊保内橋	左右	No.6 上118m No.6 上127m	栃木県佐野市伊保内町 栃木県佐野市大古屋町	50.900m 2.80m
	〃	〃	伊保内新橋	左右	No.5 上30m	栃木県佐野市伊保内町 栃木県佐野市大古屋町	一等橋 69.800m 7.70m
	〃	〃	船津川橋	左右	No.1 下50m	栃木県佐野市船津川町	22.500m 3.90m
	〃	矢場川	藤川橋	左右	No.10 下100m No.10 下85m	群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	二等橋 34.200m 4.00m
	〃	〃	下藤川橋	左右	No.8 上50m	群馬県邑楽郡邑楽町藤川	29.800m 4.00m
	〃	〃	羽刈橋	左右	No.4 上90m	栃木県足利市羽刈町	一等橋 30.100m 17.80m
	〃	〃	赤谷戸橋	左右	No.2 上40m No.2 上60m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	39.340m 7.00m
	〃	〃	千原田橋	左右	No.2 下130m No.2 下110m	群馬県邑楽郡邑楽町中野	33.800m 8.50m
	〃	〃	(旧矢場川) 下の下河原橋	左右	No.40 上20m	栃木県足利市県町 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	10.300m 5.00m

別表－6－2 許可工作物（橋梁）一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位置		地先名	施設諸元
				左右岸名	料 杭		
佐野河川出張所	利根川	矢場川	(上矢場川) 西下河原橋	左右	旧川	栃木県足利市羽刈町 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	8.600m 6.290m 2.80m 6.20m
	"	"	(上矢場川) 下河原橋	左右	旧川	栃木県足利市羽刈町 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	7.900m 4.63m
	"	"	(下矢場川) 千原田橋	左右	旧川	栃木県足利市羽刈町 群馬県邑楽郡邑楽町中野	10.400m 2.10m
	"	"	旭橋	左右	No.43	栃木県足利市県町 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	19.800m 5.50m
	"	"	東下河原橋	左右	No.40 上20m	群馬県邑楽郡邑楽町秋妻	二等橋 19.500m 5.50m
	"	"	押切橋	左右	No.38 上50m	栃木県足利市羽刈町	一等橋 18.060m 7.50m
	"	"	金塚橋	左右	No.37 上50m	栃木県足利市羽刈町	17.600m 5.00m
	"	"	下の宮橋	左右	No.37 下80m	栃木県足利市羽刈町	17.600m 4.00m
	"	"	小曾根橋	左右	No.30 上20m No.30	栃木県足利市小曾根町 群馬県邑楽郡邑楽町中野	一等橋 57.200m 11.00m
	"	"	平成橋	左右	No.26 上120m No.26 上90m	栃木県足利市高松町 群馬県邑楽郡邑楽町鶉	一等橋 59.500m 6.50m
	"	"	鶉橋	左右	No.23 下30m No.23 下40m	栃木県足利市高松町 群馬県邑楽郡邑楽町鶉	二等橋 15.400m 5.00m
	"	"	東武鉄道伊勢崎線 矢場川橋梁	左右	No.22 下40m No.22 下80m	栃木県足利市高松町 群馬県邑楽郡邑楽町鶉	81.000m 3.90m
	"	"	八幡橋	左右	No.20 上120m No.20 上150m	栃木県足利市高松町 群馬県邑楽郡邑楽町鶉	一等橋 66.100m 11.00m
	"	"	足森橋	左右	No.18 上80m	栃木県足利市高松町 群馬県館林市日向町	一等橋 66.500m 8.20m
	"	"	落合橋	左右	No.11 下20m No.11 下5m	栃木県足利市瑞穂野町 群馬県館林市木戸町	一等橋 73.000m 7.00m
	"	"	明陸橋	左右	No.2 上20m	栃木県足利市野田町 群馬県館林市傍示塚町	二等橋 97.060m 6.40m
	"	"	新明陸橋	左右	No.1 上40m No.1 上50m	栃木県足利市野田町 群馬県館林市傍示塚町	一等橋 96.300m 10.75m
	"	矢場川 放水路	渡良瀬大橋	左右	No.23.0 上60.5m No.23.0 上109.5m	栃木県佐野市下羽田町 群馬県館林市下早川田町	一等橋 551.500m 9.75m
	"	"	東武鉄道佐野線 渡良瀬川橋梁	左右	No.22.5 上179m No.22.5 下71m	栃木県佐野市船津川町 群馬県館林市下早川田町	411.300m 4.90m
	"	多々良川	江川橋	左右	No.1 下13m	群馬県館林市日向町 群馬県館林市木戸町	13.000m 4.20m

別表－6－3 許可工作物（下水道管）一覧

令和8年3月

支所名	河川名	施設名	位置		場所	施設諸元	占用者
			左右岸名	杆杭			
桐生出張所	桐生川	下水道污水管(白髭濁沼橋)	左右	3.4k	足利市小俣町904-6.999-2		足利市長
桐生出張所	渡良瀬川	下水道放流管	左	49.0 K上50～65	桐生市三吉町131-8		桐生市長
桐生出張所	桐生川	下水道管 宿之島橋添架	左右	6.0 K	桐生市菱町, 境野町		桐生市長
桐生出張所	桐生川	公共下水道管 広見橋添架	左右	8.0 K～8.2 K	桐生市東五丁目, 菱町三丁目		桐生市長
桐生出張所	渡良瀬川	下水道圧送管 松原橋添架	左右	45.4 K下40m	左岸: 桐生市境野町7丁目1786-27 右岸: 桐生市広沢町6丁目307-2		桐生市長
桐生出張所	桐生川	下水道管 八坂橋添架	左右	7.2 K～7.4 K	桐生市菱町, 東七		桐生市長
桐生出張所	桐生川	下水道管渠(細田1号污水幹線)	左右	4.4 K上30M	左岸: 桐生市菱町1丁目 右岸: 桐生市境野町5丁目		桐生市長
足利出張所	渡良瀬川	都市下水道流末排水極管	左	42.0 k上10m付近	足利市薬鹿南町地先		足利市長
足利出張所	渡良瀬川	公共下水道管(河底横過)及び管理通路	左右	30.5 K	足利市鶴木町, 福富町		足利市長
桐生出張所	渡良瀬川	下水道管渠 相川橋添架	左右	53.5 K	桐生市川内町, 相生町		下水道総合事務所長
桐生出張所	桐生川	下水道污水圧送管 小沼橋添架	左右	5.6 K	桐生市菱町一丁目, 境野四丁目		桐生市長
佐野河川出張所	渡良瀬川	公共下水道管	右	13.75km上100m～	栃木市藤岡町地先		栃木市下水道事業 栃木市長
桐生出張所	渡良瀬川	下水道埋設管(桐生市道1-18号線内)	右	48.58k～48.74k	桐生市広沢町1丁目		桐生市長
桐生出張所	桐生川	下水道污水管設置工事	左	3.4km下50m～上100m付近	足利市小俣町993-1地先～1045-3地先		足利市長
桐生出張所	桐生川	下水道污水管設置工事	左	2.4km付近	足利市小俣町434地先～436-4地先		足利市長
桐生出張所	渡良瀬川	下水道管渠	右	49.2k下16m～49.0k上80m	桐生市桜木町1381-1～1407-16		桐生市長
佐野河川出張所	矢場川	合併浄化槽処理水の放流管	右	No.3付近	邑楽郡邑楽町大字中野字赤谷戸3533-3地先		清水 徹
足利出張所	渡良瀬川	下水施設の設置	左	36.0k付近	足利市茶町二丁目101番地先		足利市長

別表－7 水制工一覧

令和8年3月

左右岸	位置 (下流始点)	延長 L (m)	工種	長さ ℓ (m)	天端幅 b (m)	高さ h (m)	間隔 D (m)	D/ℓ	B/ℓ	基数	河岸に 対する方向	河道 形状
右	33.0k	440	元付け コンクリートのみ	9.0 (実測)	元付 コン クリート5.0 (実測)	—	20～50 (35)	—	—	12	直角	岩井地区 凸大 凸大
右	36.4k + 70m	240	袋形根固め	20.0	8.0	—	40	2.0	10.5	6	直角	多少凹
右	38.6k + 70m (只上)	—	コンクリートブロック	15.0	2.0	—	—	—	—	1	やや 上流向き	直線部
右	38.6k + 120m	200	袋形根固め 擬石ブロック	20.0	8.0	—	40	2.0	13.5	5	直角	直線部
右	44.8k + 100m	120	場所打ち コンクリート	10.0	6.0	—	30	3.0	35	12	直角	直線部
右	48.2k + 20m	290	袋形根固め 擬石 ブロック	15.0	6.0	—	35	2.3	16.6	9	直角	多少凸
右	48.6k (下)	100	場所打ち コンクリート	13.5	7.5 (実測)	1.2 (実測)	50	3.7	21	1	直角	多少凹
右	(中)			13.5	7.5		3.7	1		直角	多少凹	
右	(上)			13.5	7.5		50	3.7		1	直角	多少凹
右	49.6k + 135m	440	場所打ち コンクリート	15.0	6.0	0.6(実測) ～0.1(実 測)	45	3.0	22	14	直角	多少凹
左	50.2k + 80m	120	不明	18.0	10.0	—	35	1.9	18.3	4	下流2基 やや上流 向き	直線
右	50.8k + 70m	150	コンクリートブロック	12.0	8.0 (実測)	—	20	1.7	19.2	8	直角	直線
右	55.0k + 230m	(下) (中) (上)	不明	16.0	14.0	不明	50	3.1	12	1	直角	凹
		12.0		12.0	50		5.0	1		直角	凹	
		10.0		6.0	50		5.0	1		直角	凹	

別表－8 伏越一覧

令和8年3月

出張所名	水系名	河川名	施設名	位 置			施設諸元
				左右岸名	秆 杭	地 先 名	
足利出張所	利根川	蓮台寺川 放水路	蓮台寺伏越	左岸	37.6k 上50m (放水路管理境界)	栃木県足利市今福町	形式 鋼製スラップゲート L6.2m × H1.79m × 4.82m

別表－9－1 不法行為の一般的な処理フロー

